

NPO法人の手引

2 認定NPO法人編

兵庫県・神戸市



はじめに

この冊子は、2013年に発行した同名の冊子の改訂版です。旧版は2012年度の改正NPO法施行を機に、兵庫県内のNPO支援センターと所轄庁が協働して作成した『NPO法人の手引 1 設立・運営編』（以下、『1 設立・運営編』といいます。）の姉妹編として発行されました。

前述の法改正では、認定NPO法人の所管が国税庁から所轄庁へ移ったほか、各種の新施策が組み込まれ、寄附文化醸成への期待が膨らみました。当時、新制度に関する手引としては、内閣府版があるだけでしたので、より分かりやすい手引づくりを目標に取り組みました。認定または特例認定の申請に関してご検討されたNPO法人のために、『NPO法人の手引 2 認定NPO法人編』（以下、『2 認定NPO法人編』といいます。）がお役に立てたとすれば嬉しいかぎりです。

その後、2016年度にNPO法が改正されました。それに基づく『1 設立・運営編』の改訂後、引き続き『2 認定NPO法人編』の改訂に取り組みました。見直し作業に1年以上かかりましたが、NPO法改正点の収載に加え、表現を易しくする、ページを組み替えて分かりやすくするなどの工夫を行いました。さらに多くの方にご利用いただけることを期待しています。

なお、今回の改訂にあたり、前述した旧版の見直しによる改訂や修正のほか、巻頭に「認定NPO法人を目指す前に」と題する章を新たに挿入しました。認定NPO法人は特別な存在ではなく、NPO法人としての本来活動を適正に行う延長線上にあります。そのことをまず確認していただくために設けた章です。本書を利用される際、最初にこの章に目を通していただくことが、制度の全体像を理解するための近道と考えます。

『1 設立・運営編』および『2 認定NPO法人編』の作成と改訂は、「ひょうご中間支援団体ネットワーク」（構成団体：NPO支援センター27団体）と所轄庁（兵庫県・神戸市）からの参画メンバーによるプロジェクトチームが担当しています。チームは2012年以来、NPO法の運用と実践に関する多くの議論を積み重ねてきました。NPO現場の実態を踏まえながら、忌憚のない意見交換を行い、相互に学び合っ、常により良い手引にして行くことを目指しています。

皆さまのお手元にある兵庫県・神戸市版2分冊の手引は、NPOと行政が協力し合っ、創り上げた価値ある成果物と言えます。改訂してすぐに印刷版を発行しない場合もありますが、所轄庁のホームページの中では常に最新の冊子が利用できるよう活動を続けています。

今後もさらに、正確かつ使い勝手の良い手引に向けて努めてまいります。温かい目で見守っていただきますとともに、改善提案などありましたらお寄せいただければ幸いです。

2019年3月

ひょうご中間支援団体ネットワーク
（参加団体は141ページを参照下さい。）

追記：2022年3月 NPO法など関係法令の改正に伴い改訂を行いました。

はじめに

認定NPO法人を目指す前に 2

1 認定NPO法人制度の概要 12

- 1 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）とは 13
- 2 認定NPO法人になるメリットと義務・責任 15
- 3 認定NPO法人の税制優遇 17
- 4 特例認定NPO法人とは 26
- 5 認定NPO法人と他の法人格の比較 29

2 認定基準 32

- 1 認定基準の概要 33
- 2 認定基準の意義と内容 36
 - パブリックサポートテストの計算事例 45
- 3 NPO法人と認定NPO法人の比較 70

3 申請 72

- 1 認定等の申請準備と手続き 73
- 2 認定等申請書類の作成 79

4 運営 112

- 1 認定等取得後の手続き 113
- 2 寄附者への対応 124
- 3 認定の更新 129
- 4 認定の取消し 134

5 監督罰則 136

- 1 認定NPO法人等に対する所轄庁の監督 137
- 2 罰則規定 140

ひょうご中間支援団体ネットワーク参加団体一覧 141

コラム

- 認定NPO法人 認知症予防ネット神戸さんの場合 10
- 認定NPO法人 はらっぱさんの場合 28
- 認定の取得を目指す法人における会員制度のあり方について 31
- こんな寄附金ってどうしたらいいの？ 39
- 寄附を貰った年度だけでは使い切ることが難しい場合（「特定資産」について） 65
- 現地調査であったこんな事例 Part I 78
- 現地調査であったこんな事例 Part II 87

認定NPO法人を目指す前に

1 認定NPO法人を目指す前に	
1. NPO法人として達成すべきこと	3
2. 適正な運営組織の必要性	4
3. 適正な運営組織をつくること	6
コラム 認定NPO法人認知症予防ネット神戸さんの場合	10

1. NPO法人として達成すべきこと

この手引は、認定NPO法人について説明しています。そのため、認定NPO法人に関心を持っている方がこの手引を手にとられているでしょう。認定NPO法人は、NPO法第44条で「特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる」と定められています。所轄庁の認定を受けたNPO法人のことを「認定NPO法人」と呼びます。「認定NPO法人」になると、税制優遇などのさまざまなメリットがあります(認定NPO法人については次章以降で詳しく説明します)。

認定NPO法人は、特別なNPO法人なのかというと、必ずしもそうではありません。認定NPO法人になるためにはいくつかの要件を満たす必要がありますが、認定NPO法人だけに求められる特別な要件というのは、それほど多くありません。つまり、**認定NPO法人に求められる要件の多くは、本来、全てのNPO法人に求められているものなのです**(認定NPO法人と一般のNPO法人の違いは70ページの表を参照してください)。

認定NPO法人の要件の多くは、NPO法人が組織として適正に運営されているかどうかという点に関係します(ここで言う「組織としての適正な運営」とは、一般に、ガバナンス、コンプライアンス、アカウントビリティなどと呼ばれるものが含まれます)。

例えば、総会や理事会等の会議が定款に定められたとおりに開かれ、組織の方向性についてきちんと議論されていること(さらに議事録等が作成され保管されていること)、あるいは事業報告書や計算書類などが正しく作成され公開されていることなどが挙げられます。これらのことがきちんとできていない状態では、そもそもNPO法人として市民に信頼されることも難しいように思われます。

NPO法人の適正な運営についての多くの方法は、『1 設立・運営編』に掲載されています。『1 設立・運営編』に書かれたさまざまな事務処理や手続きを着実に実行することができれば、おのずと組織を適正に運営することができ、ひいては認定NPO法人も現実的な目標になってきます。認定NPO法人の取得を具体的な目標とし、さまざまな要件をひとつずつクリアしていけば、市民に信頼されるNPO法人に近づくことができるとも言えます。そして、市民に信頼されるNPO法人になれば、会費や寄附などをより集めることができるようになります。

ガバナンス、コンプライアンス、アカウントビリティって何？

ガバナンスとは、一般的に「統治」や「内部統制」のことを指します。NPO法人におけるガバナンスとは、理事や監事の権能、社員による社員総会などがきちんと定款に基づき機能する組織体制のことです。具体的には、監事による監査が適切に行われ、社員総会にて法人の運営に関わる重要な事項が決議されることなどです。『1 設立・運営編』の23ページで確認してください。

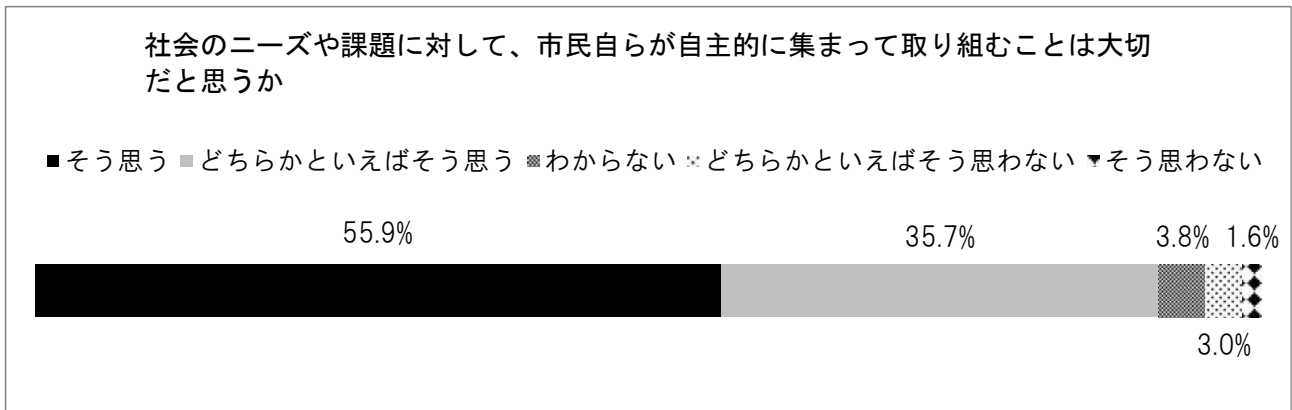
コンプライアンスとは、「法令遵守」のことです。法令を守ることは当たり前のことですが、意図せずに違反してしまうこともあります。NPO法人という法人格に関する法令はもちろん、NPO法人が運営する事業や労務などに関する法令もあります。NPO法人の罰則規定については、『1 設立・運営編』の196ページをご覧ください。

アカウントビリティとは、説明責任と訳されます。NPO法人はさまざまな主体から多くの支援を得て活動を行うため、これらの関係者に対してその支援が適切に使われたことを報告する必要があります。例えば、助成金の報告書を提出すること、寄附金の使途を寄附者に報告すること、事業報告書や計算書類をホームページで公開することなどです。

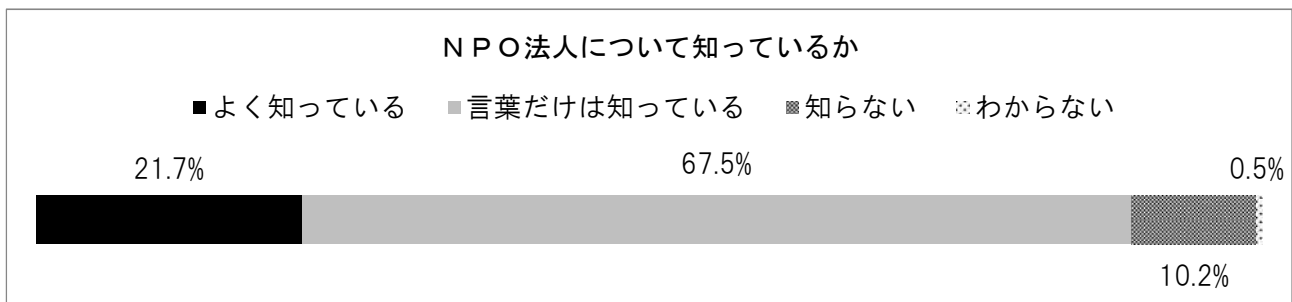
2. 適正な運営組織の必要性

適正な運営組織の条件を考える前に、市民がNPO法人に対してどのように思っているのかをいくつかのデータを参考にしながら考察していきます。

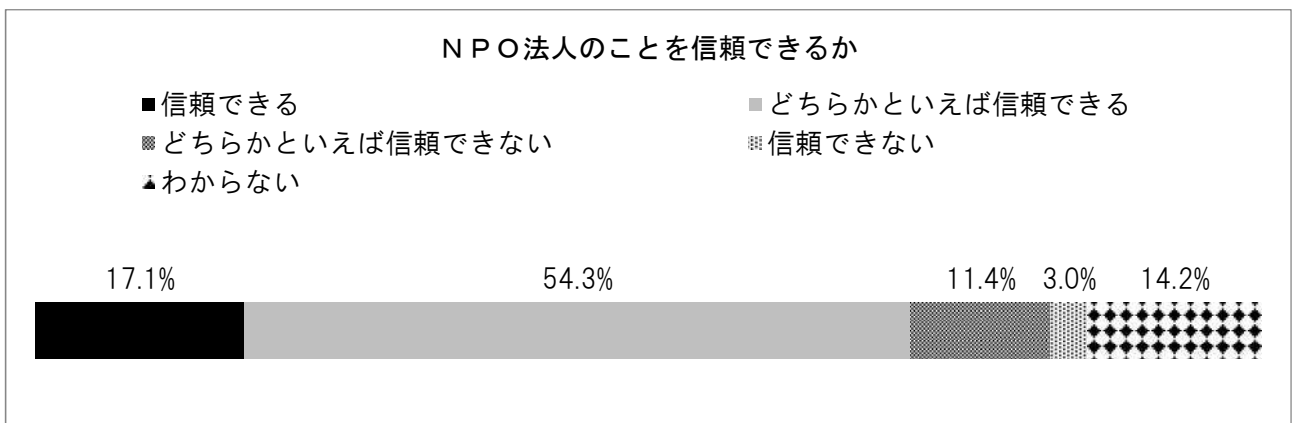
内閣府は2013年8月に『NPO法人に関する世論調査』を公表しています。「社会のニーズや課題に対して、市民自らが自主的に集まって取り組むことは大切だと思うか」という質問に対して、55.9%が「そう思う」、35.7%が「どちらかといえばそう思う」となっています。



また、内閣府は2018年12月に『NPO法人に関する世論調査』を新しく公表しました。「NPO法人について知っているか」については、21.7%が「よく知っている」、67.5%が「言葉だけは知っている」と回答しています。



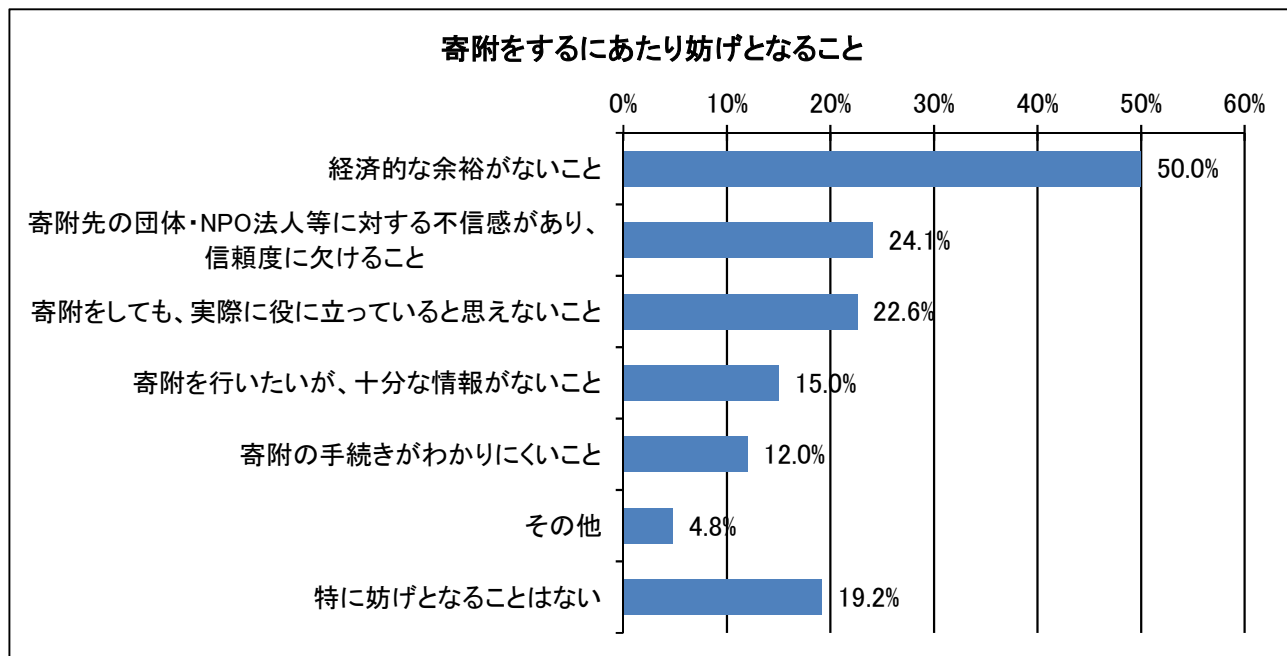
その上で、「NPO法人のことを信頼できるか」という質問には、17.1%が「信頼できる」、54.3%が「どちらかといえば信頼できる」と回答しました。一方で、「どちらかといえば信頼できない」、「信頼できない」を合わせると、14.4%が信頼できないと答えています。



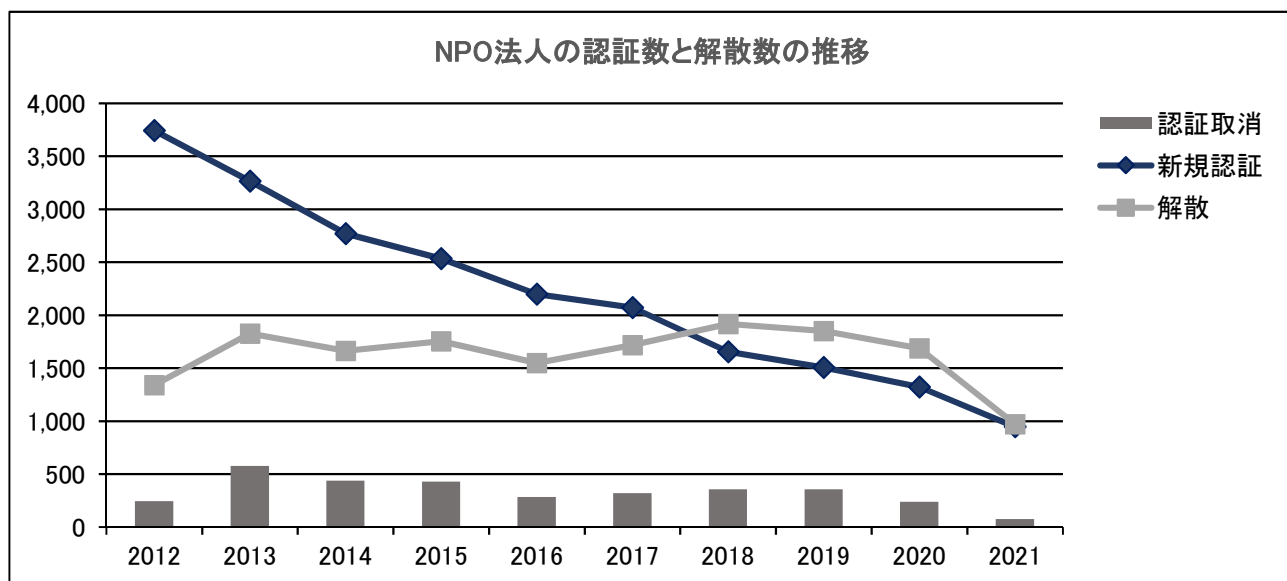
つまり、多くの市民は、NPO法人について多少なりとも知っているし、それなりに信頼していることが読み取れます。しかし、1割以上の市民が「信頼できない」と感じていることは、市民のための活動を旨とするNPO法人であるだけに、留意を要することといえます。

一方、内閣府は2020年6月に『令和元年度 市民の社会貢献に関する実態調査』を公表しています。これまでも多くのNPO法人がミッションを掲げ、活動を通じて、社会的信用を得られるように努力してきました。

しかし、「寄附をするにあたり妨げとなることはあるか」という問いに対して、24.1%の方が「寄附先の団体・NPO法人等に対する不信感があり、信頼度に欠けること」と回答しています。これは、NPO法人として社会的信用を得るためにやるべきことがまだ実施できていないのではないのでしょうか。



最後に、もうひとつグラフを見てみたいと思います。このグラフは2012年4月から2021年10月までのNPO法人の新規認証数と解散数を示したものです。2021年10月までに21,629ものNPO法人が解散しました。その方法は社員総会による解散が最も多く、16,809件です。次点は認証の取消で、これまでに4,388件のNPO法人が認証を取り消されました。そのほとんどが、事業報告書等を3年以上提出しなかったNPO法人であろうと推測できます。これらの結果、NPO法人が純減(前月対比でNPO法人の認証数が減少)する傾向が見られるようになりました。



前出の言葉で言えば、コンプライアンスの軽視にほかならず、ガバナンスが機能していなかったのではないかと思われます。そこまでに至らなくても、ガバナンスの不十分さが、団体に対する市民の信頼を失墜させる要因となることは少なくありません。社会貢献を標榜する団体であるだけに、市民の疑問や失望に直結していくことは十分に推測できます。そして、そのことは当事者である1法人だけでなく、NPO法人全般への信頼度に関わることで懸念されます。

つまり、NPO法人が市民からより信頼され、もっと多くの市民が関わってくれるようになるためには、活動内容をよりよくすることと同時に、NPO法人の運営組織をさらに改善することも大事なことです。この延長線上にあつてこそ、市民からの信頼を得て、市民に支えてもらうNPO法人として運営することが可能になり、さらには認定NPO法人を取得することも選択肢に挙げられるでしょう。認定NPO法人を取得すること自体が目的ではなくても、その取得の過程を通じて運営組織を改善し、ミッションをより高い次元で実現することが可能な団体に成長させることもできます。

適正な運営組織は一朝一夕で成り立つものではありません。日々の積み重ねが最も大事です。この章では、『1 設立・運営編』を参照しながら、NPO法人が見落としがちで、しかし、とても重要な日常的な業務を取り上げ、皆さんとともに振り返っていきたくと思います。

3. 適正な運営組織をつくること

① 定款を理解する

NPO法人の定款は、そのNPO法人を運営する上での大前提となる重要な決まりごとです。NPO法人の目的や事業、役員を選任するための手続きやその条件、総会や理事会の開催・運営方法など、定款には、NPO法人が適正な運営組織をつくるための最も基本的なことが書かれています。自団体の定款を理解することがはじめの一步です。

NPO法人を設立するときには必ず定款を作成しますが、現実には『1 設立・運営編』の作成例など、既存のひな形を参考に作成することが多いかもしれません。しかし、定款とはNPO法人を設立する際に皆さん自身が決めるべきルールです。自分たちで決めたルールですから、自分たちで守るようにしなければなりません。逆に言えば、自分たちで決めたルールですから、不都合なところがあれば自分たちで変えることができます(ただし法令を逸脱することはできません)。現実には、定款通りに運営することがどうしても難しい場合もあるでしょう。そのときは、実態に合わせて定款を変更することも検討しましょう。ただし、定款を変更するには手間も時間もかかることが多いので、新しい定款で本当に定款通りの適正な組織運営が可能かどうか、慎重に検討する必要があります。

Check Point ! 『1 設立・運営編』 35ページから52ページ参照

- 定款を通読し、理解を深めましょう。役員だけではなく、スタッフも一読することが大事です。
- これまでの法人運営の中で定款通りに運営できていない部分はありませんか。もしあれば、すぐに改善しましょう。もしくは、定款を変更することでより適切に運営できるようにしましょう。

② 法令を遵守する

この手引を読んでいるあなたは、「法令を守るなんて当たり前のことじゃないか」とおっしゃるかもしれません。確かにその通りです。しかし、NPO法人の運営にあたって、既存の全ての法令をきちんと遵守できているかどうか、きちんと点検する必要があります。例えば、NPO法では全ての法人に年1回、通常総会の開催を義務づけており、開催できなかった場合はその時点で法令違反になってしまいます(厳密には、定款に書かれた通りの招集手続き等を経なければ、法令に基づく適正な総会とはいえません)。

法令にはとても多くの種類があり、全てを把握することは容易ではありません。しかし、NPO法人の運営に関連する法令は、ある程度、限られていますので、それらについて重点的に理解を深めておくことで、意図しない

法令違反を防ぐことができます。

NPO法人に関係する法令としては、大きく分けて、(1)全てのNPO法人に関係する法令、(2)税務・労務に関連する法令、(3)個々のNPO法人の事業に関係する法令、の3種類があります。これらのうち、特に(1)と(2)に関する、主な注意事項については、『1 設立・運営編』に解説がありますので、まずはその記述を確認してください。また、NPO法人の業務を幅広くカバーしたチェックリストなどもあります(市販されているものもありますし、簡易なものはインターネット上で見られるものもあります)。これらを活用し、法令違反のない組織運営を心がけましょう。

Check Point ! 『1 設立・運営編』 全般

(1) 全てのNPO法人に関係する法令

例) 特定非営利活動促進法、個人情報保護法など(税法の一部もほぼ全てのNPO法人に関係します)。

(2) 税務・労務に関連する法令

例) 税法(特に法人税と消費税に関連する法令)、労働法、社会保険に関する法令など。

(3) 個々のNPO法人の事業に関係する法令

例えば、高齢者福祉サービス、障害福祉サービス、保育などを行っている場合は、それぞれの事業に関連する法令があります。このほかにも、例えば、学ぶことを目的として現地を訪れるツアー(いわゆるスタディツアー)などは、旅行業法に関係する場合があります。

③ さまざまな書類を正しく提出する

NPO法人は、特定非営利活動促進法などによって定められた多くの義務があります。事業年度が終わってから3か月以内に事業報告書や計算書類などを所轄庁に提出しなければなりません。また、役員や定款を変更したときにも所轄庁に届け出る義務がありますし、内容によっては法務局で登記する必要があります。これらの手続きを滞りなく、かつ漏れなく行うことができますか。

特に、役員にはさまざまな制約があります。役員になれる人、なれない人がいます(NPO法人と認定NPO法人では条件が異なることに気をつけてください)。また、監事は職員を兼任できません。

Check Point ! 『1 設立・運営編』 71ページから96ページ参照

- 毎年必ず作成し提出しないといけない書類を書き出し、いつまでに何をすべきなのかをスケジュールにしてみましょう。例えば、事業報告書、計算書類(活動計算書など)、財産目録、年間役員名簿、社員名簿を所轄庁に提出する必要があります。
- これまでに所轄庁や法務局に提出した書類はデータと紙の両方で残していますか。それぞれの書類はきちんと整理しましょう。
- 事業報告書や計算書類などはNPO法人の活動実績をきちんと表現しましょう。文章だけではなく、写真、表、グラフ、図を入れることも効果的です。

④ 会員や寄附を管理する

NPO法人にとって、正会員などの社員、賛助会員、寄附者はとても大事な支援者です。納付された会費や寄附は適切に管理できていますか。毎年いただいているからといった理由で、杜撰な管理になっていたり、何年間も会費を払っていない幽霊会員が会員名簿に載っていたりしませんか。

NPO法では、社員総会が団体の最高意思決定機関であると定められています。正会員などの社員は、総会時に議決権を有しており、また、社員の人数によって総会の定足数などが変わります。従って、社員の人数を正

確に把握することは、組織の適正な運営の基盤として、とても重要です。

また、NPO法人が市民から信頼されているかを測る基準は、会員や寄附者の存在であるといっても過言ではありません。賛助会員や寄附者から継続的に支援してもらうために、きちんと管理する体制を整える必要があります。

Check Point ! 『2 認定NPO法人編』 83ページから86ページ参照

- 正会員や賛助会員などの会員や寄附者をリストにしましょう。今も支援してくれているひと、これまで支援してくれていたが最近支援してくれていないひと、随分前に退会したひと、さまざまなひとがいるはずです。
- 会費や寄附の受領年月日、名前、住所、寄附金額、備考をリストに追加しましょう。
- このリストを元に、NPO法人の理事やスタッフでこれまでの振り返りや今後の取り組みを検討することが大切です。

⑤ 基本と基準を大切にしたい会計を行う

NPO法人がほかの法人格と大きく異なる点のひとつは、情報公開の義務です。行政の管理監督よりも市民によるチェックや評価が重視され、毎年の活動に関する事業報告書は市民に公開されます。誰でも見ることができると、正しく作成し公開することはとても重要であり、中でも正しい決算書の提出は信頼されるために必須の要素といえます。

正しい会計を行うために必要なことは、一定レベルの知識とスキルに加え、日々の継続的な努力です。日常的な入出金の記帳、残額の照合、帳簿・証憑(領収書などの証拠書類)の整理・保管など、基本がきちんとできていること、NPO法人会計基準に則った計算書類などが作られることといったように、やるべきことは明確です。

大切なことは、担当者に任せきりにせず、役員・スタッフの一人ひとりが自分の関わる活動に関してお金の出入りから予算・実績の推移に至るまで、常に関心を持って関わる意識です。

なお、お金の取り扱いでは間違いが生じない細心の注意が特に必要であり、そのためのチェック体制など、リスク管理を徹底することも必須の対策といえます。

Check Point ! 『1 設立・運営編』 114ページから174ページ参照

- 現金の入出金はこまめに記帳できていますか。残額は、そのつど確認していますか。
- 入出金と証憑書類は符合させましょう。記帳日付は領収書でなく入出金日になっていますか。
- 小口現金を扱うひとは限定していますか。金庫は鍵がかかるところにしまっていますか。
- 支援者が必要とする情報を得られる計算書類や財産目録を作りましょう。特に、注記はNPO法人の詳細な実態を示すためにとても重要な書類です。

⑥ ひとを雇うとき、税金を支払うときの手続きを確認する

すべてのNPO法人が職員を雇っているわけではありません。ボランティアだけで構成されているNPO法人も多くあります。しかし、事業内容や規模によっては職員を必要とするNPO法人もあり、またNPO法人に対する社会の要求値が高くなってきたことで、事業内容に関する専門性を高める必要から、雇用が発生するNPO法人もあります。

職員を雇用する場合は法令を遵守する必要があります。労働基準法の遵守はもちろん、労働保険や雇用形態によっては社会保険の手続きも必要です。労務に関する手続きを正確に行うことで、職員は安心して長く働くことができるようになります。

これは税務に関しても同じです。NPO法人だからといって、すべての税金が免除されることはありません。し

かし、すべてのNPO法人が税金を払わないといけないわけでもありません。では、自団体はどうでしょうか。どんな税金を支払うべきで、減免される税金はどれでしょうか。

Check Point ! 『1 設立・運営編』 97ページから113ページ参照

- 自団体ではじめて職員を雇用するとき、新たに職員を雇用するときにはそれぞれ異なる手続きが必要です。すべて提出しましたか。
- 新しく事業を始めた、または事業を廃止したことによって税金が変わるときがあります。確認できていますか。
- 労務や税務がわからないときに相談できる詳しいひとは周りにいますか。
- 税務や労務に関連する法令を遵守することは最低限必要なことです。労務は本来NPO法人の職員がよりよく働くための環境整備のためにあります。そのための方策は何が考えられるでしょうか。

コラム 認定NPO法人認知症予防ネット神戸さんの場合

神戸市で活動する認定NPO法人認知症予防ネット神戸さんに、認定NPO法人制度についてお話を伺いました。認知症予防ネット神戸さんは2010年7月20日にNPO法人格を取得、2013年1月31日に認定NPO法人になられた団体です。



認定期間 2013年1月31日～2023年1月30日 ※2018年認定更新

活動内容

認知症を早期に発見・予防し、だれもが地域の中で支えあいながら暮らしていくために、医療機関や大学などと連携し、行政にも積極的に働きかけながら、認知症予防講演会、物忘れ相談・検診、脳いきいきクラブなどさまざまな活動をされています。

2020年度の支援者

正会員：59名	126,000円
賛助会員：118名	401,000円
受取寄附金	988,791円

※会員欄の金額は入会金・年会費合計

Q1. 認定を取ってよかったと思うことはありますか？

A. 行政や大学、地域等へ事業を提案する際など、自団体のアピールポイントとして「認定NPO法人であること」を積極的にお伝えするようにしています。多くの支持者がいる、信頼できる団体であるということはやはり強みになります。また最近ではインターネットでの検索を通じて団体のウェブサイトを訪れる方が増えているため、当団体が認定NPO法人であること、寄附金への税額控除が受けられることなどを解説するページを公開しています。「認定NPO法人」の記載と説明があることで、全く初対面の方にも信頼感を得て頂けているのではないかと思います。

Q2. 支援者を増やすために工夫されていることはありますか？

A. 長期的な事業計画を立て、意識して会員募集や寄附募集を行っています。寄附者の多くを占める賛助会員に対しては、講座の開催などを通じなるべく活動の現場へ参加していただく機会を設けるようにしています。ニューズレターでの情報発信は大切ですが、文字だけではどうしても関心が薄れてしまい会員の継続・更新につながらないと思うので、積極的に参加をお誘いしています。

Q3. 寄附金を集める際の工夫はありますか？

A. 活動に必要な機材を購入するための寄附募集を実施しています。物忘れのご相談を受ける際に認知症の早期発見へ役立つソフトウェアを使用しているのですが、その操作を行うタッチパネルが壊れてしまい買い直すことになりました。このような現状をニューズレターで発信したところ、具体的な団体の困りごとや資金の使途が明確に伝わったためか、会員の方からの反応がいつもより多く寄せられ、徐々に寄附が集まってきているところです。

Q4. このたび認定を更新されましたが、更新手続きにおいて大変だったことなどはありますか？

A. 認定を受けてから5年分の実績書類を全て揃えなければならないため、日ごろの事務をきちんと行っても書類の準備は大変でした。寄附者名簿や寄附金の受領書、出納の管理などは日々の積み重ねですので、更新のためにも地道にやるしかないというのが実感です。改めて、法令は遵守できているか、組織体制は十分かなどを意識する良い機会にもなりました。

Q5. これから認定NPO法人を目指そうという団体にアドバイスをお願いします。

A. 寄附者を増やすためにはまず、団体本来の活動の中身や質を高めていくことが第一であると思っています。私たちの場合「どなたのご相談・ご依頼にも必ず誠実にお答えする」という姿勢で事業へ取り組んだ事で地域からの信頼を得、寄附の増加につながりました。一度認定NPO法人になったあとは、更新が途切れてしまえば寄附者に迷惑がかかることとなりますので、「次の更新でも認定の基準をクリアできるように」と常に意識して取り組んでいます。認定NPO法人になる事は、地域に役に立つ、地域になくてはならない法人としての活動基盤をつくる事に繋がります。「認定は一日にして成らず」書類の整備など大変なことも多いですが、ぜひ頑張ってください。

1 認定NPO法人制度の概要

1	認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）とは	
	1. 認定NPO法人とは	13
	2. 認定NPO法人制度の経緯	14
2	認定NPO法人になるメリットと義務・責任	
	1. 認定NPO法人になる必要があるか	15
3	認定NPO法人の税制優遇	
	1. 認定NPO法人の税制優遇	17
	2. 寄附をした個人に対する優遇措置	17
	3. 寄附をした法人に対する優遇措置	23
	4. 寄附をした相続財産に対する優遇措置	24
	5. 認定NPO法人自身に対する優遇措置（みなし寄附金制度）	24
4	特例認定NPO法人とは	
	1. 特例認定制度の趣旨	26
	2. 特例認定NPO法人の特徴	26
	3. 特例認定NPO法人の特徴のまとめ	27
	4. 特例認定NPO法人の名称	27
	コラム 認定NPO法人はらっぱさんの場合	28
5	認定NPO法人と他の法人格の比較	
	1. 認定NPO法人と他の法人格の比較表	29
	コラム 認定の取得を目指す法人における会員制度のあり方について	31

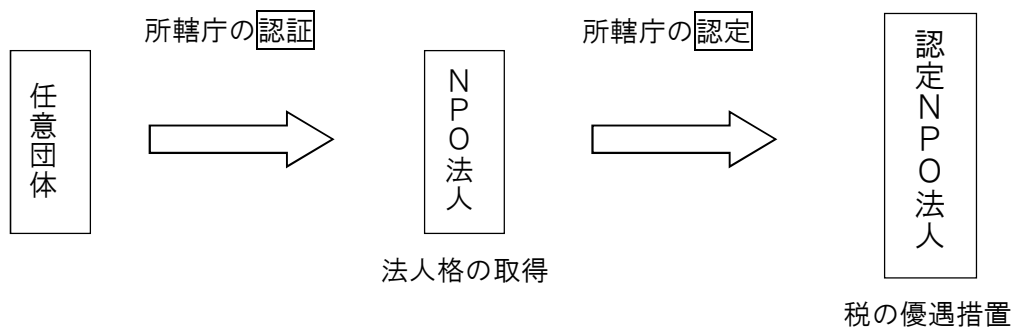
認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）とは

1. 認定NPO法人とは

特定非営利活動法人（NPO法人）制度は、福祉、環境、まちづくり等さまざまな分野の社会貢献活動を行う団体に対し、法人格を付与することによって、市民が行う自由な社会貢献活動の発展を促進することを目的として創られた制度で、社会の多様なニーズに対応していく役割を期待されています。このような、NPO法人の活動が市民や企業からの寄附によって一層支援されることを目的として創られた制度が、認定特定非営利活動法人（以下、認定NPO法人）制度です。

（１）「認証」と「認定」の違い

認定NPO法人は、さまざまな税金の優遇を受けられるため、高い公益性や適正な組織運営が求められます。そのため、法人格を持たない団体がすぐに認定NPO法人になれるわけではありません。まずはNPO法人になり、実績を積み、その後、一定の基準に適合しなければ認定NPO法人になることができません。まずは、所轄庁の「認証」を受けてNPO法人になり、その後、所轄庁の「認定」を受けて認定NPO法人になるという流れでなければならないのです。



では、「認証」と「認定」は、どのように違うのでしょうか。「認証」という制度は、法令に定められた要件を満たしていれば、所轄庁が必ず設立を認めるという制度です。設立の手続きや申請書類等に不備がなく、特定非営利活動を行う団体であることが認められれば「認証」されます。

一方で、「認定」という制度は、所轄庁に認証された法人の中で、特に公益性が高く、運営組織や事業活動が適正であるかどうかを、後述するパブリックサポートテスト等によって実態を確認した上で認められる制度です。NPO法人からの申請により認定され、有効期間が設けられます。形式的な「認証」制度とは違い、実態が伴っていないと認められないのが「認定」制度といえます。

（２）「認定」基準の考え方

NPO法人制度は、市民が行う自由な公益活動を行政が管理するのではなく、徹底した情報公開により、市民が監視をするという特徴を持っています。認定NPO法人制度についても、NPO法の趣旨を尊重し、できる限り客観的に公益性が判断されるよう、以下のような観点における「認定」基準が法令で定められています。

- 多くの市民から支えられているかどうか
- 運営組織・事業活動が適正かどうか
- 自らの情報を広く公開しているかどうか

つまり、適正な組織運営をしている法人に対して、市民からより多くの寄附が届けられるよう、税制優遇が与えられるのが、認定NPO法人制度なのです。

2. 認定NPO法人制度の経緯

「NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したもの」が認定NPO法人になることができます。そして、認定NPO法人になると、その法人へ寄附をした市民や企業等の寄附者が、税制上優遇されたり、認定NPO法人自身が納める法人税が優遇されたりするのです。

さまざまな税制的な優遇措置を受けられるため、この制度が創られた2001年10月から2012年3月末までは、租税特別措置法による制度として、国税庁が認定事務を行っていました。国税庁長官が認定するこの租税特別措置法による認定制度は、NPO法人にとって、なかなか馴染みのない国税庁による認定制度であったため、気軽に相談しにくく、認定へのハードルが高いことが指摘されていました。

そのような中、NPO法の改正により、2012年4月1日からは、NPO法の中に新たな認定制度が創設され、都道府県・指定都市が所轄庁として、認定事務を行うことになりました。これに伴い、租税特別措置法による認定制度は廃止され、NPO法人にとって身近な所轄庁で認定の相談や申請ができるようになりました。

また、2012年の法改正では、設立してから5年を経過していない法人でも、寄附者に対する税制優遇を受けながら、認定NPO法人を目指せるよう、「仮認定制度（2017年4月 特例認定に名称変更）」が創設されたこともあり、認定NPO法人になるための道が広がりました。

今後、認定NPO法人が増えることによって、多くの社会貢献活動が市民に認知され、寄附が集まり、より活動が発展していくことが期待されています。

認定NPO法人制度の経緯

2001年10月 認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）制度の創設（租税特別措置法による制度）

└ 国税庁長官が認定する制度

2002～2010年 この間に制度を6回改定（主に認定要件の緩和、申請手続き簡素化、閲覧書類簡素化等）

2011年7月 新寄附税制施行（寄附者の所得税の税額控除可能、寄附3,000円以上100人でPSTクリア等）

2012年4月 改正NPO法施行（租税特別措置法による認定NPO法人制度廃止、仮認定制度創設）

└ 所轄庁※が認定する制度

2017年4月 改正NPO法施行（仮認定を特例認定に変更、認定NPO法人の海外送金届出事務の簡素化等）

2021年6月 改正NPO法施行（個人住所等を公開対象から除外、認定NPO法人の提出書類削減）

※ 所轄庁とは、都道府県の知事または指定都市の長（詳しくは、『1 設立・運営編』の32ページをご覧ください。）

認定NPO法人になるメリットと義務・責任

1. 認定NPO法人になる必要があるか

認定NPO法人になると、具体的にどのようなメリットがあるのでしょうか。以下に、認定を取得するメリットと、それによって生じる義務・責任を示します。認定NPO法人になる前に、認定申請をする必要があるのかどうかを十分に考えなければなりません。

(1) 認定NPO法人になるメリット

① 社会的信頼が増します。

認定NPO法人は、高い公益認定の基準に適合しなければならないことから、社会的信頼が増します。

② 税制優遇により寄附金を集めやすくなります。

認定NPO法人になることの一つの大きなメリットは、寄附金に関する税の優遇制度があることです。寄附した個人に対しては、所得税と住民税に関して寄附金控除があります。相続人が相続財産を寄附した場合も、その寄附した財産については相続税が非課税となります。

また、企業等が寄附する場合も、損金算入限度額の枠が拡大されるので、寄附がしやすくなります。(詳細は17ページ以降をご覧ください。)

③ 法人税等の負担が減る場合があります。

認定NPO法人になれば、「みなし寄附金制度」という制度を活用することができます。「みなし寄附金制度」とは、収益事業から得た利益で非収益事業の支出に充てた部分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できるという制度です。そうすることで、その分、納税すべき額を減らすことができます。(詳細は24ページをご覧ください。)

④ 組織を強化することができます。

認定NPO法人になるためには、法令等を遵守し、適正な運営組織でなければなりません。経理等も適正に処理し、情報開示も徹底して行わなければならないことから、法人の基盤強化を図ることができます。しかも認定された後も認定基準を維持し続けなければならないことから、法令等を遵守した適正な組織として法人を強化することができます。

⑤ 役員やスタッフの法人運営に対する意識が高まります。

認定NPO法人になると、上記のような適正な運営組織を維持し続けなければならないため、役員やスタッフが認定NPO法人としての社会的責任を認識することにもつながり、法人運営に対する内部の意識が高まります。

(2) 認定NPO法人になると生じる義務・責任

① 情報公開をより一層徹底しなければなりません。

NPO法人は、自らに関する情報をできる限り公開することを通じて、市民の信頼を得ることが法の精神であるため、毎事業年度終了後、事業報告書等を所轄庁に提出することが義務付けられています。認定NPO法人になると、寄附者への情報公開も当然のことながら、税制優遇を受けている法人として、利害関係者を含め、広く一般市民へ情報公開をしなければなりません。

② 毎年度報告しなければならない書類が増えます。

認定NPO法人になると、NPO法人に義務付けられている事業報告書等の提出書類だけでなく、役員報酬規程や収益の明細、借入金の明細等一定の書類を所轄庁に提出しなければなりません。(詳細は、113ページをご覧ください。)

③ 寄附金の管理に関する事務手続きが増えます。

認定NPO法人になると、寄附金を受けやすくなる分、寄附金に対しての管理事務が増えます。寄附者側にとって、税控除等の優遇を受けられることにもつながりますから、寄附金台帳の作成や領収書の発行等、寄附金の取り扱いに関するさまざまな事務手続きを十分注意して行わなければなりません。(詳細は、124ページをご覧ください。)

④ 認定基準を常に意識した運営をしなければなりません。

認定NPO法人には、NPO法人に課せられていない要件がいくつかあります。認定には有効期間があり、更新手続きをするためには、常に認定基準を意識した法人運営をしなければなりません。また、認定を取るといろいろな人から注目される可能性も高まります。つまり、今まで以上に適正な運営組織を維持し続けることが必要になります。(NPO法人と認定NPO法人の比較は、70ページを参照ください。)

認定NPO法人の税制優遇

1. 認定NPO法人の税制優遇

認定NPO法人になると、税制優遇を受けられます。受けられる税制優遇は、寄附者に対するものと、認定NPO法人が直接受けられるものとの2種類に大きく分けられ、以下の①～④の4つの優遇措置を受けられるようになります。特例認定NPO法人の場合は、①寄附をした個人への優遇措置と、②法人の損金算入限度額の拡大の優遇措置しかありませんので、注意が必要です。つまり、③の寄附をした相続財産が非課税になるという優遇措置と、④のみなし寄附金を受けられるという優遇措置は、特例認定NPO法人は受けられません。

(特例認定NPO法人制度は26ページ参照)

認定NPO法人の税制優遇

	優遇措置	対象となる税金	参照ページ
■ 寄附者に対する優遇措置			
①	寄附をした個人が寄附金控除を受けられる	所得税、住民税	P.17
②	寄附をした法人の損金算入限度額が拡大される	法人税、法人事業税等	P.23
③	寄附をした相続財産が非課税になる	相続税	P.24
■ 認定NPO法人に対する優遇措置			
④	のみなし寄附金を受けられる	法人税、法人事業税等	P.24

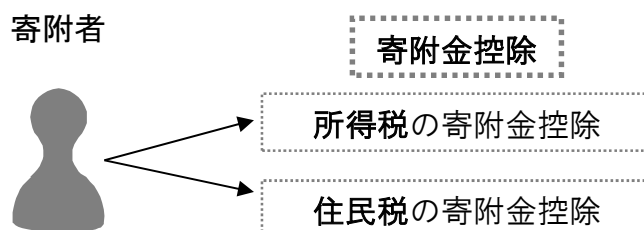
2. 寄附をした個人に対する優遇措置

(1) 寄附金控除とは

寄附金によって納めるべき税額が減額されることを「寄附金控除」といいます。個人が認定NPO法人に対して寄附をした場合、寄附金控除の対象となる税は、所得税と住民税です。

所得税および住民税は、個人がその年の1月1日から12月31日までの1年間に得た所得(収入から必要経費を差し引いた額)に対して課税される税金です。所得税は国税と呼ばれる国に納める税金のことで、納付先は税務署です。一方で、住民税は地方税と呼ばれる都道府県や市町村に納める税金のことで、納付先は都道府県や市町村です。

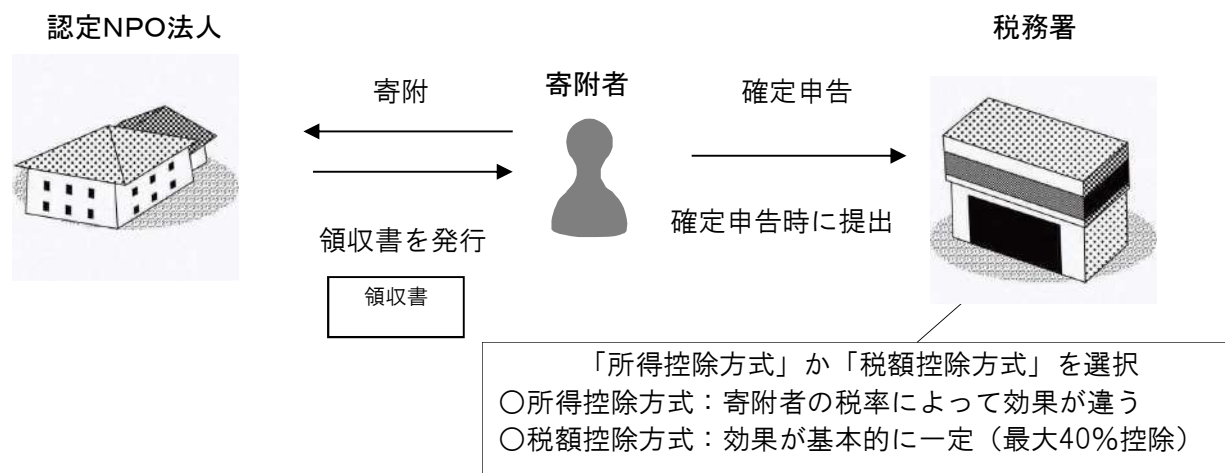
所得税も住民税も、同じ1年間の所得に対して課税される税金ですが、地方税である住民税の寄附金控除を受ける場合、都道府県や市町村によって取り扱いが違うので注意が必要です。



(2) 所得税の寄附金控除

寄附をした個人が寄附金控除を受け、納める所得税を減額することができます。その場合、寄附をした個人は、認定NPO法人が発行した寄附金の領収書を添付して税務署に確定申告をすれば、所得税の還付を受けられます。領収書の発行方法については、124ページを参照ください。

確定申告の方法には、「所得控除方式」と「税額控除方式」の2つがあります。どちらか有利な方を選択して、申告すればよいでしょう。



そもそも所得税の納税額とは、以下のような計算によって算出されます。

$$\text{納税額 (A)} = \text{課税所得} \{ \text{所得金額 (B)} - \text{所得控除 (医療費控除等)} \} \times \text{税率 (5 \sim 45\%)}$$

所得金額とは総収入から必要経費を差し引いた金額で、給与の場合は給与所得控除後の金額となります。

所得控除方式

「所得控除方式」とは、医療費控除や配偶者控除と同様に、寄附金控除額を所得金額(上記B)から引いた後に、税率(5～45%)をかけて納税額を確定する方法です。つまり、具体的な計算方法は以下のようになります。

$$\text{納税額} = \text{課税所得} \{ \text{所得金額} - \text{所得控除 (医療費控除・寄附金控除等)} \} \times \text{税率 (5 \sim 45\%)}$$

所得控除方式の場合、寄附金控除の金額は、「寄附をした合計額-2,000円」となります。ただし、寄附をした合計額は、総所得金額の40%が上限です。また、5～45%という税率は累進税率(金額が多くなるほど率が高くなる)であるため、税率が高い人、つまり、高額所得者の方が控除される金額が多くなります。

税額控除方式

「税額控除方式」とは、課税所得×税率(5～45%)による納税額(上記A)から寄附金控除額((年間寄附金額-2,000円)×40%)を直接に控除する方法です。この場合、所得金額による税率に影響されずに、控除されます。つまり、税額控除方式は、税率の高低にかかわらず、ほぼ等しい寄附控除が受けられる制度です。

寄附をした年間合計額は、総所得金額の40%が上限です。税額控除額は、所得税額の25%相当額が上限になります。税率が高く寄附金額も高額であるような場合を除き、税額控除方式を選択した方が、所得控除方式を選択した場合よりも控除される額が大きくなるケースがほとんどです。

$$\text{納税額} = \text{課税所得} \{ \text{所得金額} - \text{所得控除 (医療費控除等)} \} \times \text{税率 (5 \sim 45\%)} - \text{寄附金特別控除 (「寄附額-2,000円」の40\%)}$$

事例①

税額控除で最大限控除できる場合

寄附者Aさん



年間給与収入：8,580,000円
 社会保険料：1,142,000円
 扶養家族：なし
 寄附金額：100,000円

所得控除方式

寄附金控除額＝寄附金額100,000円－2,000円＝98,000円
 この金額を他の所得控除と一緒に差し引きされた後、
 税率がかけられます。

税額控除方式

寄附金特別控除額
 ＝（寄附金額100,000円－2,000円）×40%＝39,200円

	寄附金なし	所得控除方式	税額控除方式
年間給与収入	8,580,000円	8,580,000円	8,580,000円
①給与所得控除後の金額(※1)	6,630,000円	6,630,000円	6,630,000円
社会保険料控除 寄附金控除 基礎控除(※2)	1,142,000円	1,142,000円	1,142,000円
	0円	98,000円	0円
	480,000円	480,000円	480,000円
②所得控除額の合計	1,622,000円	1,720,000円	1,622,000円
③課税給与所得金額(①－②)	5,008,000円	4,910,000円	5,008,000円
④累進税率(※3)	20%	20%	20%
⑤(③×④)	1,000,000円	980,400円	1,000,000円
⑥税額(前段階率調整後)(※4)	574,100円	554,500円	574,100円
⑦寄附金特別控除(税額控除)	0円	0円	39,200円
納付税額(⑥－⑦)(※5)	574,100円	554,500円	534,900円

事例②

税額控除で限度計算にかかる場合

寄附者Bさん



年間給与収入：2,400,000円
 社会保険料：350,000円
 扶養家族：なし
 寄附金額：100,000円

所得控除方式

寄附金控除額＝寄附金額100,000円－2,000円＝98,000円
 この金額を他の所得控除と一緒に差し引きされた後、
 税率がかけられます。

税額控除方式

寄附金特別控除額
 ＝（寄附金額100,000円－2,000円）×40%＝39,200円
 計算はこのようなになりますが、所得税額の25%が限度額のため、Bさんの所得税額38,500円×25%＝9,600円(※5)が限度

	寄附金なし	所得控除方式	税額控除方式
年間給与収入	2,400,000円	2,400,000円	2,400,000円
①給与所得控除後の金額(※1)	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円
社会保険料控除 寄附金控除 基礎控除(※2)	350,000円	350,000円	350,000円
	0円	98,000円	0円
	480,000円	480,000円	480,000円
②所得控除額の合計	830,000円	928,000円	830,000円
③課税給与所得金額(①－②)	770,000円	672,000円	770,000円
④累進税率(※3)	5%	5%	5%
⑤(③×④)	38,500円	33,600円	38,500円
⑥税額(前段階率調整後)(※4)	38,500円	33,600円	38,500円
⑦寄附金特別控除(税額控除)	0円	0円	9,600円
納付税額(⑥－⑦)(※5)	38,500円	33,600円	28,900円

事例③

税額控除の限度のため所得控除の方が
有利な場合

寄附者Cさん



年間給与収入：4,500,000円
社会保険料：620,000円
扶養家族：なし
寄附金額：450,000円

所得控除方式

寄附金控除額＝寄附金額450,000円－2,000円＝448,000円
この金額を他の所得控除と一緒に差し引きされた後、
税率がかけられます。

税額控除方式

寄附金特別控除額
＝（寄附金額450,000円－2,000円）×40%＝179,200円
計算はこのようになりますが、所得税額の25%が限度額のため、Cさんの108,500円×25%＝27,100円(※5)が限度

	寄附金なし	所得控除方式	税額控除方式
年間給与収入	4,500,000円	4,500,000円	4,500,000円
①給与所得控除後の金額(※1)	3,160,000円	3,160,000円	3,160,000円
社会保険料控除 寄附金控除 基礎控除(※2)	620,000円	620,000円	620,000円
	0円	448,000円	0円
	480,000円	480,000円	480,000円
②所得控除額の合計	1,100,000円	<u>1,548,000円</u>	1,100,000円
③課税給与所得金額(①－②)	2,060,000円	1,612,000円	2,060,000円
④累進税率(※3)	10%	5%	10%
⑤(③×④)	206,000円	80,600円	206,000円
⑥税額(前段階率調整後)(※4)	108,500円	80,600円	108,500円
⑦寄附金特別控除(税額控除)	0円	0円	27,100円
納付税額(⑥－⑦)(※5)	108,500円	80,600円	81,400円

※1 「給与所得控除後の金額」とは、給与の金額に応じて給与収入金額から控除される「給与所得控除額」を引いた後の金額のこと。

事例① 年間給与収入8,580,000円に対する給与所得控除額は、1,950,000円なので、給与所得控除後の金額は6,630,000円となる。

事例② 年間給与収入2,400,000円に対する給与所得控除額は、800,000円なので、給与所得控除後の金額は1,600,000円となる。

事例③ 年間給与収入4,500,000円に対する給与所得控除額は、1,340,000円なので、給与所得控除後の金額は3,160,000円となる。

※2 基礎控除とは、全ての人が控除することができる金額のこと。

※3 2021年分の所得税累進税率。

事例① 課税給与所得金額3,300,000円超～6,950,000円以下の場合、税率20%。

事例② 課税給与所得金額1,950,000円以下の場合、税率5%。

事例③ 課税給与所得金額1,950,000円超～3,300,000円以下の場合、税率10%。

課税給与所得金額1,950,000円以下の場合、税率5%。

※4 前段階率調整後税額とは、累進税率をかけた後に、下記の前段階の税率差を調整する金額を控除した金額。

事例① 課税給与所得金額3,300,000円超～6,950,000円以下の場合、控除額は427,500円。

事例② 課税給与所得金額1,950,000円以下の場合、控除額は0円。

事例③ 課税給与所得金額1,950,000円超～3,300,000円以下の場合、控除額は97,500円。

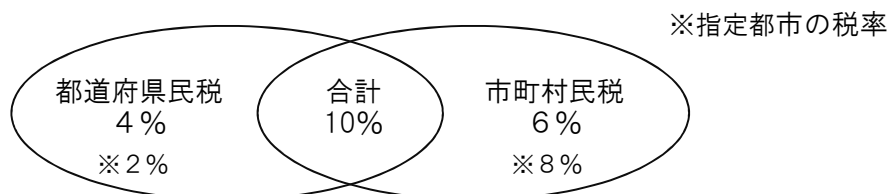
課税給与所得金額1,950,000円以下の場合、控除額は0円。

※5 納付税額は100円未満は切り捨てます。実際には、この後に復興特別所得税額の計算が必要ですが、ここでは省略します。

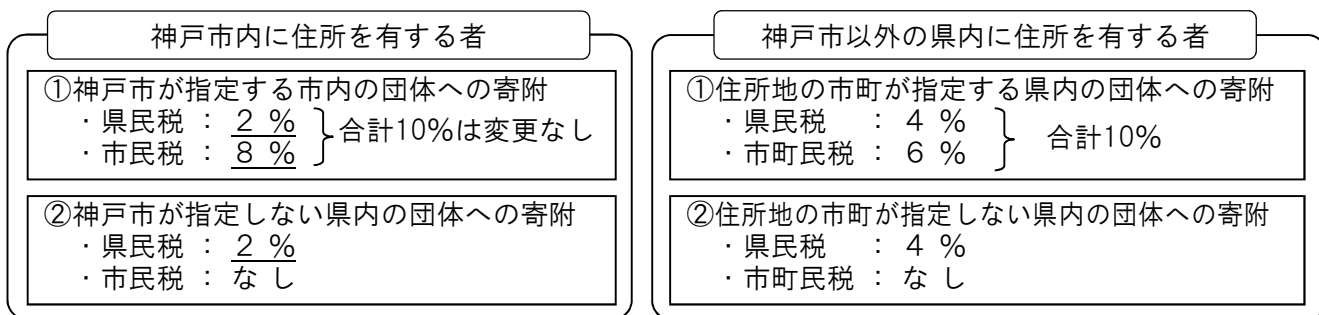
※ すべて2021年4月1日の税率で計算しています。

(3) 住民税の寄附金控除

前述したように、住民税は都道府県や市町村に納める地方税です。都道府県民税と市町村民税（東京都は特別区民税といいます。）から成り立っています。都道府県民税の税率は4%、市町村民税の税率は6%で合計すると10%です。ただし、指定都市（県内では神戸市が該当）の住民税の税率は、都道府県民税が2%、市町村民税が8%で合計すると10%です。



都道府県、市町村が住民の福祉の増進に寄与するものとして、それぞれ寄附金控除の対象となる寄附金を条例により定めていれば、その寄附金は住民税における寄附金控除の対象になります。つまり、都道府県が条例で指定していれば4%が、市町村が条例で指定していれば6%が、都道府県も市町村も両方が指定していれば10%が控除されます（神戸市内に住所を有する場合は、下記のとおり控除率が異なります）。条例により指定していなければ、控除は受けられません。



なお、住民税の寄附金控除には、所得控除方式はなく、税額控除方式しかありません。つまり、所得税の寄附金控除の税額控除方式同様に、以下のような計算によって、控除額が確定します。ただし、算式中の「寄附金」は、総所得金額の30%が上限です。

$$\text{住民税の寄附金控除額} = (\text{寄附金} - 2,000\text{円}) \times (\text{最大}10\%)$$

条例指定とは

では、都道府県や市町村の条例で「指定する」というのは、どういうことなのでしょう。大きく区分すると認定NPO法人、公益社団法人、学校法人等を対象とする「3号指定(※)」と一般のNPO法人を対象とする「4号指定(※)」に区分され、さらに前者の「3号指定」は「包括指定」と「個別指定」の2つに分けることができます。

※住民税の寄附金控除について定められた地方税法の条文番号からこのように呼んでいます。

都道府県: 地方税法第37条の2第1項第3号および第4号 市町村: 同法第314条の7第1項第3号および第4号

3号指定(包括指定)

認定NPO法人が指定の対象で、「○△県内に主たる事務所がある認定NPO法人」や「県内に事務所または事業所があるか、または県内で主たる目的の事業を行っているもの」等のように、包括して指定する方法です。全国の法人を包括して対象とするものや県内の法人を包括して対象とするもの等、条例によって規定の方法はさまざまです。

3号指定(個別指定)

認定NPO法人が指定の対象で、法人からの申請により、自治体の首長が個別に指定する方法です。指定の

ための要件を条例で先に定めたいうで、個別の法人を首長が指定するのが一般的です。

4号指定

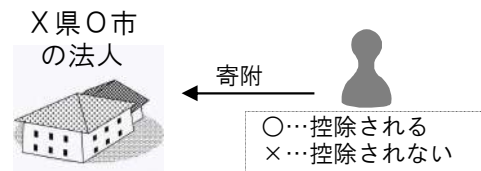
認定NPO法人以外の一般のNPO法人が指定の対象です。指定のための基準が条例で先に定められていることが必要となります。指定を受けたいNPO法人が自治体に申請し、自治体による審査と議会の議決を経て条例で個別の法人が指定されます。4号指定を受けた法人への寄附について寄附金控除を受けようとする寄附者は、直接その自治体に申告する必要があります。

条例による控除の違いの例(3号指定の場合)

前述したように、住民税は、都道府県、市町村の条例で定められているかどうかによって、寄附金控除を受けられるかどうかが変わります。しかも、寄附金控除を受けられるかどうかについては、寄附先の認定NPO法人等の所在地によるのではなく、寄附者の住んでいる所在地の条例によって決まります。

具体的な例で見てみましょう。下記の図に示すように、同じX県O市に事務所をおく認定NPO法人△○川流域保全グループに寄附した場合でも、県も市も指定をしているAさんと、県は指定していますが、市は指定していないBさんでは、控除される税が違います。また、県外のDさんは、県も市も指定していないため、住民税については、寄附金控除を受けることができません。寄附者が住んでいる自治体の条例によって、控除を受けられるかどうかが変わりますので、注意が必要です。

X県O市に事務所をおく
認定NPO法人△○川流域保全グループへ寄附する場合



寄附者	寄附者の居住地	都道府県民税		市町村民税	
		条例制定状況	控除	条例制定状況	控除
Aさん	X県O市在住	X県の条例： 県内の法人を指定	○	O市の条例： 市内の法人を指定	○
Bさん	X県P市在住	X県の条例： 県内の法人を指定	○	P市の条例： 市内の法人を指定	×
Cさん	X県Q市在住	X県の条例： 県内の法人を指定	○	Q市の条例： 条例制定なし	×
Dさん	Y県R市在住	Y県の条例： 県内の法人を指定	×	R市の条例： 市内の法人を指定	×
Eさん	Z県S市在住	Z県の条例： 全国の法人を指定	○	S市の条例： Z県内の法人を指定	×

兵庫県内の自治体の条例指定の状況

兵庫県は、2013年3月5日に県民ボランティア活動の促進等に関する条例と兵庫県税条例が改正されたことによって、兵庫県内に主たる事務所を置く認定NPO法人等に寄附した場合は、兵庫県内に住む人であれば、県民税の寄附金控除を受けられます。認定NPO法人からの申請が不要な包括指定です。

一方、神戸市では神戸市内で活動する認定NPO法人等に寄附をした神戸市民は、市民税の寄附金控除を受けることができます。ただし、認定NPO法人による神戸市への申請が必要な個別指定となっています。

その他の兵庫県内の自治体の市民税については、兵庫県ホームページ「NPO法人情報」で確認することができますので、そちらをご覧ください。

URL：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/sityoukifukinkoujyo.html>

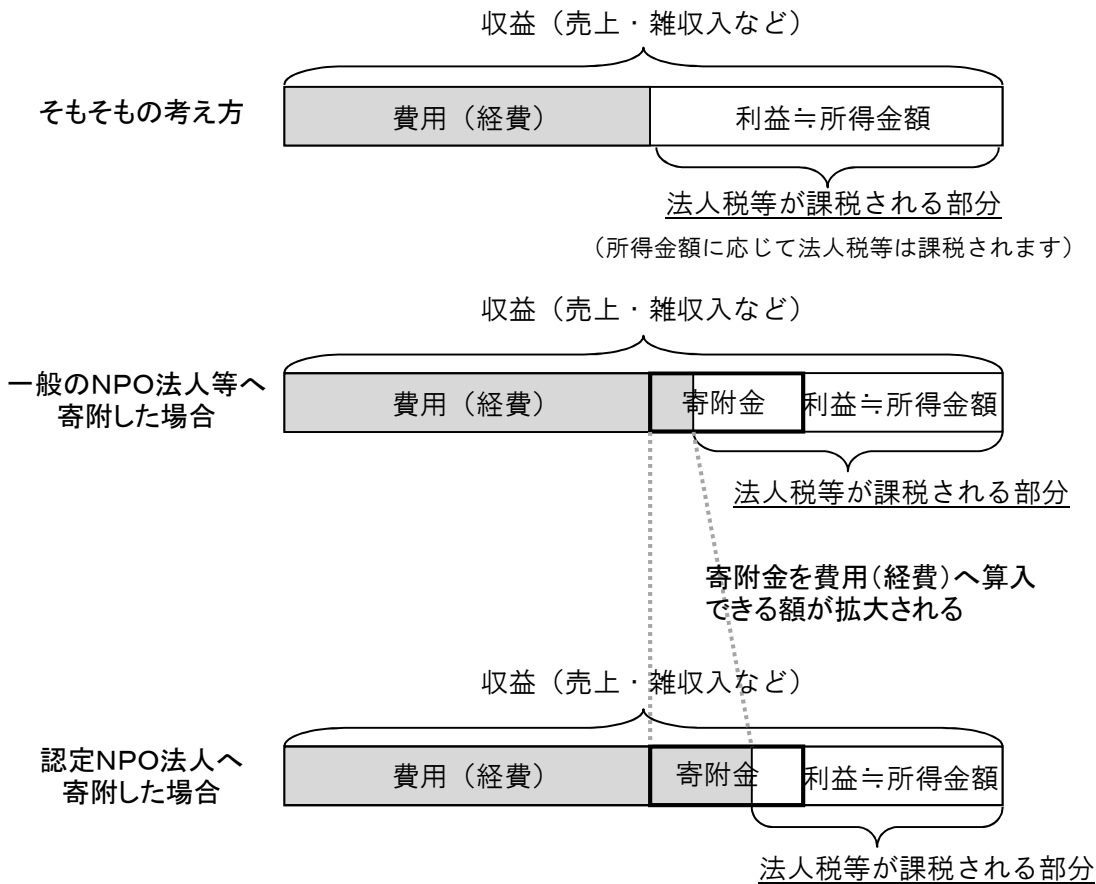
3. 寄附をした法人に対する優遇措置

(1) 損金算入とは

法人が認定NPO法人等に対して寄附をした場合、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額が設けられ、その範囲内で損金算入が認められます。

損金とは、法人税額を計算する場合の費用(経費)のことをいいます。法人税額は、売上から必要な経費等を差し引いて課税されます。損金算入が認められるというのは、法人税額を計算する際の必要な経費として含めてよいということです。

収益・費用・利益の関係と法人税



法人が支出する寄附金には、事業に関連性があるかどうか微妙なものも多くあります。そのため、法人税法では、寄附金一つひとつについて事業に関連性があるのかどうかを確認することが容易ではないため、一定の限度を設け、その範囲内であれば寄附金を損金として扱ってよいこととし、範囲を超える部分については、損金としないという扱いが取られています。(損金としないことを損金不算入といいます。)

認定NPO法人等への寄附については、一般のNPO法人に寄附する場合と比べて、この損金算入の限度額が多くなります。つまり、一般のNPO法人へ寄附した場合は損金(経費)として扱うことができなかった金額が、認定NPO法人等へ寄附すれば損金として扱うことができる可能性があるということです。これにより、認定NPO法人等側からすると、企業等からの寄附を受けやすいということになります。

(2) 損金算入の計算方法

では、具体的に損金算入できる限度額(損金算入限度額といいます。)はどのように計算するのでしょうか。損金算入限度額は、その法人の期末の資本金等の額によって変わります。

また、認定NPO法人等に寄附する場合の損金算入限度額を「特別損金算入限度額」といいます。

具体的には次のページのように計算します。

一般の損金算入限度額（一般のNPO法人等への寄附の場合）

$$(\text{期末資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$$

特別損金算入限度額（認定NPO法人等への寄附の場合）

$$(\text{期末資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

具体例① 期末資本金等の額1,000万円 所得金額100万円のA法人の場合

一般の損金算入限度額

$$(1,000\text{万円} \times 12/12 \times 0.25\% + 100\text{万円} \times 2.5\%) \times 1/4 = 12,500\text{円} \cdots \textcircled{1}$$

特別損金算入限度額

$$(1,000\text{万円} \times 12/12 \times 0.375\% + 100\text{万円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 50,000\text{円} \cdots \textcircled{2}$$

$$\text{A法人の損金算入限度額} = \textcircled{1} + \textcircled{2} = 12,500 + 50,000 = 62,500\text{円}$$

具体例② 期末資本金等の額2億円 所得金額3,000万円のB法人の場合

一般の損金算入限度額

$$(2\text{億円} \times 12/12 \times 0.25\% + 3,000\text{万円} \times 2.5\%) \times 1/4 = 312,500\text{円} \cdots \textcircled{3}$$

特別損金算入限度額

$$(2\text{億円} \times 12/12 \times 0.375\% + 3,000\text{万円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 1,312,500\text{円} \cdots \textcircled{4}$$

$$\text{B法人の損金算入限度額} = \textcircled{3} + \textcircled{4} = 312,500 + 1,312,500 = 1,625,000\text{円}$$

※ 以上は、株式会社等の普通法人が認定NPO法人等に寄附をした場合の損金算入限度額の計算例です。

4. 寄附をした相続財産に対する優遇措置

相続財産を認定NPO法人へ寄附した場合、その寄附金は相続税の課税から除外され、非課税となります。つまり、相続または遺贈によって財産を取得した人が、その財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に対して寄附をした場合、その寄附した財産については相続税の課税対象から外されるということです。

$$\text{相続や遺言による財産} - \text{認定NPO法人への寄附金} = \text{課税対象の財産}$$

例えば、1億円を相続した人が、そのうち3,000万円を認定NPO法人に寄附した場合、通常であれば1億円に対して相続税がかかりますが、1億円から3,000万円を引いた7,000万円を対象に相続税の計算がされます。相続人は相続税の額が少なくなり、また、認定NPO法人は相続財産の寄附を受けることができ、双方にとってメリットが大きい制度であるといえます。ただし、相続税の申告期限までに寄附した場合に限ります。

なお、贈与を受けた認定NPO法人が、贈与があった日から2年を経過した日までに認定NPO法人でなくなった場合や、その贈与を公益を目的とする事業に使用していない場合は、非課税にならず、相続税の課税対象となります。

また、この優遇措置は、特例認定NPO法人には適用されません。

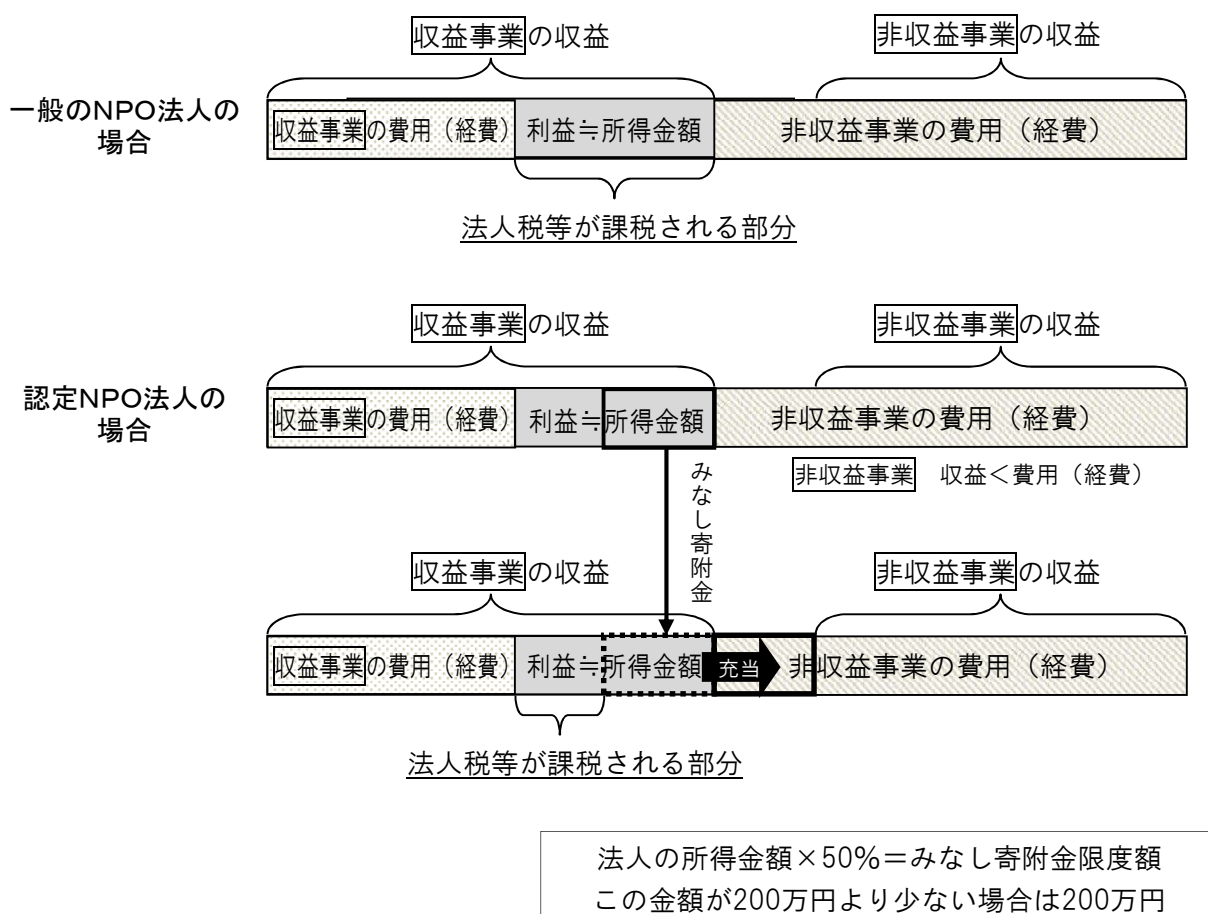
5. 認定NPO法人自身に対する優遇措置（みなし寄附金制度）**(1) みなし寄附金**

認定NPO法人が収益事業から得た利益を、収益事業以外の特定非営利活動に係る事業で支出した場合に、その分を寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入が認められます。これをみなし寄附金といいます。

NPO法人は、法人税法に定められた収益事業を行った場合に法人税が課税される、収益事業課税が採用されています。(NPO法人の税制度については、『1 設立・運営編』の102ページを参照ください。)法人税法上の収益事業から得た利益を、特定非営利活動に係る非収益事業で使用する場合、その金額を寄附金とみなして、損金に算入させることができます。この場合の収益事業とは、NPO法上の「その他の事業」に係る収益事業だけを指しているわけではありません。特定非営利活動に係る事業における収益事業に対しても当てはまります。

法人税法上の収益事業を行っており、収益で生じた利益を特定非営利活動に係る非収益事業に使いたいと考えているNPO法人にとっては、大きなメリットがあります。

ただし、損金にできる金額の限度は、所得金額の50%または200万円のいずれか大きい金額までになります。なお、特例認定NPO法人にはみなし寄附金制度は認められていません。



(2) みなし寄附金の手続き方法

「みなし寄附金制度」は、収益事業と非収益事業とを区分した経理(区分経理といいます。)を前提とした制度で、法人内部で資金移動をするという形が原則です。資金移動が難しい場合であっても、特定非営利活動のために使ったという明確な根拠資料が必要です。

計算書類および帳簿上、振替額を計上します。法人税の確定申告書の別表十四(二)「寄附金の損金算入に関する明細書」に振替額を記載して申告すれば損金の額に算入されます。

(3) 認定を取り消された場合の取り戻し課税

認定NPO法人の認定が取り消されたときは、その取消しの原因となった事実が生じた日を含む事業年度までさかのぼって課税されます。この場合、修正申告を行うのではなく、その事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度の損金算入部分を、取消しのあった日を含む年度の課税分で調整します。

特例認定NPO法人とは

1. 特例認定制度の趣旨

「特例認定制度」は、2012年4月1日のNPO法改正によって、新たに創られた制度です。NPO法人で新たに設立されたもののうち、その運営組織および事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものについて、所轄庁が特例認定をする制度です。この法人を特例認定特定非営利活動法人(以下、特例認定NPO法人)といいます。つまり、設立されて間もないNPO法人のうち、その運営組織や活動が適正であり、かつ公益活動を展開する基盤があると所轄庁が認めた場合に、特例認定NPO法人になることができ、認定NPO法人に近い税制優遇を受けることができます。(NPO法第58条)

認定NPO法人になるためには、後述する9つの要件を満たす必要がありますが、この9つの要件のうち、どのくらいの市民に支えられているかを寄附者の数や寄附金の割合で確認する「パブリックサポートテスト(PST)」を満たしていなくても、税制優遇の一部を受けられるのが特例認定制度です。つまり、設立されたばかりで、寄附を十分に集めていない法人でも、特例認定NPO法人として寄附者に対する税制優遇を受けながら寄附を募っていくことができます。

2. 特例認定NPO法人の特徴

(1) 特例認定を申請できるNPO法人

特例認定を受けられるNPO法人は、原則として設立した日から5年を経過していない法人で、かつ過去に認定または特例認定を受けたことがない法人に限定されています。組織基盤は整っており、活動は展開できているけれども、設立したばかりで寄附がまだ集まらないという法人を支援するために創られた制度なので、認定NPO法人へのステップアップのための制度として活用しましょう。

(2) 特例認定NPO法人の税制優遇

特例認定NPO法人の場合、認定NPO法人と比較すると、税制優遇について制約があります。寄附した相続財産が非課税になる制度と、「みなし寄附金」制度(24ページ参照)については、適用されません。個人の寄附金控除と、法人の損金算入枠の拡大についてのみ対象となります。

認定NPO法人と特例認定NPO法人の受けられる税制優遇の違い

	受けられる税制優遇	認定NPO法人	特例認定NPO法人
1	寄附をした個人が寄附金控除を受けられる	○	○
2	寄附をした法人の損金(※)算入限度額が拡大される	○	○
3	寄附をした相続財産が非課税になる	○	×
4	みなし寄附金を受けられる	○	×

※…損金については、23ページ参照

(3) 特例認定の有効期間

特例認定NPO法人の有効期間は認定NPO法人より短く、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります。(NPO法第60条)

また、特例認定を受けられるのは1回きりで、更新はない上に、期間を空けて再度特例認定を申請することもできません。(NPO法第59条第3号)

特例認定期間中に、正式に認定されなければ、3年が経過した時点で特例認定が失効します。正式に認定を受けるために、特例認定期間中に、寄附を集め、パブリックサポートテストをクリアできるように準備をしておきましょう。

3. 特例認定NPO法人の特徴のまとめ

特例認定NPO法人の特徴を認定NPO法人と比較してまとめると以下のようになります。

認定NPO法人と特例認定NPO法人の違い

	認定NPO法人	特例認定NPO法人
要件	9つの要件をすべて満たしている	パブリックサポートテスト以外の8つの要件を満たしている
有効期間	認定された日から5年間	特例認定された日から3年間
更新	可能	不可能
対象	法人設立後1年を経過したすべてのNPO法人	法人設立後1年を経過し、かつ法人設立後5年以内のNPO法人
税制優遇	①寄附をした個人・法人に税制優遇が適用される ②相続財産の非課税及びみなし寄附金が適用される	①認定NPO法人と同様に税制優遇される ②左記②の優遇は適用されない ※詳しくは前ページ2(2)の表を参照

4. 特例認定NPO法人の名称

NPO法第50条で、「認定特定非営利活動法人でない者は、その名称または商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。」とされています。つまり、認定NPO法人以外の者が、認定NPO法人を名乗ってはならないとされているのです。この認定NPO法人以外の者には、特例認定NPO法人も含まれるため、特例認定NPO法人が認定NPO法人と名乗ることはできません。特例認定NPO法人が、特例認定を受けたことを対外的に示したい場合は、特例認定特定非営利活動法人または特例認定NPO法人と名乗りましょう。

コラム 認定NPO法人はらっぱさんの場合

西宮市で活動する認定NPO法人はらっぱさんに、お話を伺ってきました。はらっぱさんは、1979年から活動を開始し、2001年6月7日にNPO法人格を取得、2015年8月10日に特例認定NPO法人になられ、2018年7月6日に認定NPO法人になられた団体です。



NPO法人はらっぱ
http://hpo-harappa.hiho.jp/

認定期間 特例認定 2015年8月10日～2018年7月5日
認定 2018年7月6日～2023年7月5日

活動内容

子どもを真ん中に大人たちがつながりあう場所が欲しい、いろいろな子どもたちが遊び暮らす場所が欲しいという願いから保育所の運営を中心に、地域の親子を対象とした講演会や育児相談など子育て支援をされています。

2020年度の支援者

正会員：	78名	438,000円
賛助会員：	135名	549,000円

Q1. 特例認定を申請しようと思った理由は何ですか？

A. 寄附を増やしたいということはもちろんありましたが、それだけではなく「寄附社会」を根付かせたいという想いから認定NPO法人になろうと考えました。しかし、当時は寄附者への領収書などの整理が十分でなかったため、このまま焦って申請するよりも一旦特例認定となり、その間にしっかりと領収書や寄附者名簿の整理をして認定を目指そうということになりました。

Q2. 特例認定や認定を取ってよかったと思うことはありますか？

A. 寄附者への税額控除があるので、保護者や関係者に寄附を求めやすくなりました。それと、会計処理や事務に関する知識が増えたことで内部運営の成長につながったと感じています。ただ、市民や行政に対してはまだ認知度が低いので、わたしたちの活動を通じてこれからもっと認定NPO法人というものを知ってもらえればと思っています。

Q3. 寄附金を増やすために工夫していることはありますか？

A. はらっぱという法人がどのような活動をしているのかを知ってもらうことが大事ですね。年4回広報誌を発行したり、定期的にイベントを開催したりして法人の活動をアピールしています。すぐにお金の寄附をいただくことは難しいのですが、最近では、イベントなどで園児が書いた絵がプリントされたオリジナルTシャツやエコバッグ、LINEスタンプなどの販売を企画してくださるはらっぱの応援団のような方々が増えてきました。そのような活動を通じて多くの方々に法人のことを知ってもらい、法人への愛着や一体感が生まれ、寄附者になってもらうことにつながっています。

Q4. このたび特例認定から認定を取られました、大変だったことはありますか？

A. 認定では、パブリックサポートテストの判定があり不安でしたが、特例認定になったときから認定を見据えて寄附者名簿や領収書の整理や管理をきちんとしていたので、特に大変だとは感じませんでした。そういった意味では、特例認定から認定になったことで、段階を踏んで体制づくり、準備をすることができたのが良かったと思っています。

Q5. これから認定NPO法人を目指そうという団体にアドバイスをお願いします。

A. 日々の会計や事務処理をしっかりすることは当然ですが、認定に向けた関係書類の作成など初めてで分からない事だらけなので、事前にしっかり準備をすることが大事ですね。あと、相談できる方を見つけることがとても重要で、勝手な判断や思い込みは禁物です。認定を目指すことは、自分たちがどういう目的、ミッションを持って活動しているのかを改めて見直す機会となり、より自分たちの活動に責任と自信を持つことができると思います。ぜひ、頑張って認定NPO法人を目指してください。

認定NPO法人と他の法人格の比較

NPO法人と認定NPO法人、一般社団法人と公益社団法人を比較してみると、以下の表のようになります。

認定NPO法人と他の法人格の比較表

法人名		特定非営利活動法人 (NPO法人)	認定特定非営利活動法人 (認定NPO法人)
		特定非営利活動促進法	
根拠法			
設立方法		所轄庁の認証後、法務局で登記して設立（認証主義）	NPO法人のうち、所轄庁の認定後、成立（実績にもとづき判断）
税制	法人税	収益事業課税	同左
	登録免許税	非課税	同左
	印紙税	非課税	同左
	法人住民税 (均等割)	課税（ただし、収益事業を行わない場合、自治体によって非課税措置有）	同左
	その他		
寄附者に対する優遇		法人：一般損金算入限度額の適用	個人：寄附金控除、相続税控除 法人：特別損金算入限度額の適用
みなし寄附金		なし	所得金額の50%または200万円のいずれか多い額を限度に認める
公益性の判断に関する主な基準	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動を主たる目的 ・ 宗教・政治活動を主たる目的としない ・ 特定の公職者・政党等の推薦、支持または反対を目的としない ・ その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックサポートテスト ・ 特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上 ・ 共益的活動が50%未満 ・ 宗教・政治活動、特定の公職者・政党等を推薦、支持または反対する活動は行わない
	営利性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利を目的としない ・ 役員報酬を受ける者が役員総数の3分の1以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員、職員、社員または寄附者等に特別の利益を与えない ・ 営利を目的とした者等に寄附を行わない ・ 受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てる
	運営組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10人以上の社員を有する ・ 理事3人以上、監事1人以上 ・ 役員総数における3親等以内の親族割合が3分の1以下 ・ 社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士または監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存 ・ 役員のうち、同一親族等の占める割合および特定の法人関係者の割合が3分の1以下
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の事業において収益を生じた場合は、特定非営利活動に係る事業のために使用する 	同左
監督		所轄庁の監督を受ける。毎年度事業報告書の提出の義務付け	左に加えて、助成金および海外送金等の報告の義務付け
残余財産の処分		国、地方公共団体、公益法人等に帰属	同左
情報公開		何人も所轄庁において閲覧可能 利害関係人は法人事務所で閲覧可能	何人も所轄庁および法人事務所で閲覧可能

認定NPO法人を他の法人格と比較してみると、税制、寄附者に対する優遇措置、みなし寄附金制度等の違いがよくわかります。

※ 認定NPO法人の場合、NPO法人の「公益性の判断に関する主な基準」は守った上での追加事項であることに留意ください。

認定NPO法人と他の法人格の比較表

法人名		一般社団法人	公益社団法人
根拠法		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
設立方法		公証人による定款認証後、法務局で登記して設立（準則主義）	一般社団法人のうち、公益認定等委員会の答申を踏まえ、行政庁が公益認定後、成立（公益目的事業の計画等によって判断）
税制	法人税	全所得課税（非営利型は収益事業課税）	公益目的事業は非課税
	登録免許税	課税	非課税
	印紙税	非課税	非課税
	法人住民税（均等割）	課税（ただし、収益事業を行わない場合、自治体によって非課税措置有）	一部を除き課税
	その他		利子・配当等の源泉所得税非課税
寄附者に対する優遇		法人：一般損金算入限度額の適用	個人：寄附金控除、相続税控除 法人：特別損金算入限度額の適用
みなし寄附金		なし	所得金額の50%を限度または公益目的事業使用部分まで認める
公益性の判断に関する主な基準	活動内容	・ 事業分野は自由 ・ 公益事業・共益事業・収益事業いずれも可	・ 公益目的事業を主たる目的 ・ 公益目的事業比率が50%以上 ・ 投機的な取引、高利の融資事業その他社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や公序良俗を害するおそれのある事業を行わない
	営利性	・ 社員に剰余金または残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定めは無効 ・ 社員総会において社員に剰余金を分配する旨の決議は不可	・ 社員、役員、使用人等法人の関係者および営利事業者に特別の利益を与えない ・ 収入が適正な費用の額を超えない ・ 役員報酬等が不当に高額にならない支給基準である
	運営組織	・ 理事1人以上（理事会を設置する場合は、理事3人、監事1人以上） ・ 大規模法人（負債額200億円）の場合は、監事および会計監査人設置 ・ 社員の資格に関する要件は特になし	・ 理事3人以上、監事1人以上 ・ 理事会、代表理事、会計監査人設置 ・ 同一団体の関係者・同一親族等の理事が総数の3分の1以下。監事も同様 ・ 社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さない
	その他		・ 収益事業等により公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがない ・ 収益のうち一定割合は公益目的事業に使用
監督		行政庁の監督は受けない	公益認定基準の遵守について行政庁の監督を受ける
残余財産の処分		社員に分配する旨の定款は不可	国、地方公共団体、公益法人等に帰属
情報公開		社員および債権者は、法人事務所で閲覧可能。貸借対照表は公告の必要あり	何人も行政庁と法人事務所で閲覧可能

コラム 認定の取得を目指す法人における会員制度のあり方について

認定制度において、法人の会員の数は、認定の基準とは直接は関係がなく、会員が少なくても認定を受けることは可能です(ただし、NPO法上の最低限の要件は満たす必要はあります)。

しかし、NPO法人の会員は、その法人を支える大切な仲間です。加えて、認定基準のひとつであるパブリックサポートテスト(PST:「第2章 認定基準」にて解説)は、多くの市民に支えられている法人であるかどうかを客観的に判定するために定められています。従って、一般的には、多くの会員に支えられている法人の方が、認定の基準をより満たしやすいと言えるでしょう。認定の取得を目指す際には、認定制度と自分たちの法人の会員制度との関係を正しく理解しておきましょう。

※パブリックサポートテスト(PST)における「寄附金」についての説明は37ページを参照してください。

① 正会員(NPO法上の「社員」である会員)

NPO法人の正会員(NPO法上の「社員」である会員)は、総会の議決権を有しています。総会は、法人の最高意思決定機関であり、また、正会員の人数によって、定足数などが変わります。従って、日頃から正会員の名簿をきちんと整備し、正会員の人数や住所氏名を常に正確に把握しておくことは、NPO法人の適正な運営のために(ひいては認定を取得するためにも)、とても重要です。

なお、正会員の会費はPSTにおける「寄附」にはあたりません(議決権が対価とみなされるため)。ただし、一定の条件のもとで、PSTの計算の際に寄附と同等の収入として算入できる場合があります。

こんな場合はどうなるの？

- 正会員の会費納入の時期に、同時に寄附を呼びかけても構いません。ただし、会費と寄附金の領収書を分けること、また、呼びかける際にあくまで任意であることを明示することが必要です。

② 賛助会員等(NPO法上の「社員」ではない会員)

NPO法上の「社員」ではない会員を、定款や規約によって、「賛助会員」などの名称で位置づけている法人も多いでしょう。この賛助会員等の会費のうち、PSTの「寄附金」の条件を満たすものについては、PSTの計算の際に寄附金と同等の収入として算入できます。

PSTの「寄附金」の条件を満たすためには、例えば、原則としてその賛助会員の住所氏名が明らかである必要があります。そのためにも賛助会員等の住所氏名は正しく把握しておきましょう。また、賛助会員等に対して、イベント参加費の割引など、何らかのサービス提供の制度がある場合は、そのサービスを受ける権利自体が対価とみなされ、PSTの計算の際に寄附として扱うことはできません。

こんな場合はどうなるの？

- ニュースレター等、もともと不特定多数の者に対して無償で配布されている媒体を、賛助会員等に配布することは、対価性がないものとして扱われます。
- 賛助会員等の会費に対価性がある場合も、法人としてそのお金を受け取ることは可能ですが(ただし、PSTの計算の際に寄附として扱うことはできません)。

③ サービス利用会員等

施設利用会員や介護サービス会員などのサービス利用会員は、そのサービスを利用するという対価があるため、そのために支払った会費は寄附として扱うことはできません。

こんな場合はどうなるの？

- サービス利用会員や賛助会員等に対して、会費納入とは別に、寄附を呼びかけることは差し支えありません。ただし、会費と寄附金の領収書を分けること、また、呼びかける際にあくまで任意であることを明示することが必要です。「必ず寄附してください」などと呼びかけると、「任意性がない」と判断される場合があります。

2 認定基準

1 認定基準の概要	
1. 認定NPO法人の9つの基準	33
2. 実績判定期間	35
2 認定基準の意義と内容	
1. 1号基準 パブリックサポートテスト（PST）	36
コラム こんな寄附金ってどうしたらいいの？	39
2. 相対値基準（1号基準 パブリックサポートテスト）	40
パブリックサポートテストの計算事例	45
3. 絶対値基準（1号基準 パブリックサポートテスト）	53
4. 条例個別指定基準（1号基準 パブリックサポートテスト）	55
5. 2号基準 共益性に関する基準	56
6. 3号基準 運営組織及び経理に関する基準	59
7. 4号基準 事業活動に関する基準	63
コラム 寄附金を貰った年度だけでは使い切ることが難しい場合（「特定資産」について）	65
8. 5号基準 情報公開に関する基準	66
9. 6号基準 事業報告書等の提出に関する基準	67
10. 7号基準 不正行為等に関する基準	68
11. 8号基準 設立後の経過期間に関する基準	68
12. 欠格事由	69
3 NPO法人と認定NPO法人の比較	70

認定基準の概要

1. 認定NPO法人の9つの基準

認定NPO法人には、1号～8号までの8つの認定基準と欠格事由に該当しないことの合計9つの要件が定められています。

1号基準 パブリックサポートテスト(PST)

詳細は P.36

以下のいずれかの要件を満たす必要があります。特例認定の申請の場合、この要件は除きます。

- ① **相対値基準** 実績判定期間において、収入金額に占める寄附金等の割合が20%以上である。
- ② **絶対値基準** 実績判定期間において、年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である。
- ③ **条例個別指定** 都道府県または市区町村の条例による個別指定を受けている。

2号基準 共益性に関する基準

詳細は P.56

事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満でなければなりません。実績判定期間における割合で判断されます。

3号基準 運営組織及び経理に関する基準

詳細は P.59

以下の要件をすべて満たさなければなりません。

- ① 役員総数のうち、役員およびその親族(配偶者・3親等以内の親族)等で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である。
- ② 役員総数のうち、特定の法人の役員、使用人とその親族(配偶者・3親等以内の親族)等の占める割合が1/3以下である。
- ③ 各社員(正会員)の表決権が平等である。
- ④ 公認会計士もしくは監査法人の監査を受けている、または青色申告法人と同等の帳簿を記録し、保存している。
- ⑤ 支出した金銭について用途が不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載はしていない。(不適正な経理を行っていない。)

4号基準 事業活動に関する基準

詳細は P.63

以下の要件をすべて満たさなければなりません。

- ① 宗教活動や政治活動、選挙活動等を行っていない。
- ② 役員、社員、職員、寄附者、これらの親族(配偶者・3親等以内の親族)等に対して、特別の利益を与えていない。
- ③ 営利を目的とした事業を行う者や宗教活動、政治活動、選挙活動等を行う者または、公職の候補者(公職にある者)等に寄附を行っていない。
- ④ 実績判定期間において、総事業費のうち特定非営利活動に係る事業費の占める割合が80%以上である。
- ⑤ 実績判定期間において、受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額が70%以上である。

実績判定期間

実績判定期間とは、認定要件の判定対象となる期間のことです。認定の申請日の「直前に終了した事業年度の末日以前5年(初回の認定申請、特例認定申請の場合は2年)以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請日の直前に終了した事業年度の末日までの期間」のことです。詳しくは35ページを参照ください。

5号基準 情報公開に関する基準

詳細は P.66

次の書類を一般に公開しなければなりません。また、情報公開の請求があった場合は、閲覧に応じなければなりません。

閲覧の対象となる書類

- 事業報告書等、役員名簿および定款等
- 各認定基準等に適合する旨および欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 役員報酬または職員給与の支給に対する規程
- 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し
- 海外への送金または金銭の持ち出しを行った場合における金額及び用途並びにその実施日を記載した書類

6号基準 事業報告書等の提出に関する基準

詳細は P.67

各事業年度において、事業報告書等(※)を期限内に所轄庁に提出していなければなりません。

※ 事業報告書等…事業報告書、計算書類等(活動計算書・貸借対照表・注記・財産目録)、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

7号基準 不正行為等に関する基準

詳細は P.68

以下のような事実があつてはなりません。

- ① 法令、または法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実
- ② 偽りや不正の行為によって利益を得た事実、または得ようとした事実
- ③ 公益に反する事実

8号基準 設立後の経過期間に関する基準

詳細は P.68

設立したばかりで実績のない法人は認定されません。認定または特例認定の申請をした年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります。

欠格事由

詳細は P.69

次の欠格事由のいずれにも該当してはいけません。

- NPO法第47条に規定された役員の欠格事由に該当する役員がいる
- 認定または特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない
- 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している
- 国税または地方税の滞納処分が執行されているものまたは当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない
- 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない
- 暴力団または暴力団の構成員等の統制下にある

特例認定を申請する際に追加される要件

特例認定を申請するためには、上記の2～8号と欠格事由の要件だけでなく、別に追加される要件として、設立後5年未満でなければならないという要件と過去に認定または特例認定を受けたことがないという要件があります。(26ページ参照)

2. 実績判定期間

(1) 実績判定期間とは

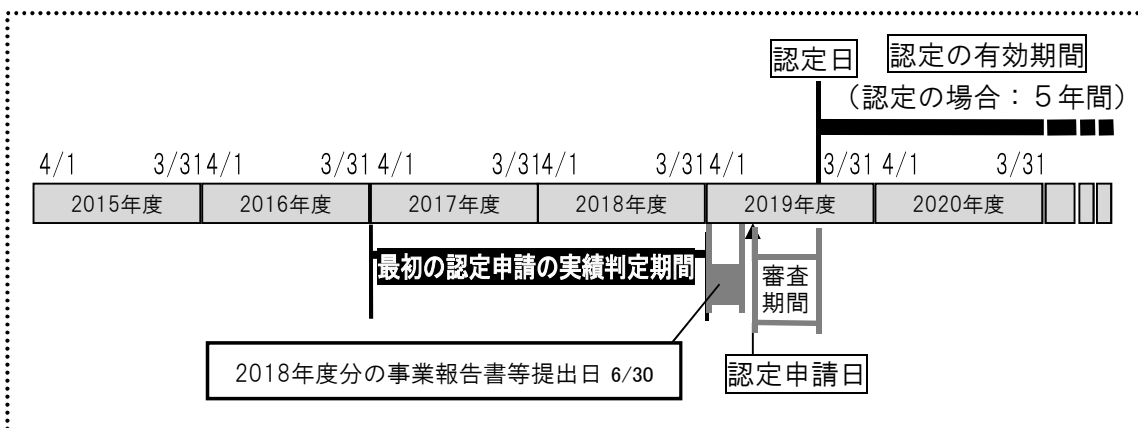
認定基準の判定の対象となる期間のことを実績判定期間といいます。認定・特例認定や認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、すべてこの実績判定期間を対象に実績を確認し、認定の判断をします。「その法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請日の直前に終了した事業年度の末日までの期間」が実績判定期間となります。つまり、事業年度を変更していなければ、直前の5事業年度と考えることができます。

基本的に実績判定期間は5年(5事業年度)ですが、初回の認定申請や特例認定の場合はその判定期間が2年(2事業年度)となります。新設したばかりの法人で設立第1期目が12か月に満たない法人も、その満たない事業年度を1年と考えることができます。また、新設したばかりの法人で最初の事業年度が13か月等のように、12か月を超える場合は、1事業年度で2年と考えることも構いません。

なお、認定の有効期間と更新については、129ページを参照ください。

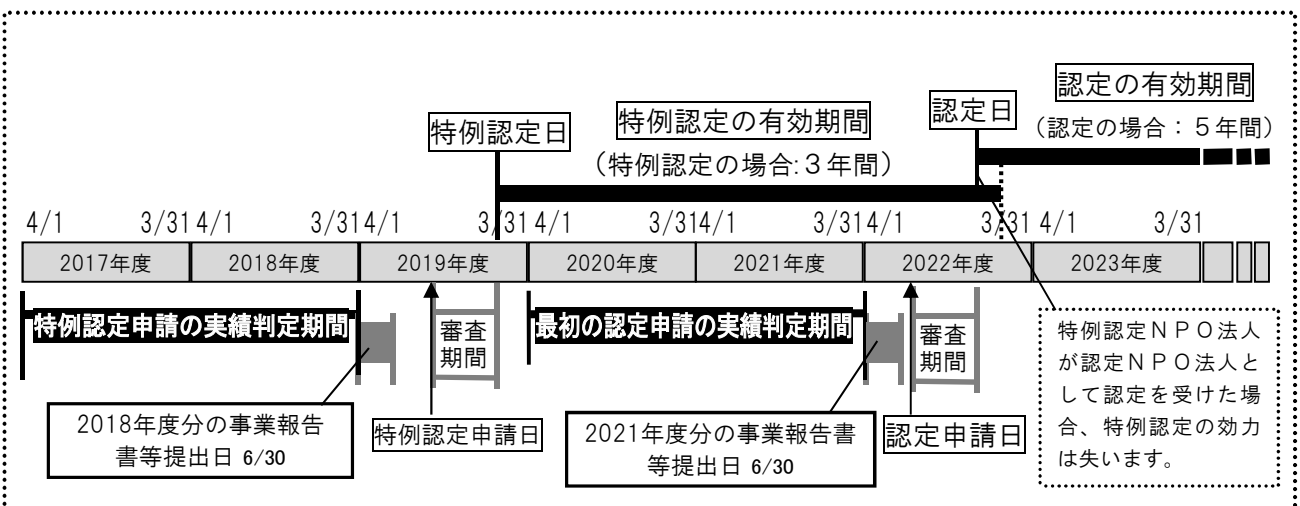
(2) 事業年度が4月1日～3月31日のNPO法人の事例

前述したように、過去に認定を受けたことのない法人の実績判定期間は2年間となります。認定更新申請の場合の実績判定期間は129ページを参照してください。



(3) 特例認定NPO法人が特例認定期間中に認定を申請する場合の事例

前述したように、過去に認定を受けたことのない法人、または特例認定を受けようとする法人が申請を行う場合、実績判定期間は2年間となります。特例認定後、認定申請をする場合、その実績判定期間は過去に認定を受けたことのない法人として扱われるため、2年間となります。



認定基準の意義と内容

1. 1号基準 パブリックサポートテスト(PST)

特例認定申請の場合、
この基準を満たす必要はありません。


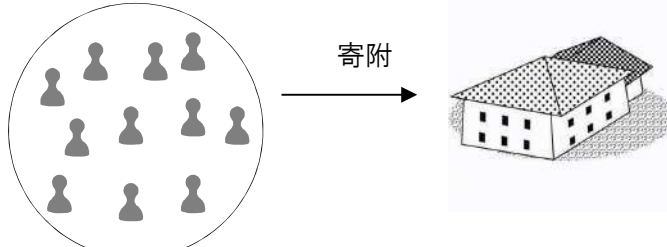
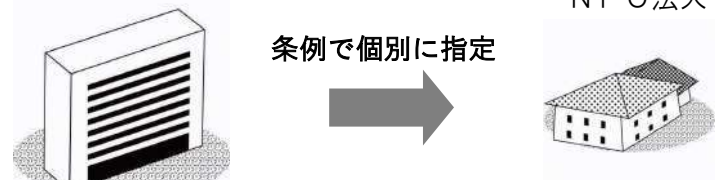
(1) パブリックサポートテストとは

パブリックサポートテストは、Public Support Test の頭文字をとってPSTと呼ばれます。広くたくさんの市民に支えられているかどうかを計るためのテストです。多くの市民に支えられているということは、多くの市民に必要とされている、すなわち公益性が高い活動をしているといえます。多くの市民に支えられているかどうかを主に「寄附」で計るのが、このパブリックサポートテストの特徴です。

特例認定NPO法人の申請の場合は、このパブリックサポートテストをクリアする必要はありません。

パブリックサポートテストの判定に当たっては、次のどれか一つを満たす必要があります。

パブリックサポートテストの種類

	種類	内容
1	相対値基準	<p>実績判定期間において、収入金額に占める寄附金等の割合が20%以上であること。</p> <p>NPO法人</p>  <p>寄附金等の収入額</p>
2	絶対値基準	<p>実績判定期間において、年3,000円以上の寄附をした人が年平均100人以上であること。</p> <p>3,000円以上の寄附をした人 年平均100人以上</p> <p>NPO法人</p>  <p>寄附</p>
3	条例個別指定基準	<p>認定NPO法人の申請書を提出する前日において、都道府県または市区町村の条例による個別指定を受けていること。</p> <p>都道府県または市区町村</p> <p>NPO法人</p>  <p>条例で個別に指定</p>

(2) パブリックサポートテストにおける「寄附金」の条件について

パブリックサポートテスト(PST)における「寄附金」の金額は、会計上の「受取寄附金」に、いくつかのものを足したり引いたりすることによって計算します。

まず、一般的に「寄附金」は、①任意性があること、②対価性がないことの2つが条件となります。PSTにおける「寄附金」の場合、これら2つの基本条件に加えて、③寄附者の意思が明らかであること、④寄附者の住所・氏名が明らかであること、⑤一定金額以上の寄附であること、という条件があります。

例えば、いわゆる賛助会費は、会計上は「寄附金」ではなく「会費」ですが、PSTの計算の際には、上記①～⑤の条件を満たす賛助会費については、寄附金と同等のものとして扱うことができます。その他の条件は、「相対値基準」(40ページ参照)と「絶対値基準」(53ページ参照)で、それぞれ異なります。

パブリックサポートテスト(PST)における「寄附金」の条件	
会計上の受取寄附金	PSTで追加される条件
① 任意性があること ② 対価性がないこと	③ 寄附者の意思が明らかであること ④ 寄附者の住所・氏名が明らかであること ⑤ 一定金額以上の寄附であること (※このほかにも足す・引く項目あり)

①～⑤の条件について、詳しくは次の通りです。なお、PSTでの「寄附金」と、会計上の「寄附金」で、上記①、②の条件の適用の仕方は基本的に共通ですが、個別の状況によっては若干の違いがあります。以下の説明は、PSTでの「寄附金」の考え方に基づいています。

① 任意性があること

「任意性がある」とは、「寄附をするかしないか」が、寄附者本人に任せられた状態のことを言います。つまり、「任意性がある」とは、「寄附してもしなくても自由」という状態のことです。任意性がない場合、そのお金は「寄附金」とは認められません。

寄附を呼び掛けたり金額を例示したりすると、「任意性がない」と判断されるの？

法人が主催する講演会の会場などで寄附金を集めること自体は問題ありません。ただし、その際に、事実上の強制だと受け止められかねない呼びかけをすると、「任意性がない」と判断されることがあります。「ご寄附いただく場合は、できれば1,000円以上でお願いします」などと、寄附の金額の目安を示すことは問題ありません。ただし、その場合も、あくまで任意であることを明示する必要があります。

② 対価性がないこと

ここで言う「対価」とは、お金と引き換えに受け取る物品や、お金と引き換えに受けるサービスのことです。対価性がある場合、そのお金は「寄附金」とは認められません。

PSTでは、物品やサービスの市場価格とは関係なく、何らかの「対価性」があれば「寄附金」ではなくなります。例えば3,000円の資金提供に対して、500円相当の「お礼」を渡すことを予め条件にした場合も、その全額が寄附金とは認められません(寄附額はゼロという扱いになります)。また、物品やサービスの具体的なやりとりがなくても、その権利が生じた段階で、対価とみなされます。いわゆる「賛助会員」などに対するサービス提供の規定がある場合、対価とみなされることがあります(31ページのコラムを参照)。

寄附者へ送るお礼状やニュースレターは「対価」に当たるの？

寄附者に対して、寄附に対するお礼状を送ったり、もともと不特定多数に対して無料で配布しているニュースレターを送付したりすることは対価には当たりません。

③ 寄附者の意思が明らかであること

寄附金として認められるためには、それが寄附であるという寄附者の意思が明らかである必要があります。単に入金があっただけでは、それが寄附であるかどうかは分かりません(その入金は寄附ではなく貸付かもしれません)。寄附申込書に記入してもらうなど、寄附者自身が寄附であると判断して入金していることがわかるようにしましょう。

④ 寄附者の住所・氏名が明らかであること(匿名寄附に関する制限)

PSTで「寄附」として認められるためには、原則として、寄附者の住所氏名が明らかである必要があります。寄附者の住所氏名を確認するには、いくつかの方法があります。以下を参考にしてください。

寄附者の寄附の意思及び住所氏名を確認するには

寄附者の寄附の意志及び住所氏名を確認する方法としては、主に以下の3つが考えられます。

- (1) 寄附申込書を用意し、①日付、②寄附者の住所と氏名、③金額の3点を記入してもらいます。
- (2) 郵便振替用紙に、寄附申込書と同等の情報を記入してもらい、寄附申込書の代わりとします。
- (3) 寄附の受け取りに対して領収書を発行し、そこに寄附申込書と同等の情報を記載します。その領収書を相手が受け取れば、両者がその記載内容を確認したことが明確になります(その際には必ず、領収書の控えを残しましょう)。

※認定取得前は、上記(1)～(3)のいずれかひとつで構いません。ただし、認定取得後は、上記(3)の領収書の発行が事実上必須となります(領収書のひな形は124ページを参照)。領収書がないと、寄附者が税制優遇を受けることができません。

※「寄附の対象となる活動」は、認定取得前の段階では、特に限定する必要はありません。認定取得後は、特定非営利活動を対象とする寄附であることを領収書に明記する必要があります(その記載がない場合も、法人としてPSTに算入することは可能ですが、寄附者が税制優遇を受けることができません)。

⑤ 一定金額以上の寄附であること(少額寄附に関する制限)

相対値基準では1,000円未満(40ページ参照)、絶対値基準では3,000円未満(53ページ参照)の寄附は、「少額寄附」という扱いになり、原則としてPSTには算入できません。ただし、小規模法人が相対値基準で申請する場合にのみ、特例(43ページ参照)があります(絶対値基準の場合、特例はありません)。

自団体(法人)の役員やその親族からの寄附は、上記①～⑤の条件を満たし、なおかつ、別に定められた制限にかからない場合にのみ、PSTの計算の際に寄附として算入できます。その制限は、「相対値基準」(40ページ参照)と「絶対値基準」(53ページ参照)とで異なります。

上記①～⑤の条件を満たさない資金であっても、法人として受け取ることは可能です。ただしPSTの計算の際に「寄附金」として算入することはできませんので注意しましょう。上記の条件は、各法人の会員制度とも関係しますので、併せて正しく理解しましょう(31ページのコラム参照)。

コラム こんな寄附金ってどうしたらいいの？

Q1. 任意団体から引き継いだ財産は寄附金として扱っていいのでしょうか？

A. 任意団体からNPO法人に移行した場合、任意団体の時の資産を寄附金として計上している事例は、比較的多く見受けられます。その資産は、パブリックサポートテストの計算にあたっては、寄附金として扱うことができます。ただし、寄附者としてはその任意団体1人として考えますので、基準限度超過額(42ページ参照)については注意が必要です。

Q2. 寄附者氏名だけがわかっているのですが、これは寄附金として扱ってはダメですか？

A. パブリックサポートテストの判定上の寄附金として扱う場合、「寄附者の氏名(法人・団体にあたっては、その名称)およびその住所が明らかな寄附金」でなければ算入できないことになっています。したがって、口座振込によって氏名以外はわからないような場合は、寄附者が特定されているとはいえ、寄附金として取り扱うことができません。ただし、小規模法人の特例の適用を受ける場合は、寄附金として取り扱うことが可能です。

Q3. 広告宣伝費か寄附金かはどのように判断すればよいのでしょうか？

A. 寄附してくれたお礼に、企業の名前をそのNPO法人が発行する機関誌に入れてあげるといったようなケースはよくあるでしょう。寄附者の名前程度であれば寄附として判断されますが、その掲載方法が過度になると、広告宣伝と取られても仕方のない場合もあります。このような場合、広告宣伝費か寄附金かどうか、その判断が微妙なものについては、以下のような点を考慮して総合的に判断されます。

① 外形的に明らかな広報といえるか

例えば、活動ユニフォームへの企業名掲載、刊行物の広告枠へ企業商品の掲載、企業名を冠したイベントの開催などは、外形的に明らかな広報と見えるため、寄附金として扱うことはできません。

② 広報効果が十分認められるか

広告宣伝の内容と法人の活動に密接な関連性があるかどうか、広報掲載物の配布対象・規模からみて、十分な広報効果が認められるかどうか等によって判断されます。例えば、子育て支援NPOのイベントのチラシに育児用品の広告を掲載し、会員数や参加対象数などが広告宣伝に見合う規模である場合は明らかに広告宣伝であると判断されるでしょう。

③ 広報宣伝の意図が明確か

法人と寄附者に広告宣伝の意図がある場合は、寄附として扱うことはできません。有償広告欄に寄附者を無償や割引価格で掲載した場合、寄附額に応じて広告枠が広がるなど寄附と広報が連動している場合、寄附を条件に会報等に寄附者の活動紹介等を掲載した場合などは、対価があるとみなされるため、寄附として扱うことはできません。また、寄附者側が会計上広告宣伝費として処理している場合も寄附として扱うことはできません。

2. 相対値基準 (1号基準 パブリックサポートテスト)

(1) 相対値基準の計算式 (原則)

相対値基準は、法人全体の収入金額のうち、寄附金額の占める割合がどの程度かを確認することで、多くの市民に支えられているかを判定する基準です。具体的には、実績判定期間における経常収入金額のうち、寄附金等の収入金額の占める割合が1/5以上、つまり20%以上であるかどうかという比率で判断します。

小規模法人については、基準を満たしやすくするための小規模法人の特例があります。(43ページ参照)

相対値基準の計算方法 経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が20%以上であること

$$\frac{\text{分子}}{\text{分母}} = \frac{\text{C 寄附金等収入金額}}{\text{F 経常収入金額}} = \frac{\text{A 受け入れた寄附金総額} \pm \text{B 寄附金額に土するもの}}{\text{D 総収入金額} - \text{E 総収入金額から一するもの}} \geq \frac{1}{5}$$

概算を出してみましょう! ※ 実績判定期間内における数字で計算してください。

A 受け入れた寄附金総額	() 円	<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td>C 寄附金等収入金額</td> <td>() 円</td> </tr> <tr> <td>F 経常収入金額</td> <td>() 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">≥ 20%</p>	C 寄附金等収入金額	() 円	F 経常収入金額	() 円
C 寄附金等収入金額	() 円					
F 経常収入金額	() 円					
ー) B ¹ 同一者からの寄附金のうち、Aの10%を超える額	() 円					
ー) B ² 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	() 円					
ー) B ³ 氏名又は住所が明らかではない寄附金	() 円					
+) B ⁴ 社員会費(条件を満たしたものに限る)	() 円					
ー) B ⁵ 休眠預金等交付金関係助成金	() 円					
C 寄附金等収入金額 (A - B¹ - B² - B³ + B⁴ - B⁵)	() 円					
D 活動計算書の総収入金額	() 円					
ー) E ¹ 国・地方公共団体からの補助金等	() 円					
ー) E ² 資産売却による臨時収入	() 円					
ー) E ³ 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	() 円					
ー) E ⁴ 氏名又は住所が明らかではない寄附金	() 円					
ー) E ⁵ 休眠預金等交付金関係助成金	() 円					
F 経常収入金額 (D - E¹ - E² - E³ - E⁴ - E⁵)	() 円					

分子の計算

C 寄附金等収入金額

寄附金等収入金額とは、「A 受け入れた寄附金総額」(以下、受入寄附金総額)に、「B 受入寄附金額に土するもの」として、41ページB(a)を控除し、条件に応じてB(b)を足し合わせた金額のことです。

匿名寄附や少額寄附等はいくら寄附であっても、算入することができませんので、注意が必要です。ただし、小規模法人の特例(43ページ参照)を適用した場合は、匿名寄附や少額寄附金も含めることができます。

A 受け入れた寄附金総額

主に以下のものの総額です。

受取寄附金

- ・ 対価性がなく、任意性があるもので、実績判定期間内の収益であるもの。(対価性、任意性については、37ページ参照)
- ・ 現物寄附(資産受贈益)を含む。

II. 認定基準

- 受取助成金・受取補助金
 - ・ 対価性のないもので、国の補助金等（44ページ参照）以外
- 賛助会費
 - ・ 対価性のないもの（総会の議決権は対価性があるとみなされます）

B 受入寄附金総額に±するもの

(a) 受入寄附金総額から－するもの（PSTの計算上－するものであり、寄附金には変わりありません）

- 受入寄附金のうち、以下のもの
 - ・ 一者当たりの基準限度超過額（42ページ参照）に相当する金額の合計額
 - ・ 少額寄附金（実績判定期間における1人あたりの寄附金額の合計が1,000円未満のもの）
 - ・ 匿名寄附金（寄附者の氏名（または法人名）とその住所が明らかでないもの）
 - ・ 休眠預金等交付金関係助成金（休眠預金等活用制度の助成金を受けた場合のみ）

上記のうち少額寄附金と匿名寄附金については、小規模法人の特例を適用した場合は含めることができます。

(b) 受入寄附金総額に＋するもの（条件を満たせば分子に足せるもの）

受入寄附金総額に足してよいものとして、社員会費、つまり、正会員費があります。ただし、下記条件を満たした場合にのみ加算することができ、加算額は、下記の計算式で求めた額となります。また、加算できる額には上限があるのでご注意ください。

- 社員会費（以下の条件を満たしたものに限り）
 1. 社員の会費の額が合理的と認められる基準によって定められている
 2. 役員等（42ページ参照）を除く社員の数が実績判定期間を通じて20人以上である

社員会費の加算額の計算式

社員から受け入れた会費（正会員受取会費） × 事業活動に占める共益的な活動を除いた割合

（事業活動に占める共益的な活動の割合については、56ページを参照ください。）

ただし、社員会費を加算できる額は、「A 受入寄附金総額」から「B (a) 受入寄附金総額から－するもの」を差し引いた金額が上限となりますのでご注意ください。

分母の計算

F 経常収入金額

「D 総収入金額」から以下の「E 総収入金額から－するもの」を控除した金額のことをいいます。

E 総収入金額から－するもの

- 国の補助金等（44ページ参照）
- 国等からの委託金（「国等」の内容は44ページ（4）の国等と同じです。）
- 法令に基づいた事業で国または地方公共団体が負担するもの（介護保険事業、障害福祉サービス事業の給付部分）
- 臨時的な資産売却による収入
- 遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額（42ページ参照）に当たる部分
- 少額寄附金（実績判定期間における1人あたりの寄附金額の合計が1,000円未満のもの）
- 匿名寄附金（寄附者の氏名（または法人名）とその住所が明らかでないもの）
- 休眠預金等交付金関係助成金（休眠預金等活用制度の助成金を受けた場合のみ）

上記のうち少額寄附金と匿名寄附金については、小規模法人の特例を適用する場合は「E 総収入金額から－するもの」には含めません。

(2) 基準限度超過額

前述したように、パブリックサポートテストという基準は、広くたくさんの方の市民に支えられているかどうかを寄附金額や寄附者数から確認する方法です。寄附金額がどんなに多くても、それがたった1人によって寄附されたものであれば、広くたくさんの方の市民に支えられているとはいえません。そこで、1人につき、PSTの算定上は、寄附金として算入することができる上限(基準限度額)が設けられています。この上限を超える部分を「基準限度超過額」といい、その金額は、PSTの算定上、受け入れた寄附金額から控除されます。

なお、役員が寄附者の場合、その役員の配偶者や3親等以内の親族、その役員と特殊な関係にある者(これらと役員を合わせて「役員等」といいます。)については、役員と同一の者として、1人からの寄附として扱います。

基準限度額 同一の者から受け入れた寄附金額のうち、一者あたりのPSTに算入できる上限額
以下の計算式により算出します。

(ア) 個人及び下記(イ)以外の法人等からの寄附の場合…「A 受入寄附金総額(※1)」×10%まで
(イ) 認定NPO法人、特定公益増進法人(※2)からの寄附の場合
…「A 受入寄附金総額(※1)」×50%まで

※1 休眠預金等交付金関係助成金を受けた場合は、その額を控除します。

※2 特定公益増進法人とは、公共法人、公益法人等(一般社団法人および一般財団法人を除きます。)その他特別の法律により設立された法人のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人のことをいいます。法人税法施行令第77条に規定された法人です。

基準限度超過額 同一の者から受け入れた寄附金額のうち、上記PST上の基準限度額を超える額

$$\text{同一人物からの寄附金} - \text{(基準限度額)} = \text{基準限度超過額}$$

$$\text{同一人物からの寄附金} - \text{A 受入寄附金総額(※1)} \times 10\% = \text{基準限度超過額}$$

計算例1 個人Xさんのみからの寄附の場合

例えば、経常収入金額が100万円の法人で、受入寄附金総額がXさんからの40万円のみであった場合を考えてみましょう。基準限度超過額は以下のように計算しますので、Xさんの寄附金のうち、36万円が基準限度超過額として受入寄附金総額から控除されますので、残りの4万円のみが分子に計上できることとなります。

$$\begin{array}{ccc} \text{(Xさんからの寄附金)} & \text{(基準限度額)} & \text{(基準限度超過額)} \\ \text{400,000円} & \text{400,000円} \times 10\% & \text{360,000円} \end{array}$$

$$\text{PSTの計算} \quad \frac{400,000 - 360,000}{1,000,000} = \frac{40,000}{1,000,000} \quad (4\%)$$

計算例2 役員が寄附者の場合(親族合算)

役員が寄附者の場合、その役員の配偶者や3親等以内の親族、その役員と特殊な関係(43ページ参照)にある者(これらと役員を合わせて役員等といいます。)については、役員と同一の者と扱われます。つまり、役員とその配偶者がそれぞれ寄附をしたとしても、1人からの寄附として扱います。このことを「親族合算」といいます。以下の例では、役員Yさんとその妻からのそれぞれ5万円ずつの寄附を、基準限度超過額の算出においては、1人から10万円の寄附があったとして計算します。

$$\begin{array}{ccc} \text{役員Yさん} & + & \text{妻} \\ \text{50,000円} & & \text{50,000円} \\ \hline & = & \text{Yさん1人から合計100,000円} \\ & & \text{の寄附があったと計算} \end{array}$$

受入寄附金総額 80万円の場合

$$\begin{array}{ccc} \text{(Yさんからの寄附金)} & \text{(基準限度額)} & \text{(基準限度超過額)} \\ \text{100,000円} & \text{800,000円} \times 10\% & \text{20,000円} \end{array}$$

役員と「特殊な関係」ってどんな関係？

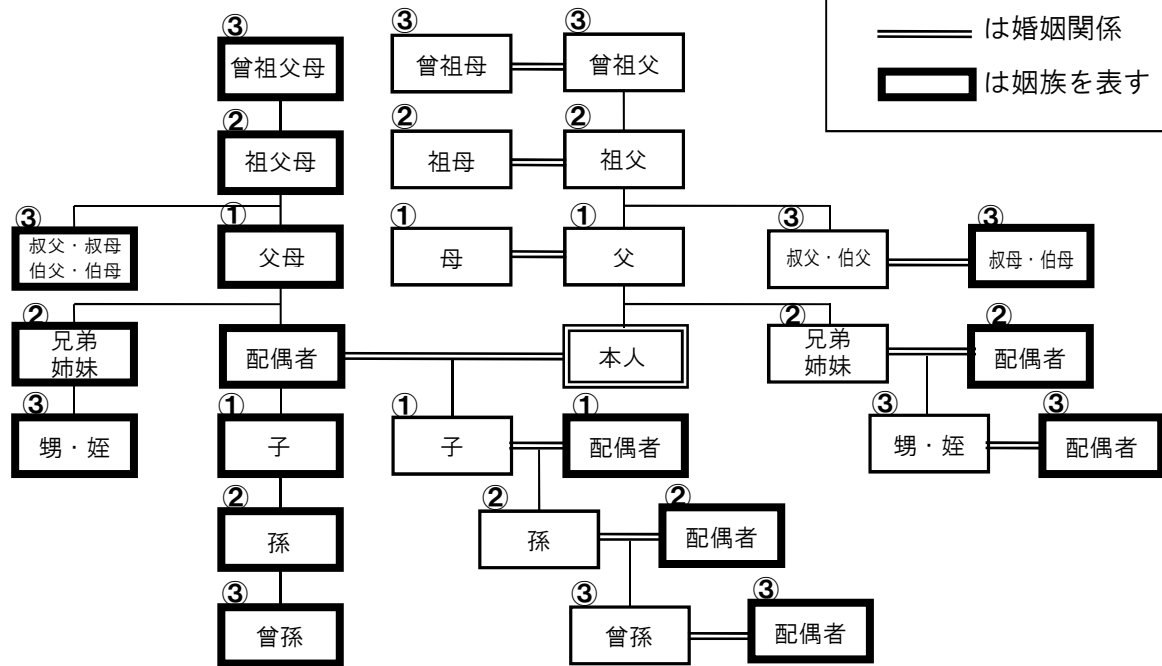
「特殊な関係」とは、以下のような関係をいいます。

- ア. 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- イ. 使用人である関係や使用人ではないが、その役員から受ける金銭等によって生計を立てている関係
- ウ. アやイの関係にある者の配偶者や3親等以内の親族で、生計を一にしている関係※

※「生計を一にする」って同居以外でもあり得るの？

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、就学等の都合上別居している場合であっても、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合や余暇の時間は親族のもとで同居して過ごす場合等は、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

3親等以内の親族の図



(3) 小規模法人の特例

小規模法人でも、認定NPO法人を目指せるよう、相対値基準には小規模法人の特例があります。小規模法人の特例を適用すると、通常では含むことのできない少額寄附金と匿名寄附金を分母・分子の両方に含めて計算することができます。また、役員が寄附者の場合であっても、親族合算(42ページ参照)を行う必要がありません。

相対値基準は、比率で判断するため、次に述べる絶対値基準と比べて、比較的小規模なNPO法人でも認定NPO法人を目指しやすいといえます。小規模法人の特例を適用するためには、以下の2つの条件を満たす必要があります。(NPO法第45条第2項)

小規模法人の特例

- 少額寄附金と匿名寄附金を分母・分子の両方に含めて計算できる
- 役員が寄附者の場合であっても、親族合算(42ページ参照)を行う必要がない

小規模法人の特例を適用するための2つの条件

条件①

実績判定期間の総収入金額

× 12 < 800万円

実績判定期間の月数

条件②

実績判定期間において、受け入れた寄附金の額の総額が
3,000円以上である寄附者（役員、社員を除く）の数

≥ 50人

(4) 国の補助金等がある場合の計算（選択可）

国等からの補助金、その他国等が反対給付を受けないで交付するものを「国の補助金等」といいます。国等とは、国、地方公共団体、独立行政法人のうち法人税法別表第1に掲げるもの、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本が加盟している国際機関のことで、また、「反対給付を受ける」とは、契約等により、法人からサービス等の対価の提供を受けることを指します。補助金という名称にかかわらず、国等が法人から反対給付（契約等の対価）を受けずに法人に支出したものはここでいう「国の補助金等」に該当します。一方、財団法人や社会福祉法人等の団体が、反対給付を求めないで交付する助成金等については、この要件には該当せず、寄附金として扱われます。

相対値基準には、これらの国の補助金等の額を分子分母に算入するかしないか、どちらか有利な方を選択することができます。

なお、算入できる国の補助金等の額には上限があります。

国の補助金等の算入額の上限

「A 受入寄附金総額」から「B(a) 受入寄附金総額から－するもの」を差し引いた金額が国の補助金等の額として、分子・分母に算入できる上限となりますのでご注意ください。

(5) 相対値基準の計算パターン

前述したとおり、相対値基準の場合、小規模法人の特例や国の補助金等を算入するかどうかによって、計算式が変わります。具体的には以下の4パターンあります。どの計算式を選択するのがよいか、法人の状況に合わせて検討しましょう。

		小規模法人の特例	
		適用しない場合	適用する場合
国の補助金等	算入しない場合	事例① P.45	事例③ P.49
	算入する場合	事例② P.47	事例④ P.51

パブリックサポートテストの計算事例

事例① 国の補助金等を算入しない、小規模法人の特例を適用しない場合

法人名：NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク

※休眠預金等交付金関係助成金は受けていないものとします。

基本的な考え方

相対値基準の計算は、次のとおりです。小規模法人の特例を適用しない場合は、少額寄附金や匿名寄附金を分母・分子ともに含めることはできません。また、国の補助金等を算入しない場合、分母・分子ともに国の補助金等の額は含みません。

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{基準限度超過額} \cdot \text{少額寄附} \cdot \text{匿名寄附} + \text{社員会費}}{\text{総収入金額} - \text{国の補助金等} \cdot \text{委託金} \cdot \text{少額寄附} \cdot \text{匿名寄附} \cdot \text{その他}} \geq \frac{1}{5}$$

実績判定期間内の活動計算書を準備します。そこから、計算に該当する金額を抜き出して計算していきます。実績判定期間が2年間である場合は、2事業年度分の活動計算書を参考にするようになりますし、実績判定期間が5年間の場合は、5事業年度分の活動計算書を参考にするようになります。この事例は2年間の場合です。

合算活動計算書 2017年度と2018年度を合算したもの			
科目	金額		
	2017年度	2018年度	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	705,000	680,000	1,385,000
賛助会員受取会費	1,435,000	1,465,000	2,900,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	2,914,012	2,985,988	5,900,000
固定資産受贈益	235,200	0	235,200
3 受取助成金等			
受取民間助成金	2,260,000	1,740,000	4,000,000
受取国庫補助金	0	500,000	500,000
4 事業収益			
〇省△事業受託料	0	1,000,000	1,000,000
主催講座参加料	414,500	535,500	950,000
5 その他収益	110	120	230
経常収益計	7,963,822	8,906,608	16,870,430

正会員受取会費	1,385,000円	
うち正会員費	1,235,000円、入会金	150,000円

現物寄附（固定資産受贈益）も活動計算書に計上していれば算入可	この事例では賛助会費のうち対価性のある100万円を寄附からはずしています。
--------------------------------	---------------------------------------

寄附者名簿			
寄附者氏名	住所	寄附金額	受領年月日
...	〇市△町1-1		
少額寄附計		12,550	
匿名寄附計		27,450	
その他寄附金計		6,095,200	
賛助会費計		1,900,000	
民間助成金計		4,000,000	
合計		12,035,200	

分母の計算

受入寄附金総額Cと一致します。

まずは、分母から計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワークの場合	
総収入金額	16,870,430円	・・・A

分母から差し引くもの	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワークの場合	
国の補助金等	500,000円	
国等からの委託金	1,000,000円	
法令に基づいた事業で国または地方公共団体が負担するもの（介護保険事業、障害福祉サービス事業の給付部分）	0円	
臨時的な資産売却による収入	0円	
遺贈寄附等で基準限度超過額相当部分	0円	
少額寄附金（1人あたり1,000円未満）	12,550円	
匿名寄附金（氏名と住所が明らかではない）	27,450円	
合計	1,540,000円	・・・B

分母 = A - B = 16,870,430 - 1,540,000 = **15,330,430**

分子の計算

次に分子を計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

受入寄附金総額	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワークの場合
受取寄附金	6,135,200円
受取助成金・受取補助金 (国の補助金等を除く)	4,000,000円
賛助会員受取会費(対価性のないものに限る)	1,900,000円
合計	12,035,200円

現物寄附(固定資産受贈益)を含めることができる。
5,900,000
+235,200
=6,135,200

…C

分子から差し引くもの	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワークの場合
一人当たりの基準限度超過額	
i) 特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附 ・受入寄附金総額の50%を超える部分 事例では12,035,200×0.5=6,017,600	i) …公益財団法人〇〇(特定公益増進法人に該当)の助成金 600,000<3,112,500円のため差し引く必要なし
ii) それ以外からの寄附 ・受入寄附金総額の10%を超える部分 事例では12,035,200×0.1=1,203,520	ii) … 2,000,000-1,203,520=796,480円
	i + ii = 796,480円
少額寄附金(分母から差し引いた額と同額)	12,550円
匿名寄附金(分母から差し引いた額と同額)	27,450円
合計	836,480円

対価性のある賛助会費100万円を除外。

大口寄附の公益財団法人〇〇の助成金600,000円
株式会社〇△からの寄附2,000,000円について超過の有無を検討した事例

…D

$$C - D = 12,035,200 - 836,480 = 11,198,720$$

※41ページの条件を満たしている場合のみ	
条件を満たせば分子に足せるもの	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワークの場合
正会員受取会費(社員会費) × 事業活動に占める共益的な活動を除いた割合 (C-Dの額が限度)	社員会費1,235,000×(100%-5%) =1,173,250円<C-D(11,198,720) したがって足せる額は 1,173,250円
合計	1,173,250円
法人の選択で分子に足せるもの	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワークの場合
国の補助金等(C-Dの額が限度)	(分子に足さないことを選択) 0円
合計	0円

共益的活動割合=5%だった場合の事例

入会金15万円を除外

…E

…F

$$\text{分子} = C - D + E + F = 11,198,720 + 1,173,250 + 0 = 12,371,970$$

相対値の計算

それぞれ、分母・分子の額が計算できたら、分母の経常収入金額のうち、分子の寄附金等収入金額の占める割合が1/5(20%)以上であるかどうかを確認します。

$$\frac{\text{(分子)寄附金等収入金額}}{\text{(分母)経常収入金額}} = \frac{12,371,970}{15,330,430} = 80.7\%$$

パブリックサポートテストの計算事例

事例② 国の補助金等を算入する、小規模法人の特例を適用しない場合

法人名：NPOまちづくり市民塾

※休眠預金等交付金関係助成金は受けていないものとします。

基本的な考え方

相対値基準の計算は、次のとおりです。小規模法人の特例を適用しない場合は、少額寄附金や匿名寄附金を分母・分子ともに含めることはできません。この事例では、国の補助金等を算入するので、分母・分子ともに国の補助金等の額は含みます。つまり、控除せずに、国の補助金等の金額を計算式に入れます(ただし、分子は算入額の上限があります)。

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{基準限度超過額} \cdot \text{少額寄附} \cdot \text{匿名寄附} + \text{社員会費} + \text{国の補助金等}}{\text{総収入金額} - \text{委託金} \cdot \text{少額寄附} \cdot \text{匿名寄附} \cdot \text{その他}} \geq \frac{1}{5}$$

実績判定期間内の活動計算書を準備し、合算活動計算書を作成します。この事例は、実績判定期間が2年間の場合です。

科目	金額		
	2017年度	2018年度	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	265,000	255,000	520,000
賛助会員受取会費	702,000	778,000	1,480,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	625,010	639,990	1,265,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	1,680,000	1,800,000	3,480,000
受取国庫補助金	2,400,000	2,200,000	4,600,000
4 事業収益			
〇市△事業受託料	18,000,000	15,000,000	33,000,000
施設利用料収益	1,942,500	1,712,500	3,655,000
グッズ販売料収益	1,494,440	987,060	2,481,500
主催講座参加料	917,900	932,100	1,850,000
5 その他収益	11,041	19,009	30,050
経常収益計	28,037,891	24,323,659	52,361,550

正会員受取会費 520,000円
うち正会員費 490,000円
入会金 30,000円

この事例では賛助会費の全額が対価性無しとして、寄附に含めています。

寄附者氏名	住所	寄附金額	受領年月日
...	〇市△町1-1		
少額寄附計		5,500	
匿名寄附計	...	209,500	
その他寄附金計	...	1,050,000	
賛助会費計		1,480,000	
民間助成金計		3,480,000	
合計		6,225,000	

受入寄附金総額Cと一致します。

分母の計算

まずは、分母から計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

	NPOまちづくり市民塾の場合	
総収入金額	52,361,550円	...A
分母から差し引くもの		
国の補助金等	0円	
国等からの委託金	算入する=差し引かないことを選択しているため、0円	33,000,000円
法令に基づいた事業で国または地方公共団体が負担するもの(介護保険事業、障害福祉サービス事業の給付部分)		0円
臨時的な資産売却による収入		0円
遺贈寄附等で基準限度超過額相当部分		0円
少額寄附金(1人あたり1,000円未満)		5,500円
匿名寄附金(氏名と住所が明らかではない)		209,500円
合計	33,215,000円	...B

分母 = A - B = 52,361,550 - 33,215,000 = 19,146,550

分子の計算

次に分子を計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

受入寄附金総額	NPOまちづくり市民塾の場合
受取寄附金	1,265,000円
受取助成金・受取補助金 (国の補助金等を除く)	3,480,000円
賛助会員受取会費(対価性のないものに限る)	1,480,000円
合計	6,225,000円

…C

分子から差し引くもの	NPOまちづくり市民塾の場合
一人当たりの基準限度超過額 i) 特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附 ・ ・ 受入寄附金総額の50%を超える部分 事例では $6,225,000 \times 0.5 = 3,112,500$ ii) それ以外からの寄附 ・ ・ 受入寄附金総額の10%を超える部分 事例では $6,225,000 \times 0.1 = 622,500$	i) …公財)日本財団(特定公益増進法人に該当)の助成金 $760,000 < 3,112,500$ のため差し引く必要なし ii) … $2,720,000 - 622,500 = 2,097,500$ 円 <u>$i + ii = 2,097,500$円</u>
少額寄附金(分母から差し引いた額と同額)	5,500円
匿名寄附金(分母から差し引いた額と同額)	209,500円
合計	2,312,500円

大口寄附の公財)日本財団助成金760,000円株式会社△からの寄附2,720,000円について超過の有無を検討した事例

…D

$$C - D = 6,225,000 - 2,312,500 = \boxed{3,912,500}$$

※41ページの条件を満たしている場合のみ

条件を満たせば分子に足せるもの	NPOまちづくり市民塾の場合
正会員受取会費(社員会費) × 事業活動に占める共益的な活動を除いた割合 (C-Dの額が限度)	社員会費 $490,000 \times (100\% - 5\%)$ $= 465,500$ 円 $< C - D(3,912,500)$ したがって足せる額は <u>465,500円</u>
合計	465,500円

共益的活動割合=5%だった場合の事例

入会金3万円を除外。

…E

法人の選択で分子に足せるもの	NPOまちづくり市民塾の場合
国の補助金等(C-Dの額が限度)	国の補助金等の額 $= 4,600,000 > C - D(3,912,500)$ したがって足せる額は <u>3,912,500円</u>
合計	3,912,500円

…F

$$\text{分子} = C - D + E + F = 3,912,500 + 465,500 + 3,912,500 = \boxed{8,290,500}$$

相対値の計算

それぞれ、分母・分子の額が計算できたら、分母の経常収入金額のうち、分子の寄附金等収入金額の占める割合が1/5(20%)以上であるかどうかを確認します。

$$\frac{\text{(分子)寄附金等収入金額}}{\text{(分母)経常収入金額}} = \frac{8,290,500}{19,146,550} = 43.3\%$$

パブリックサポートテストの計算事例

事例③ 国の補助金等を算入しない、小規模法人の特例を適用する場合

法人名：〇〇〇研究開発NPO

※休眠預金等交付金関係助成金は受けていないものとします。

基本的な考え方

相対値基準の計算は、次のとおりです。小規模法人の特例を適用する場合は、少額寄附金や匿名寄附金は分母・分子ともに含めることができます。そのため、分母・分子ともに差し引く必要がありません。この事例では、国の補助金等を算入しないので、分母・分子ともに国の補助金等の額は含みません。

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{基準限度超過額} + \text{社員会費}}{\text{総収入金額} - \text{国の補助金等・委託金・その他}} \geq \frac{1}{5}$$

実績判定期間内の活動計算書を準備し、合算活動計算書を作成します。この事例は、実績判定期間が2年間の場合です。

科目	金額		
	2017年度	2018年度	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	100,000	110,000	210,000
賛助会員受取会費	24,000	60,000	84,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	115,550	215,550
3 受取助成金等			
受取国庫補助金	0	100,000	100,000
経常収益計	224,000	385,550	609,550

正会員受取会費 210,000円
うち正会員費 210,000円
入会金 0円

この事例では賛助会費の全額が対価性無しとして、寄附に含めています。

寄附者氏名	住所	寄附金額	受領年月日
...	〇市△町1-1		
少額寄附計	...	550	
匿名寄附計	...	5,000	
その他寄附金計	...	210,000	
賛助会費計	...	84,000	
民間助成金計	...	0	
合計		299,550	

受入寄附金総額Cと一致します。

分母の計算

まずは、分母から計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

	〇〇〇研究開発NPOの場合	
総収入金額	609,550円	...A

分母から差し引くもの	〇〇〇研究開発NPOの場合	
国の補助金等	100,000円	
国等からの委託金	0円	
法令に基づいた事業で国または地方公共団体が負担するもの（介護保険事業、障害福祉サービス事業の給付部分）	0円	
臨時的な資産売却による収入	0円	
遺贈寄附等で基準限度超過額相当部分	0円	
少額寄附金（1人あたり1,000円未満）	1円	
匿名寄附金（氏名と住所が明らかではない）	1円	
合計	100,000円	...B

分母 = A - B = 609,550 - 100,000 = 509,550

分子の計算

次に分子を計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

受入寄附金総額	〇〇〇研究開発NPOの場合
受取寄附金	215,550円
受取助成金・受取補助金 (国の補助金等を除く)	0円
賛助会員受取会費(対価性のないものに限る)	84,000円
合計	299,550円

…C

分子から差し引くもの	〇〇〇研究開発NPOの場合
一者当たりの基準限度超過額	
i) 特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附 ・ 受入寄附金総額の50%を超える部分 事例では $299,550 \times 0.5 = 149,775$	i) …該当する寄附なしのため 0円
ii) それ以外からの寄附 ・ 受入寄附金総額の10%を超える部分 事例では $299,550 \times 0.1 = 29,955$	ii) … $100,000 - 29,955 = 70,045$ 円
	<u>$i + ii = 70,045$円</u>
少額寄附金(分母から差し引いた額と同額)	—円
匿名寄附金(分母から差し引いた額と同額)	—円
合計	70,045円

Aさん寄附金
100,000円
1件が該当。それ以外の寄附は該当しない事例

小規模法人の特例適用の場合、差引不要

…D

$$C - D = 299,550 - 70,045 = \underline{229,505}$$

※41ページの条件を満たしている場合のみ

条件を満たせば分子に足せるもの	〇〇〇研究開発NPOの場合
正会員受取会費(社員会費) × 事業活動に占める共益的な活動を除いた割合 (C-Dの額が限度)	0円
合計	0円

社員20名未満のため、分子に足すための条件を満たさなかった事例

…E

法人の選択で分子に足せるもの	〇〇〇研究開発NPOの場合
国の補助金等(C-Dの額が限度)	(分子に足さないことを選択) 0円
合計	0円

…F

$$\text{分子} = C - D + E + F = 229,505 + 0 + 0 = \underline{229,505}$$

相対値の計算

それぞれ、分母・分子の額が計算できたら、分母の経常収入金額のうち、分子の寄附金等収入金額の占める割合が1/5(20%)以上であるかどうかを確認します。

$$\frac{\text{(分子)寄附金等収入金額}}{\text{(分母)経常収入金額}} = \frac{229,505}{509,550} = 45.0\%$$

事例④ 国の補助金等を算入する、小規模法人の特例を適用する場合

法人名：特定非営利活動法人△○川流域保全グループ

※休眠預金等交付金関係助成金は受けていないものとします。

基本的な考え方

相対値基準の計算は、次のとおりです。小規模法人の特例を適用する場合は、少額寄附金や匿名寄附金は分母・分子ともに含めることができます。そのため、分母・分子ともに差し引く必要がありません。この事例では、国の補助金等を算入するので、分母・分子ともに国の補助金等の額は含みます。つまり、控除せずに、国の補助金等の金額を計算式に入れます(ただし、分子は算入額の上限があります)。

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{基準限度超過額} + \text{社員会費} + \text{国の補助金等}}{\text{総収入金額} - \text{委託金・その他}} \geq \frac{1}{5}$$

実績判定期間内の活動計算書を準備し、合算活動計算書を作成します。この事例は、実績判定期間が2年間の場合です。

科目	金額		
	2017年度	2018年度	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	75,000	60,000	135,000
賛助会員受取会費	13,000	17,000	30,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	112,410	243,090	355,500
3 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000	100,000	200,000
受取国庫補助金	250,000	250,000	500,000
4 事業収益			
○県△事業受託料	0	200,000	200,000
イベント事業収益	15,250	59,750	75,000
5 その他収益	30,003	30,002	60,005
経常収益計	595,663	959,842	1,555,505
寄附者氏名	住所	寄附金額	受領年月日
少額寄附計	○市△町1-1	1,500	
匿名寄附計	うち10万円は Aさんからの 遺贈寄附	10,000	
その他寄附計		344,000	
賛助会費計		30,000	
民間助成金計		200,000	
合計		585,500	

正会員受取会費 135,000円
うち正会員費 120,000円
入会金 15,000円

この事例では賛助会費の全額が対価性無しとして、寄附に含めています。

受入寄附金総額Cと一致します。

分母の計算

まずは、分母から計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

総収入金額	特定非営利活動法人△○川流域保全グループの場合	1,555,505円	…A
-------	-------------------------	------------	----

分母から差し引くもの	特定非営利活動法人△○川流域保全グループの場合	
国の補助金等		0円
国等からの委託金	算入する=差し引かないことを選択しているため、0円	200,000円
法令に基づいた事業で国または地方公共団体が負担するもの(介護保険事業、障害福祉サービス事業の給付部分)		0円
臨時的な資産売却による収入	遺贈によるAさんからの寄附金	0円
遺贈寄附等で基準限度超過額相当部分	100,000円のうち、基準限度超過額である41,450円をここに記載。	41,450円
少額寄附金(1人あたり1,000円未満)		1円
匿名寄附金(氏名と住所が明らかではない)		1円
合計		241,450円

…B

小規模法人の特例適用の場合、差引不要

分母 = A - B = 1,555,505 - 241,450 = 1,314,055

分子の計算

次に分子を計算します。実績判定期間内の合計額を計算し、それぞれの項目ごとの額を算出します。

受入寄附金総額	特定非営利活動法人△O川流域保全グループの場合
受取寄附金	355,500円
受取助成金・受取補助金 (国の補助金等を除く)	200,000円
賛助会員受取会費(対価性のないものに限る)	30,000円
合計	585,500円

…C

分子から差し引くもの	特定非営利活動法人△O川流域保全グループの場合
一人当たりの基準限度超過額 i) 特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附 ・受入寄附金総額の50%を超える部分 事例では $585,500 \times 0.5 = 292,750$ ii) それ以外からの寄附 ・受入寄附金総額の10%を超える部分 事例では $585,500 \times 0.1 = 58,550$	i) …公財)日本財団(特定公益増進法人に該当)の助成金 $200,000 < 292,750$ のため差し引く必要なし ii) … $100,000 - 58,550 = 41,450$ 円 <u>$i + ii = 41,450$円</u>
少額寄附金(分母から差し引いた額と同額)	－円
匿名寄附金(分母から差し引いた額と同額)	－円
合計	41,450円

大口寄附の公財)日本財団助成金200,000円Aさん寄附金100,000円について超過の有無を検討した事例

小規模法人の特例適用の場合、差引不要

…D

$$C - D = 585,500 - 41,450 = \underline{544,050}$$

※41ページの条件を満たしている場合のみ

条件を満たせば分子に足せるもの	特定非営利活動法人△O川流域保全グループの場合
正会員受取会費(社員会費) × 事業活動に占める共益的な活動を除いた割合 (C-Dの額が限度)	社員会費 $120,000 \times (100\% - 10\%) = 108,000$ 円 $< C - D(544,050)$ したがって足せる額は <u>108,000円</u>
合計	108,000円

共益的活動割合=10%だった場合の事例

入会金1万5千円を除外

…E

法人の選択で分子に足せるもの	特定非営利活動法人△O川流域保全グループの場合
国の補助金等(C-Dの額が限度)	国の補助金等の額 $= 500,000 < C - D(544,050)$ したがって足せる額は <u>500,000円</u>
合計	500,000円

…F

$$\text{分子} = C - D + E + F = 544,050 + 108,000 + 500,000 = \underline{1,152,050}$$

相対値の計算

それぞれ、分母・分子の額が計算できたら、分母の経常収入金額のうち、分子の寄附金等収入金額の占める割合が1/5(20%)以上であるかどうかを確認します。

$$\frac{\text{(分子)寄附金等収入金額}}{\text{(分母)経常収入金額}} = \frac{1,152,050}{1,314,055} = 87.6\%$$

3. 絶対値基準 (1号基準 パブリックサポートテスト)

収入規模の大きなNPO法人にとって、総収入金額の20%以上の寄附金を集めるのは大変で、相対値基準をクリアするのはとてつもなくハードルが高いことでした。そのため、事業型NPO法人でも、一定以上の市民の寄附に支えられている事実があれば認定されるようにと作られた制度が、絶対値基準です。

絶対値基準は、実績判定期間内の各事業年度において、寄附金の額の総額が3,000円(※1)以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であることによって、公益性を判断し、基準を満たすとする制度です。つまり、寄附金の総額が3,000円以上の寄附者が100人以上いるかどうかを判定するのです。年平均で判定することが可能であるため、絶対値基準は次の算式で計算します。実績判定期間内の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数が100人以上である場合には、計算式に当てはめる必要はなく、基準を満たしていることとなります。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円(※1)以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100人$$

寄附者の数え方

- 寄附者の氏名（または法人名）とその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者（43ページ参照）を含めて1人と数えます。
- 寄附者が認定を申請しようとするNPO法人の役員やその役員と生計を一にする者（43ページ参照）である場合は、寄附者として含めることができません。

月数の数え方

- 月数は暦に従って計算（※2）し、1月未満の端数は切り上げて1月とします。

役員かどうか、生計を一にするかどうかを判断する時期





寄附をしたときの現況で判断します。つまり、年度末において役員であったとしても、寄附をしたときに役員でなければ寄附者数の中にカウントしても差し支えありません。

※1 休眠預金等交付金関係助成金は除外します。

※2 「暦に従って計算する」とは、1か月を30日として日に換算して計算するのではなく、太陽暦に従って計算することをいいます。

夫婦の寄附はどうかカウントするの？



寄附者と生計を一にする者を含めて1人として考えることとなりますので、事業年度の合計が3,000円を超えていれば、1人として数えてよいこととなります。つまり、合計金額で判断します。

	夫 2,000円	+		妻 1,000円	=	合計3,000円 ≥ 3,000円 なので、1人としてカウント
	夫 3,000円	+		妻 3,000円	=	合計6,000円であるが、生計を一にしている ので3,000円 × 2 = 2人ではなく 1人としてカウント




絶対値基準の計算事例

※初回申請の場合の事例(実績判定期間2年)

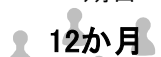
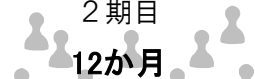

事例① 1期目・2期目とも100人以上の場合

実績判定期間 1期目		実績判定期間 2期目		
 12か月 109人	+	 12か月 130人	=	$\frac{(109人 + 130人) \times 12}{(12か月 + 12か月)} = 119人$

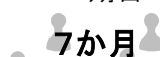
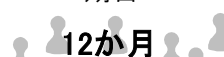

事例② 1期目100人未満・2期目100人以上の場合

実績判定期間 1期目  12か月 57人	+	実績判定期間 2期目  12か月 141人	=	$\frac{(57人+141人) \times 12}{(12か月+12か月)}$	=	99人 
--	---	---	---	--	---	---

事例③ 1期目100人未満・2期目100人以上の場合

実績判定期間 1期目  12か月 57人	+	実績判定期間 2期目  12か月 178人	=	$\frac{(57人+178人) \times 12}{(12か月+12か月)}$	=	117人 
--	---	---	---	--	---	--

事例④ 1期目が設立1期のため7か月の場合

実績判定期間 1期目  7か月 63人	+	実績判定期間 2期目  12か月 113人	=	$\frac{(63人+113人) \times 12}{(7か月+12か月)}$	=	111人 
---	---	---	---	---	---	--

同じ人が複数回寄附している場合はどう考えるの？

寄附金の額が合計3,000円かどうかは、実績判定期間内の事業年度ごとの合計額で判定することになります。AさんとBさん、Cさんが事業年度4月1日から翌3月31日のNPO法人に寄附した事例で考えると、以下のようになります。

Aさん 	実績判定期間 1期目 2017年度	2017年4月 2,000円 2017年5月 2,000円 2018年2月 1,000円	}	合計5,000円 ≥ 3,000円 なので、 1人としてカウント
	実績判定期間 2期目 2018年度	2018年6月 1,000円 2018年8月 1,000円 2019年1月 1,000円		}
Bさん 	実績判定期間 1期目 2017年度	2017年4月 5,000円 2017年5月 4,000円 2017年8月 1,000円	}	
	実績判定期間 2期目 2018年度	2018年6月 1,000円		}
Cさん 	実績判定期間 1期目 2017年度	2017年9月 1,000円 2017年12月 1,000円	}	
	実績判定期間 2期目 2018年度	2018年6月 1,000円 2018年9月 1,000円		}

4. 条例個別指定基準（1号基準 パブリックサポートテスト）

これまで述べてきた相対値基準と絶対値基準は、いずれもNPO法人の公益性を活動内容ではなく、寄附金や寄附者数といった数値で判断する基準です。これらと全く異なった考え方をするのが、この条例個別指定基準です。条例個別指定基準とは、「都道府県または市区町村の条例によって個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること」をいいます。ただし、認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した前日において、条例の効力が生じていなければならず、かつ個別に指定されている必要があります。また、条例が施行された都道府県または市区町村内に事務所を有するNPO法人が対象です。

もともと条例個別指定制度は、都道府県や市区町村内にあるNPO法人の活動が、その地域住民の生活に寄与しており、行政施策に沿ったものであれば、条例で個別に指定し、そのNPO法人への寄附金を住民税の寄附金控除の対象とすることによって、そのNPO法人の活動を支援しようということで作られました。都道府県や市区町村が住民の代表である議会の議決を経て、条例で個別に指定するという民主的なプロセスにより、個人住民税を免除すべきであるという意思決定をすることは、広くたくさんの市民に支えられていることと同一視するに値すると判断できることから、指定されたNPO法人については、パブリックサポートテストをクリアするものとして取り扱うことになりました。

この条例指定のことを21ページで述べたように、住民税の寄附金控除について定められた地方税法の条文番号(※)から「4号指定」と呼んでいます。4号指定を受けたNPO法人は、パブリックサポートテスト以外の他の基準を満たし、申請をして認められれば認定NPO法人になることができます。認定NPO法人としての申請をしなれば、住民税の控除だけを認められた一般のNPO法人ということになります。

この指定を受けるには、指定を受けたいNPO法人がそれぞれ自治体に申請をし、指定を受けることになります。自治体によっては、この4号指定をそもそも実施していない場合もありますので、法人の事務所が所在する自治体でご確認ください。

※都道府県：地方税法第37条の2第1項第4号 市区町村：同法第314条の7第1項第4号

条例の個別指定っていつ受けていけばいいの？

条例個別指定基準によって、認定基準をクリアする場合は、認定申請をする前日までに条例で指定されている必要があります。つまり、認定申請書を提出する前日において指定されていなければなりません。

また、都道府県または市区町村の条例の効力が生じているかどうかにも注意が必要です。条例の効力が生じるとは、その条例が地方自治法第16条に基づいて公布され、かつ施行されていることをいいます。

条例が施行された都道府県または市区町村内に事務所を有するNPO法人って？

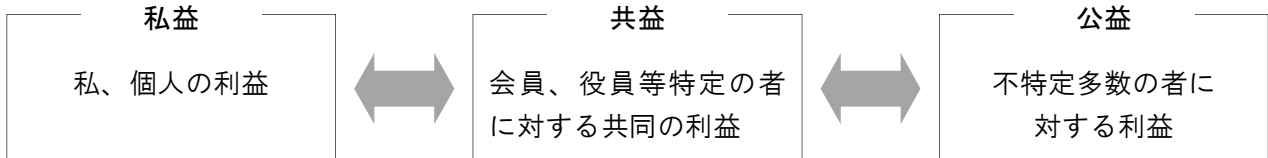
条例個別指定基準を満たすためには、条例が施行された都道府県または市区町村内に事務所を有する法人でなければなりません。したがって、条例の個別指定を受けたNPO法人であっても、その条例を制定した都道府県または市区町村内に事務所がなければ、パブリックサポートテストを満たしたことはありません。その場合は、相対値基準または絶対値基準のいずれかの方法をもってパブリックサポートテストをクリアする必要があります。

なお、この場合の事務所とは、定款において定められた事務所のことをいいます。主たる事務所かその他の事務所かは問いません。

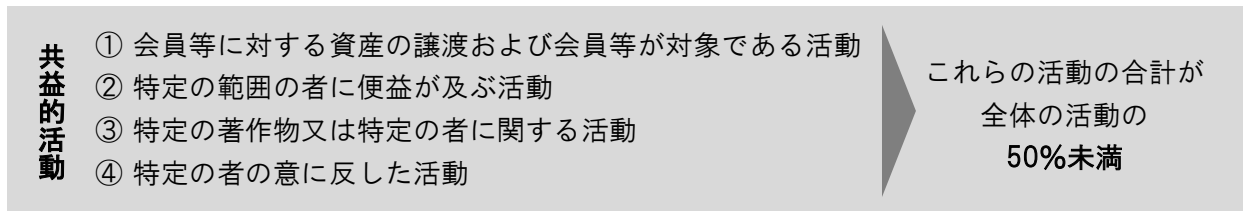
5. 2号基準 共益性に関する基準

(1) 共益性に関する基準とは

共益性とは、会員等の一部の限定したメンバーのみというような特定の人を対象としたという意味です。共益と対比するものとして、私益、公益があります。



そもそもNPO法人はNPO法第2条第1項において、「不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とすること」と規定されており、公益的な活動を行うことを前提としています(詳しくは、『1 設立・運営編』16ページを参照ください。)。また、認定NPO法人等になると、税制優遇を受けることができることから、一般のNPO法人以上に、公益性が求められます。よって、実績判定期間において、全体の活動のうち、以下のような共益的活動の占める割合が50%未満かどうかを確認することによって、公益性を判断することになっています。



具体的には、以下のような計算をすることによって判断します。しかし、無償のボランティアに支えられている活動等の場合、事業費の金額を見ただけでは、共益性を判断できないケースもあります。そういった場合は、従事者の作業時間数等、その他の合理的な指標によって算定した割合で判断することもできます。

$$\frac{\text{共益的活動に係る事業費の合計}}{\text{管理費を除く総事業費の合計}} < 50\%$$

では、上記の共益的活動を具体的に考えてみると、どのような活動が該当するのでしょうか。4つの共益的活動の一つひとつ具体的に考えてみましょう。

(2) 会員等に対する資産の譲渡等および会員等が対象である活動

会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供、イベントや会議、会報の発行は、これに該当するとみなされます。会員等とは「会員またはこれに類する者(NPO法人の運営または業務の執行に関係しない者で一定の者を除く)」のことをいいます。

会員に類する者

- 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者または相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名または名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、または相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- 当該申請に係るNPO法人の役員

NPO法人の運営または業務の執行に関係しない者で一定の者

- NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者

具体的には、登録された会員を対象として継続的・反復的に行われるカルチャースクールの活動や講習会のような活動、サークルや同窓会のような活動はこの規定に該当するといえます。過去の参加者のみに案内状を送付し、過去の参加者のみが参加したというようなシンポジウムや講座等は、実態として過去の参加者のみを対象とした活動であるため、共益的と判断されますので、注意が必要です。

ただし、「資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるその他一定のもの」は除かれます。詳しくは以下のようになります。

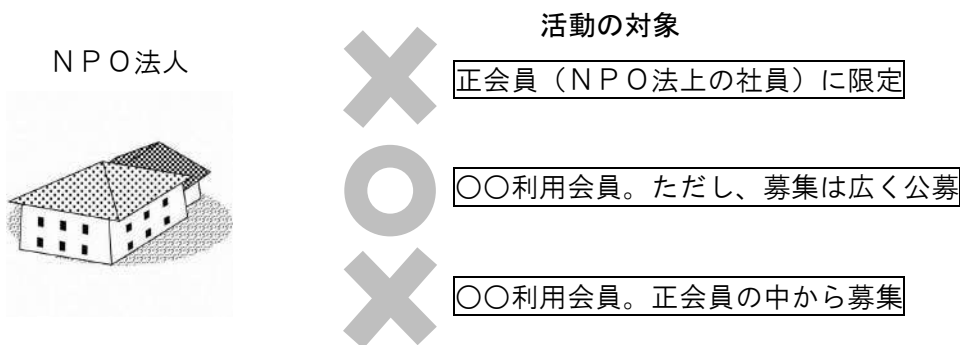
資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるその他一定のもの

- NPO法人による資産の譲渡等で、通常対価の概ね10%程度以下のものおよび資産の譲渡等に付随する交通費、消耗品費その他の費用で実費相当額以下のものを会員等から得て行うもの
- NPO法人が行う役務提供の対価として、地域別最低賃金額と役務提供従事者の作業時間数に基づいて算出される金額に概ね相当する額以下のものおよび付随費用の対価としてその実費相当額以下のものを会員等から得て行うもの
- NPO法別表第19号に掲げる活動または同表第20号に基づき同表第19号に準ずる活動を主たる目的とする法人が行う活動(公益社団法人、公益財団法人もしくは認定NPO法人の会員等が参加するものに限る)に対する助成

利用会員を対象とした活動って共益的活動とみなされるの？

介護サービスを行うNPO法人等において、定期的なサービス提供のために、会員登録制度を設けているようなケースがあります。つまり、介護サービスを利用するための「利用会員」制度です。こういったケースでは、会員となった者以外はそのサービスを受けることができないといった場合も少なくありません。このような制度を採用している法人であっても、利用会員となるために特に資格等が必要なわけではなく、そのサービスを受けることを必要とする者であれば誰でも会員となることができ、その利用会員がサービスの利用以外にNPO法人の業務や活動に携わらないような場合は、共益的とはみなされません。つまり、募集自体を限定していない、サービス利用限定の会員向けの活動であれば問題ありません。

サービスの利用以外にNPO法人の業務や活動に携わっている例として、NPO法上の正会員のみを利用会員として対象としているようなケースであれば、正会員はそのNPO法人の構成員であるため、共益的活動とみなされます。



利用人数に制限がある活動って共益的活動とみなされるの？

障がい者支援を行うNPO法人等において、施設の広さ等の物理的な理由によってそのサービスの利用人数を制限せざるを得ない場合があります。この場合、サービスの受益者が限定されますが、募集等を限定せず、サービスを受けることを必要とする者であれば誰でも利用者となることのできるような場合は、共益的とはみなされません。

広く募集したけれど、結果的に会員のみしか集まらなかった場合は？

実質的に広く募集されたかどうか、募集方法等を確認して判断することになります。

(3) 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動

特定の範囲の者とは、以下のような者のことをいいます。

- ① 会員等
- ② 特定の団体の構成員
- ③ 特定の職域に属する者
- ④ 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住または事務所その他これに準ずるものを有する者

〇〇会社の社員等のように、特定の職域に属する者の賃金の増額や勤務時間の縮減等を求めて、経営者等に対して要望する労働組合のような活動や、特定の地域に居住する者の日照権を守るために高層ビルを建築しようとする者等に要望するような活動等がこれに該当します。

④の特定の地域とは、一つの市町村(東京都の特別区の存する区域および指定都市にあっては、区)の区域の一部で地縁に基づく地域のことをいいます。つまり、自治会や町内会等の地域的な共同活動を行っている地域を指します。市町村程度の単位であれば、この特定の地域に該当するとはいえません。

ただし、都道府県または市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別指定したNPO法人については、④を除いて判断することができます。そもそも市町村等の条例個別指定は、その区域内の身近な課題を解決するNPO法人を支援しようという趣旨で作られた制度だからです。

被災地等特定地域の復興のために行う活動って共益的活動とみなされるの？

被災地の中でも〇〇町内会に限定して行う活動等、「一つの市町村の区域の一部で地縁に基づく地域」に該当すれば、共益的活動に当たります。ただし、「被災地域」全域を対象として行う活動で、結果的に〇〇地域に注力したものであると確認できるような場合は、共益的活動に当たらない可能性もあります。そのような場合は、活動内容等を十分に確認した上で、判断されます。

(4) 特定の著作物又は特定の者に関する活動

〇〇さんを応援するファンクラブといったような特定の著作物や特定の者に関する普及啓発活動、広報宣伝活動等がこれに該当します。この場合の著作物とは、著作権法の保護の対象になるものに限りません。ただし、現在において一般的に普通名詞で表現されるようになったものは、この著作物には該当しません。

(5) 特定の者の意に反した活動

特定の者の意に反した活動とは、例えばダム建設反対等のような何らかの反対運動のために直接抗議を行うような活動や、特定の商品を買わないことを通じて運動するといった不買運動のような活動が考えられます。

6. 3号基準 運営組織及び経理に関する基準

(1) 運営組織及び経理に関する基準とは

認定NPO法人等は、多くのNPO法人が存在する中で、所轄庁が認め、税制優遇を受けることができる法人です。そのため、認定NPO法人は、高い信頼性を有することができるのです。そんな認定NPO法人等が、仮に一部の人のみの偏った組織運営をしていたり、お金を不正に扱っていたりしては、税制優遇を受ける法人に値するとはいけません。税制優遇を受け、多くの人に信頼されて存在するためには、活動内容が素晴らしいだけでなく、その活動内容にふさわしい運営組織である必要があります。そのため、認定の基準には、運営組織が適正かどうか、経理が適正かどうかを確認する基準が設けられています。具体的には、運営組織および経理に関して、以下のような基準を満たすことが求められています。いずれにも適合していなければなりません。

- ① 役員の数のうち、役員とその配偶者および3親等以内の親族、役員と特殊の関係にある者の数の占める割合が1/3以下であること
- ② 役員の数のうち、特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。）の役員または使用人である者ならびにこれらの者と親族関係を有する者ならびにこれらの者と特殊の関係にある者の数の占める割合が1/3以下であること
- ③ 各社員の表決権が平等であること
- ④ 会計について公認会計士もしくは監査法人の監査を受けているか、または青色申告法と同等の帳簿書類の備え付け、取引の記録、保存をしていること
- ⑤ 不適正な経理が行われていないこと

(2) 運営組織に関する基準

上記①～③の規定は、特定の個人や法人等の利益を目的としていないかどうかを確認するための基準です。一つひとつ具体的に考えてみましょう。

① 役員の数のうち、役員とその配偶者および3親等以内の親族、役員と特殊の関係にある者の数の占める割合が1/3以下であること

この基準は、そのNPO法人の活動が一部の親族等といった偏ったメンバーによって運営されていないかどうかを確認するために定められています。3親等以内の親族については、43ページの図を参考にしてください。

では、「役員と特殊の関係にある」とはどのような関係のことをいうのでしょうか。

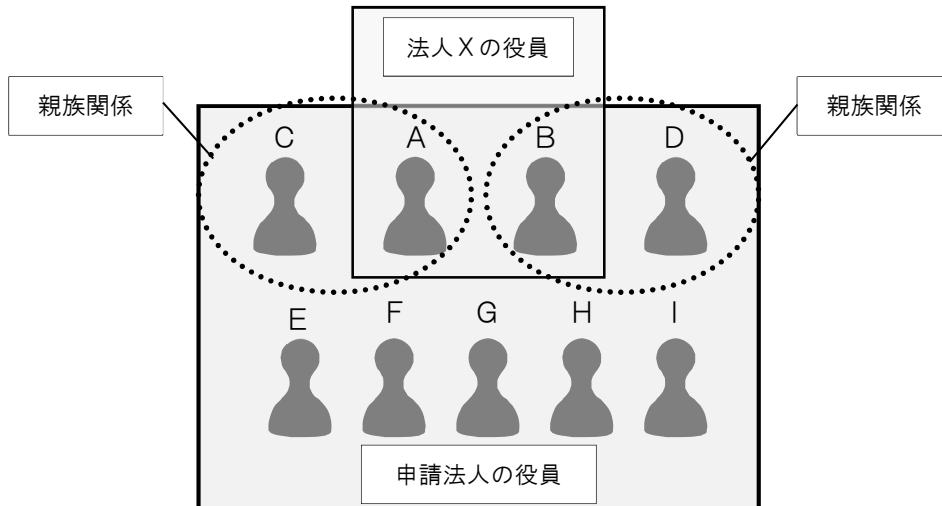
特殊の関係とは

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係
- ③ 使用人以外の者でその法人の役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ④ ①～③に掲げる関係のある者の配偶者および3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている（43ページ参照）関係

② 役員の数のうち、特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。）の役員または使用人である者ならびにこれらの者と親族関係を有する者ならびにこれらの者と特殊の関係にある者の数の占める割合が1/3以下であること

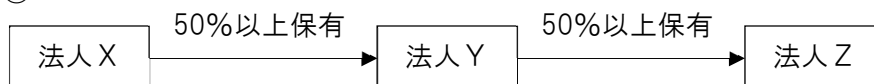
この基準は、そのNPO法人の活動が一部の法人やその役員、使用人等といった偏ったメンバーによって運営されていないかどうかを確認するために定められています。では、どのようなケースがこの基準を満たさない場合となるのか、次ページに具体的な事例を記載します。

例えば、役員が9人在籍している申請法人の事例で考えてみましょう。9人の役員のうち理事Aと理事Bが法人Xの役員(または使用人)であるとし、これだけだと特定の法人の役員、使用人等の占める割合が3分の1以下ですので基準を満たすこととなりますが、仮に申請法人の監事Cが理事Aの親族であり、また理事長Dが理事Bの親族であった場合、CとDも法人Xの「役員または使用人である者ならびにこれらの者と親族関係を有する者」に含まれるので、9人中4人が該当することになり、基準に抵触してしまいます。

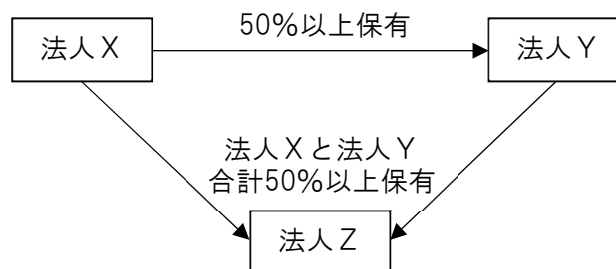


また、「一定の関係のある法人」とは、その法人の発行済の株式や出資の総額の50%を直接的または間接的に保有する関係にある法人のことをいいます。以下のようなケースに該当するときも、他の法人の発行済株式または出資の総額の50%を保有するとみなされます。それぞれのケースで、法人Yおよび法人Zは法人Xと一定の関係のある法人となります。

ケース①



ケース②



これら2つの基準を満たせない役員がいる場合は、該当する役員に辞任してもらうか、役員総数を増やさなければなりません。

また、万一、事故による役員の出欠でこの基準に抵触する等、認定または特例認定申請しようとするNPO法人の責任ではない理由でこの基準に適合しなくなった場合は、一時的に基準を満たさない時期があっても、速やかに辞任してもらうか、役員総数を増やすといった対応をすることによって、この基準を満たすことが認められれば、この基準を継続して満たしているものと判断されます。

③ 各社員の表決権が平等であること

一般のNPO法人は、定款で例外を定めない限り社員の表決権が平等であることが原則とされています。これは、公益活動を行う法人として、民主的な組織運営がなされることを理想とすることから作られた仕組みです。認定NPO法人等においては、一般のNPO法人以上に公益的であることが求められることから、各社員の表決権が例外なく平等であることが要件として規定されています。

(3) 経理に関する基準

認定NPO法人等は、「多くの市民から支えられていること」が基本的な考え方です。市民から期待され、使命を託されているわけですから、相応の説明責任を果たす義務があります。会計はその説明責任を果たす上で欠かすことのできないものです。多くの市民からの信頼にこたえる正確で一定レベルに達した適正な経理処理が行われていることが証明できなければなりません。

そこで、社会からの信頼にこたえられる適正な会計のために2つの基準が定められています。1つ目に、公認会計士や監査法人の監査を受けていること、または、青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること、2つ目に不適正な経理が行われていないことです。

公認会計士 or 監査法人
の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、
帳簿の保存を行っていること

かつ

不適正な経理が
行われていないこと

では、青色申告法人とは、どのような法人をいうのでしょうか。日本の税制度の一部は、申告納税制度が採用されています。つまり、所得金額に応じて税務署等側から請求があるのではなく、自らが申告して納税しなければならないのです。正確に申告するためには、収入金額 や必要経費等の日々の取引を正しく記帳し、それらの証拠となる書類をしっかりと保存しておく必要があります。そこで、一定水準を満たした記帳をし、その記帳に基づいて正しく申告をする人については、納税の際の計算において有利な扱いが受けられる制度があります。これを青色の用紙を使って申告していたことから、青色申告制度といいます。青色申告を行うには一定の適正な経理処理が求められることから、認定審査における適正な経理を行っているかの判断に関しても、青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っているかどうかを基準のひとつとされています。

このように、一定水準を満たす会計帳簿と計算書類を作成するためには、日常の会計業務に、**①すべての取引を発生順(日付順)に記録する機能** と、**②取引を勘定科目ごとに記録・集計して合計額を算出する機能**を持たせなければなりません。

① すべての取引を発生順(日付順)に記録する機能

会計は「資金を管理し記録する」ことから始まります。この「記録する」という段階が、実は最も不正が起りやすい局面です。この段階で自己管理責任を認識し、間違いや不正発生を事前に防止する仕組みが必要なのです。その仕組み、つまり、組織における資金の動きの事実を正確に記帳し、その記帳された会計帳簿から貸借対照表や活動計算書が作成される仕組みのことを「正規の簿記の原則」といいます。「正規の簿記の原則」については、『1 設立・運営編』115ページを参照ください。

正規の簿記の原則に従って記帳するための書式・書類としては、以下のようなものがあげられますが、法人の規模や人員体制、拠点状況によって違いがあります。目的とする機能を果たしていれば、必ずしも形式にこだわりませんが、いずれも、適時適正に作成する必要があります。

□ 入金・出金・振替伝票(伝票制)

現金の入金出金を記録する「入金伝票」「出金伝票」と、現金を通さない取引を記録する「振替伝票」があります。いずれも取引を記録するものであり、別途、現金残高の管理が必要です。

□ 現金出納帳・預金出納帳

資金の出入りの記録を記載し、当日の残高を明確にする帳簿。(支払の事実だけを羅列記録して、残高を明らかにしていないものは不可)

□ 仕訳帳

すべての取引を取引の発生順に、年月日、内容、勘定科目および金額を記載した帳簿。

□ 上記記録に伴う証憑書類とその適切なファイリング

資金の出入りを証明する書類。契約書・請求書・納品書・領収証・仕切書・補助金等申請書、決定通知書等、資金の動きに関する書類について、第三者が見てわかりやすいようにファイリングします。

② 取引を勘定科目ごとに記録・集計して合計額を算出する機能

日々の取引を科目ごとに集計し、整理することで、その法人の全体の経営状態等を把握することができます。

ここで求めている適正な会計処理のためには、NPO法人として会計に対する組織の自己管理、自己責任の意識を高め、自らが作成する計算書類の信頼性を高めることが重要です。認定審査のためだけの会計ではなく、NPO法人として、支えられている多くの市民への説明責任を果たすための会計をしましょう。

□ 試算表・貸借対照表・活動計算書

試算表とは、日常の記録手続きが正しく行われているかどうかを確認することを目的として、借方貸方同額確認を原則として集計作業を行ったものをいいます。貸借対照表と活動計算書の作成でも構いませんがそれぞれの貸借差額が一致していることが必要です。これらの計算書を毎月、定期的に作成していることが重要です。決算のときだけしか作成しないというのでは、継続性、秩序性があるとはいえません。

□ 総勘定元帳

すべての取引を勘定科目別に発生順に記録した帳簿。法人に必要なすべての勘定科目を包含するもので、勘定科目ごとに、年月日、相手方勘定科目、金額、内容等の記載が必要です。これは、正規の簿記の原則に従って記帳された伝票や出納帳等から、適時に転記され、秩序をもって作成されていることが原則であり、各勘定科目の合計額は、試算表（貸借対照表、活動計算書）と一致していなければなりません。

また、複数事業を実施している場合には、事業ごとの収益・費用を把握する必要があるため、総勘定元帳も事業別（部門別）に区分した上で、勘定科目別に整理、記帳していることが求められます。定款で「その他の事業」を定めている場合にも、同様に区分して記帳しなければなりません。

□ 補助簿

特定の勘定科目の内訳明細を別途作成したもの。この補助簿を作成することで、総勘定元帳だけではわからない詳細な情報を得ることが可能となり、また、補助簿作成者が別の担当者である場合には、同じ取引についての記録を照合することで、誤りや不正を発見できる可能性もあります。

例：商品有高帳・寄附者名簿・会費リスト・固定資産台帳等

□ 帳簿類の保存

7年間

「社会からの信頼にこたえられる適正な会計」に必要なこと

NPO法人の会計の目的は、一般市民に対し自らの活動実態をより忠実にわかりやすく表現する会計報告をし、情報公開に資することです。その会計報告の「正確性・信頼性」を裏付けるためには、NPO法第27条に規定されている「正規の簿記の原則」に従い正しく会計処理を行い、「真実を証明できること」「明瞭でわかりやすいこと」「継続性のある処理であること」が求められます。そして適時かつ正確に作成した会計帳簿に基づいて計算書類等が作成されていなければなりません。

また、NPO法に記載はありませんが「単一性の原則」も計算書類の信頼性のためには非常に重要です。NPO法人は複数の事業を同時に実施することが多く、資金提供者への会計報告も必要とされます。この場合、資金提供者に対するさまざまな形式の会計報告書を作成することは当然ですが、その元となる「正式な会計帳簿と計算書類」は法人として唯一無二でなければなりません。

7. 4号基準 事業活動に関する基準

(1) 事業活動に関する基準とは

NPO法人の活動が適正に行われているかどうかを確認するための基準です。認定NPO法人として、公益性の高い活動ができているかどうか、宗教、政治に関する活動や一部の者の利益のための活動ではないかどうか等を判断します。申請法人の事業活動が以下のすべてを満たしていなければなりません。

事業活動に関する要件

A	活動に関する制限	宗教活動、政治活動および特定の公職者または政党を推薦、支持または反対する活動を行っていないこと
B	利益供与の制限	役員、社員、職員または寄附者等に特別の利益を与えないことおよび営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
C	特定非営利活動に係る事業費の比率	実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
D	寄附金の特定非営利活動に係る充当比率	実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること

(2) 上記A 活動に関する制限

一般のNPO法人以上に、厳格に規定されています。具体例を挙げると、一般のNPO法人の場合、宗教、政治に関する活動については、NPO法第2条において「主たる目的としないこと」と規定されています。つまり、「主たる目的」でなければ行ってもよいということであり、宗教、政治に関する活動を一切行ってはいけないというわけではありません。しかし、認定NPO法人等になるためには、これらの活動は一切行ってはならないということになります。

次の活動を行っていないこと

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動
- ② 政治の主義を推進し、もしくは支持し、またはこれに反対する活動
- ③ 特定の公職者およびその候補者、または政党を推薦、支持または反対する活動

(3) 上記B 利益供与の制限

ここでいう役員、社員、職員または寄附者等には、それぞれの本人だけではなく、その配偶者や3親等以内の親族、特殊な関係にある者も含まれます。(特殊な関係については、43ページを参照ください。)認定申請するNPO法人の活動が、役員、社員、職員や寄附者といった核になるメンバーのために行われているものでないことをしっかり示す必要があります。そのため、これらの者と利害関係がないことを確認するために、このような規定が定められています。

次の条件を満たしていること

- イ) 役員、社員、職員または寄附者等に特別の利益を与えないこと
- ロ) 営利を目的とした事業を行う者や宗教活動・政治活動を行う者等への寄附を行っていないこと

具体的には、NPO法人が持っている土地を役員に対して市場価格よりも相当安価な値段で貸している、役員が経営する会社とNPO法人との間で、不利益な条件で契約行為があること等が想定されます。

イ)とロ)の具体的な内容については、次ページで述べます。

イ)とロ)の具体的な内容は、次に掲げる基準をいいます

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容および事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係にある者に対し報酬または給与の支給に関して特別の利益を与えないこと
- b 役員等または役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと
- c 役員等に対し役員の選任その他当該NPO法人の財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えないこと
- d 営利を目的とした事業を行う者、(2)の①から③(前ページAに関する説明文)に掲げる活動を行う者または(2)の③の特定の公職の候補者もしくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

(4) 左記C 特定非営利活動に係る事業費の比率

NPO法人はNPO法に定められた20項目の分野に該当するとされる特定非営利活動を行うことを主たる目的としなければなりません(詳しくは、『1 設立・運営編』15ページを参照ください。)。逆に考えると、特定非営利活動に係る事業(本来事業)以外の活動(その他の事業)をしてはならないかということ、「本来事業に支障がない限り」であれば、行うことができるとされています。本来事業に支障がないかどうかについては、一般のNPO法人の場合、その他の事業が法人全体の事業の50%以上でないかどうかということの割合で判断します。

認定NPO法人の場合、この割合を50%ではなく、80%として考えることになっています。つまり、実績判定期間における全事業のうち、本来事業の占める割合が80%以上でなければなりません。この判断は、合理的であれば、どのような指標を用いても構いませんが、一般的には事業費で考えます。事業費以外の合理的な指標で計算する場合、申請時にはその説明資料を添付資料として提出する必要があります。例えば従事者の作業時間数等のような事業費以外の指標を用いる場合は、日頃からその記録を付けておくようにしましょう。

実績判定期間における

本来事業の事業費

≥ 80%

総事業費(本来事業の事業費+その他の事業の事業費)

(5) 左記D 寄附金の特定非営利活動に係る充当比率

いただいた寄附を活動のために使用せずそのままにしていたり、管理費等の組織を維持していくために使用したりすることもあるでしょう。それだけで直ちに問題になるわけではありませんが、寄附者からすると活動に使ってほしいと思って寄附をするわけですから、寄附の大半がそのような状態であることは望ましいとはいえません。そこで、受け入れた寄附金の70%以上は、特定非営利活動に係る事業費として使うことが認定NPO法人の要件の一つとして規定されています。

実績判定期間における

受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額

≥ 70%

受入寄附金総額

活動計算書において、ボランティアや施設等の評価に関する費用を計上している場合、(4)および(5)の算定にあたっては、その金額は事業費の合計額から控除します。ボランティアや施設等の評価に関する費用の計上方法については、『1 設立・運営編』164ページをご覧ください。

コラム 寄附を貰った年度だけでは使い切ることが難しい場合(「特定資産」について)

NPO法人が、ある年度に多額の寄附を受けたときなど、寄附をもらった年度だけでは使い切ることが難しい場合もあるでしょう。寄附金について、単年度で使うよりも数年にわたって計画的に使う方が、より適切であると判断される場合には、「特定資産」と呼ばれる仕組みが活用できます。特定資産は、言わば将来に向けた貯金のようなものです(より正確には、「特定の目的のために区分管理した資産」のことです)。特定資産に指定された寄附金は、認定基準にかかわる計算の際に当該年度の事業費等に含めることができます(具体的には、「本来事業の事業費」「総事業費」「寄附金を充当した事業費」に含めることができます)。

受領した寄附金のうち、翌年度に繰り越す金額が、法人の事業規模に照らして比較的大きい場合には、認定制度の「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」に抵触してしまっていますが、特定資産の制度を活用することにより、これらの基準をよりクリアしやすくなります。

① 「特定資産」を設定する手続き(増額する手続きも同様)

理事会または総会で、法人としての意志決定をする必要があります。具体的には、(1)特定資産を設定する日付、(2)特定資産の金額、(3)特定資産の用途、(4)その他の事項について、議決が必要です。

「特定資産の用途」は、法人の特定非営利活動に関する支出のうち、具体的な一部分に限定する必要があります。「その他の事項」は、特定資産を取り崩す場合の手続きなどについて、必要に応じて定めます(ここでは、理事会等による議決を必須とすることが望ましいでしょう)。また、当該の特定資産に関する運用規程を定めて、特定資産の目的や用途、取り崩しの際の手続きなどについて条文化しておくことも考えられます。

② 「特定資産」の計上と管理

特定資産は、貸借対照表及び財産目録に、他の資産とは明確に区分して表示する必要があります。なお、特定資産は、収益や費用ではないので、活動計算書には記載しません。

特定資産として区分した金額は、認定制度の「総事業費の80%基準」の計算の際に、当該年度の費用に含めて計算することができます。具体的には、総事業費及び特定非営利活動事業費の双方に特定資産の額を加算します(つまり分子分母の双方にプラスします)。また、「受入寄附金の70%基準」の計算の際には、特定資産とした金額を、当該年度の寄附金から、支出したものとみなして計算することができます(つまり分母には特定資産とした額を残したまま、特定資産とした金額を分子にプラスします)。

特定資産を管理する際には、銀行口座を分けるなどして、他の資産と明確に区別できるようにしておきましょう。口座を分けることは義務ではありませんが、特定資産の管理状況について説明責任を果たすためには、口座を分けておく方が、より確実だと言えます。口座を分けておけば、例えば、間違っただけで使い込んだりしていないことを、対外的にもより明確に示すことができます。

③ 「特定資産」の取り崩しと支出

特定資産を取り崩して使う際には、上記①で議決したときの定めに基づいて取り崩しの手続きを行い、支出します。特定資産を取り崩して使用した場合、活動計算書において費用として計上することになります(収入の欄には記載しません)。

なお、その取り崩した分の金額は、認定制度の「総事業費の80%基準」の計算の際に、当該年度の費用から除いて計算します。具体的には、総事業費及び特定非営利活動事業費の双方から特定資産の金額を減算します(つまり分子分母の双方からマイナスします)。また、「受入寄附金の70%基準」の計算の際には、特定資産を当該年度の寄附金には含めずに計算します(つまり分子分母の双方からマイナスします)。

ここがポイント

当然のことながら、特定資産に指定された資金は、特定資産を設定した際に取り決めた用途以外に使うことはできません。従って、むやみに多額の資金を特定資産にしてしまうと、他の目的で資金が必要になったときに不足する恐れがあります。特定資産化の際には、認定制度の「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」をクリアするために必要な額を正しく見積もるようにしましょう。

8. 5号基準 情報公開に関する基準

(1) 情報公開に関する基準とは

NPO法人制度は、法人に関するさまざまな情報を開示することによって、信頼性を高め、市民の理解と支援を得ることを目的として作られました。法人の信用は、行政の管理や監督によって担保されるのではなく、活動やその会計等を情報開示することによって、法人自らが築いていくことを目的としているのです。これは、NPO法人の一番の特徴であるといっても過言ではありません。

認定NPO法人になると、多くの寄附者に対する説明責任を伴うため、一般のNPO法人以上に高い透明性が求められます。そこで、認定要件においても、情報公開に関する基準が設けられています。認定NPO法人は、次に掲げる書類について、閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、法人の事務所に於いて閲覧させなければなりません。なお、閲覧にあたっては、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。

閲覧対象の書類

	閲覧対象の書類
1	① 事業報告書等 事業報告書、計算書類等（活動計算書、貸借対照表、注記、財産目録）、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面 ② 役員名簿 ③ 定款 ④ 認証書の写し ⑤ 登記事項証明書の写し
2	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
4	前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程 （役員報酬に関する規程は、役員報酬を支給していない法人でも作成が必要です。職員給与に関する規程は、雇用している職員が0名の場合、作成の必要はありません。）
5	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5位までの取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（口に係る部分を除く） ロ 給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日 ⑦ 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および用途ならびにその実施日
6	認定、特例認定を受けるための要件のうち、 3号基準 運営組織及び経理に関する基準（60ページの③を除く） 4号基準 事業活動に関する基準（63ページ（1）AとBのみ） 5号基準 情報公開に関する基準 7号基準 不正行為等に関する基準 また、欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
7	助成金の支給を行った場合には、所轄庁に提出した書類の写し

9. 6号基準 事業報告書等の提出に関する基準

(1) 事業報告書等の提出に関する基準とは

前述したように、NPO法人は、自らに関する情報をできる限り公開することを通じて、市民の信頼を得るという趣旨で作られた制度です。そのため、前事業年度中に行った事業の成果や内容を所轄庁へ提出することが義務付けられています。提出した書類は、内閣府NPO法人ポータルサイト等を通じて公開され、市民がいつでも閲覧できるようになっています。

認定NPO法人になると、寄附者が増えることが想定されることから、寄附した市民が、「寄附金がどのように使われたのか」、「安定した運営ができてきているのか」等、常にその法人に関するさまざまな情報を入手できる必要性和責任が一般のNPO法人よりも高まります。そのため、認定要件のひとつとして、事業報告書等の提出に関する基準が設けられています。

実績判定期間を含む各事業年度において、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。1年でも未提出の年があれば、あるいは、事業年度終了後3か月以内の提出期限を1日でも過ぎていれば、この基準を満たしていないことになりますので、提出期限に注意して、早めに提出するようにしましょう。

また、単に義務だから提出するというのではなく、寄附者から活動の理解を得、より支援者を増やすための資料として、事業報告書等の内容についても、支援者に対してわかりやすく伝わりやすくなるよう、工夫するようにしましょう。

作成方法については、『1 設立・運営編』75ページを参考にしてください。

事業報告として提出が義務付けられている書類

	書類名	内容	所轄庁に提出する書類
1	事業報告書	前事業年度にどのような活動を行ったのかを記載した書類	2部
2	計算書類	活動計算書、貸借対照表、注記	各2部
3	財産目録	法人の保有する資産、負債を記録した書類	2部
4	年間役員名簿	前事業年度に役員であった者全員の氏名および住所または居所ならびに報酬の有無を記載した名簿	2部
5	社員名簿	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名および住所または居所を記載した書面	2部

事業年度が4月1日～翌3月31日のNPO法人の場合

事業年度終了
3月31日



事業報告等提出締切
6月30日

6月30日が休日の場合、翌営業日が締切になります

あくまでも所轄庁に届いた日が提出日（※）になりますので、余裕をもって早めに提出するように心がけましょう。

※ 行政手続法第37条(届出)

「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」

10. 7号基準 不正行為等に関する基準

(1) 不正行為等に関する基準とは

法令違反や不正の行為、公益に反する事実があるような法人が認定されれば、その法人の信頼を損なうだけでなく、認定NPO法人等そのものの信頼を失うことにつながりかねません。そこで、認定の要件においては、不正行為等に関する基準が設けられています。

「法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は利益を得ようとした事実その他公益に反する事実」があった場合、認定されません。

登記は済ませたかどうか、税の申告はきちんとできているかどうか、定款に違反していないかどうか等、NPO法人に関わるさまざまな法令を遵守できるよう、日頃から心がけておくことが大切です。

身近な法令違反の例

- ① 役員報酬を役員全員に支払っていた **NPO法違反**
- ② 定款に定めた事業以外の事業を定款変更の手続きをせずに行っていた (定款違反) **NPO法違反**
- ③ 通常総会を開催していなかった **NPO法違反**
- ④ 役員が変更になったにもかかわらず、所轄庁へ役員変更の届出をしていなかった **NPO法違反**
- ⑤ 個人の講師に対して謝礼金を支払っているにもかかわらず、所得税を預かって納付していなかった (源泉徴収義務があるにもかかわらず源泉徴収していなかった) **所得税法違反**
- ⑥ 法人税法上の収益事業に該当する事業を行っており、法人税の申告義務があるにもかかわらず、申告をしなかった **法人税法違反**
- ⑦ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超え、「課税事業者」となっているにもかかわらず、消費税の申告をしていなかった **消費税法違反**
- ⑧ 一つの事業所に雇用している労働者が10人を越えて働いているにもかかわらず、就業規則を届けていなかった **労働基準法違反**
- ⑨ 保険加入の対象となる労働者がいるにもかかわらず、労働保険 (労災・雇用) や社会保険 (健康・介護・厚生年金) をかけていなかった **労働基準法違反**

11. 8号基準 設立後の経過期間に関する基準

認定NPO法人等として認定されるかどうかは、そのNPO法人の実績によって判断されます。実績を確認するためにはある程度の期間が必要であることから、設立後の期間に関する基準が定められています。認定または特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立後1年を超える期間が経っていなければなりません。つまり、最短でも1年と1日は必要であるということです。

12. 欠格事由

(1) 欠格事由とは

欠格事由とは、認定NPO法人としての資格を欠く理由のことです。次に挙げる欠格事由のいずれかに該当するNPO法人は認定、特例認定および認定の有効期間更新の申請をすることができません。(NPO法第47条)

- ① NPO法第47条に規定された役員の欠格事由に該当する役員がいる
- ② 認定または特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない
- ③ 定款または事業計画書の内容が法令等に違反している
- ④ 国税または地方税の滞納処分が執行されているまたは当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない
- ⑤ 国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない
- ⑥ 暴力団、暴力団またはその構成員等の統制下にある

(2) 役員の欠格事由とは

上記①のNPO法第47条に規定された役員の欠格事由とは以下のことをいいます。

役員の欠格事由

- 認定または特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、もしくは刑法第204条等もしくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、または国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 暴力団の構成員等

※暴力団の構成員とは、NPO法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団、またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含みます。)、もしくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

(3) 滞納処分について

「国税または地方税の滞納処分が執行されているまたは当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない」に該当するかどうかを確認するために、認定、特例認定および認定の有効期間の更新申請時には、所轄税務署から交付を受けた納税証明書「その4」や都道府県知事、市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。この納税証明書は、国税や地方税の納付の有無に関係なく必要です。

なお、その他の事務所がある場合、その他の事務所においても国税や地方税を納付している場合は、その他の事務所が所在する所轄税務署、都道府県知事、市区町村長から交付を受けた滞納処分にかかる納税証明書の添付も必要となります。

NPO法人と認定NPO法人の比較

NPO法人と認定NPO法人を比較してみると、以下の表のようになります。認定NPO法人には下表左のNPO法人の要件に、下表右の認定NPO法人の要件が加わります。

NPO法人と認定NPO法人の比較表

法人名	特定非営利活動法人 (NPO法人)	認定特定非営利活動法人 (認定NPO法人)	
法人成立方法	申請により所轄庁が認証。その後、法務局で登記をすることで成立。(認証主義)	NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって、公益の増進に資するものを申請により所轄庁が認定。(実績にもとづき判断)	
事業活動に関すること	その他の事業の制限	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動を主たる目的とすること。 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その他の事業を行うことができる。 (原則、特定非営利活動に係る事業の経常費用が、その他の事業を含めた全事業の経常費用の50%以上)	<input type="checkbox"/> 特定非営利活動に係る事業の割合が総事業の80%以上であること。
	共益的活動の制限	<input type="checkbox"/> 特定の個人・法人・その他の団体の利益を目的として事業を行わないこと。	以下の共益的活動の割合が50%未満であること。 <input type="checkbox"/> 会員・役員等を対象とした資産の譲渡やサービスの提供 <input type="checkbox"/> 会員、特定の団体のメンバー、特定の職域、特定の地域にのみ便益が及ぶ活動 <input type="checkbox"/> 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広報宣伝の活動 <input type="checkbox"/> 特定の者の意に反した行為を求める活動
	宗教活動 政治活動	以下の活動を <u>主たる目的</u> としてはならないこと。 <input type="checkbox"/> 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。 <input type="checkbox"/> 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。 <input type="checkbox"/> 特定の公職の候補者・公職にある者・政党を推薦・支持・反対すること。	以下の活動を行っていないこと。 <input type="checkbox"/> 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。 <input type="checkbox"/> 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。 <input type="checkbox"/> 特定の公職の候補者・公職にある者・政党を推薦・支持・反対すること。
組織	<input type="checkbox"/> 営利を目的としない団体であること。 <input type="checkbox"/> 社員の資格の得喪に不当な条件をつけないこと。 <input type="checkbox"/> 各役員について、その配偶者及び3親等以内の親族の数は、2人、または1/3を超えないこと。 <input type="checkbox"/> 各社員の表決権は原則平等。(定款で別段の定めが可能。)	<input type="checkbox"/> 役員総数のうち、特定の役員とその親族関係者の割合、及び特定の法人の役員や従業員等の占める割合が1/3を超えないこと。 <input type="checkbox"/> 各社員の表決権は平等であること。	

会計・運営に関すること	会計	<p>□会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記載すること。</p> <p>□計算書類、財産目録は会計簿に基づいて真実な内容を明瞭に表示すること。</p> <p>□採用する会計処理の基準、手続きについては、毎事業年度継続して適用しみだりにこれを変更しないこと。</p>	<p>□公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存していること。</p> <p>□支出した金銭について、使途が不明なものはなく、また帳簿に虚偽の記載をしていないこと。</p>
	運営	<p>□特定の個人・法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わないこと。</p> <p>□役員のうち、報酬を受ける者の数が、役員総数の1/3以下であること。</p>	<p>□役員や社員、職員、寄附者等に対して特別の利益を与えないこと。(報酬・給与・資産の譲渡)</p> <p>□営利企業、宗教団体、政治団体、公職者(候補者)に寄附を行わないこと。</p>
	寄附金収入の使途		<p>□実績判定期間における寄附金のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた割合が70%以上であること。</p>
	PST		<p>□経常収入金額に占める寄附金の割合が20%以上であること。</p> <p>または、</p> <p>□各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者数が年平均100人以上いること。</p>
	情報公開	<p>□法で定められた情報公開書類について、社員、利害関係者の請求があれば閲覧させること。</p>	<p>□法で定められた情報公開書類について、請求があればその事務所で閲覧させること。</p>
その他	<p>役員が欠格事由に該当していないこと。</p> <p>□破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。</p> <p>□禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。</p> <p>□NPO法又は暴力団不法行為防止法により罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。</p> <p>□暴力団の構成員等もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。</p> <p>□NPO法の規定により設立認証を取り消された法人の解散時の役員で取消しの日から2年を経過しない者。</p> <p>□心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの。</p> <p>以下の団体でないこと。</p> <p>□暴力団、又は暴力団やその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体。</p>	<p>役員が欠格事由に該当していないこと</p> <p>□認定(特例認定)を取り消された法人の、その原因日以前1年以内に理事であった者で、取消しの日から5年を経過しない者。</p> <p>□禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。</p> <p>□NPO法又は暴力団員不当行為防止法等、および国税、地方税に関する法律に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。</p> <p>以下の団体でないこと。</p> <p>□認定(特例認定)を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない。</p> <p>□定款等の内容が法令に違反。</p> <p>□国税または地方税の滞納処分が失効されている、または、当該滞納処分の終了日から3年を経過していない。</p> <p>□国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない。</p>	

3 申請

1 認定等の申請準備と手続き

1. 認定等の申請の準備と流れ	73
2. 認定・特例認定を受けるための提出書類	75
コラム 現地調査であったこんな事例 Part I	78

2 認定等申請書類の作成

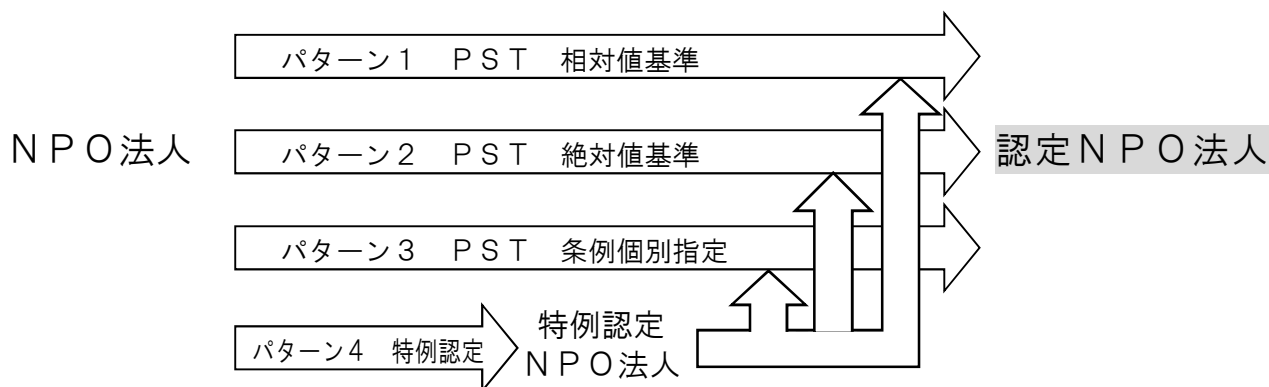
1. 各種様式等のダウンロード	79
2. 認定等申請書類の作成例について	79
3. 「認定を受けるための申請書」および「特例認定を受けるための申請書」作成例	80
4. 「寄附者名簿」の作成方法	83
コラム 現地調査であったこんな事例 Part II	87
5. 1号基準「認定基準等チェック表 第1表」作成例	88
6. 1号基準「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1」作成例（相対値基準のみ）	94
7. 1号基準「社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2」作成例（相対値基準のみ）	97
8. 2号基準「認定基準等チェック表 第2表」作成例	98
9. 3号基準「認定基準等チェック表 第3表」作成例	99
10. 3号基準「役員の状況 第3表付表1」作成例	101
11. 3号基準「帳簿組織の状況 第3表付表2」作成例	102
12. 4号基準「認定基準等チェック表 第4表」作成例	103
13. 4号基準「役員等に対する報酬等の状況 第4表付表1」作成例	105
14. 4号基準「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 第4表付表2」作成例	106
15. 5号基準「認定基準等チェック表 第5表」作成例	108
16. 6～8号基準「認定基準等チェック表 第6・7・8表」作成例	109
17. 「欠格事由チェック表」作成例	110
18. 「寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類」作成例	111

認定等の申請準備と手続き

1. 認定等の申請の準備と流れ

(1) 認定等申請の4つのパターン

これまで述べてきたことを整理すると、認定NPO法人等になるためには、以下の4つの方法があることとなります。法人の状況に合わせて、どのパターンで申請するかをよく考えて申請するようにしましょう。



(2) 認定申請の流れ

① どのパターンで申請するかを決定

認定NPO法人の申請をする場合、いずれのパターンで申請をするのかを検討しなければなりません。条例個別指定によって申請する場合と、特例認定で申請する場合は、パブリックサポートテストをクリアしているかどうかを検討する必要はありませんが、相対値基準や絶対値基準によって申請する場合は、その要件をクリアしているかどうかの検討が必要です。事業年度ごとに年3,000円以上の寄附者数(役員等を除く)を計算し、平均100人を超える場合は、絶対値基準で申請をするとよいでしょう。(53ページ参照)

相対値基準で申請する場合は、②③を作成したうえで、40ページからの相対値の計算方法を参考に、小規模法人の特例の適用や国の補助金等の算入を検討し、有利な方法を選択しましょう。

② 実績判定期間中の活動計算書の金額を合計する

認定申請をする時は、実績判定期間の合計で確認します。そのためには、実績判定期間中の各事業年度の活動計算書の金額を合計した合算活動計算書(例)を作成すると便利です。

科目	金額		合計
	2017年度	2018年度	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	705,000	680,000	1,385,000
賛助会員受取会費	1,435,000	1,465,000	2,900,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	2,914,012	2,985,988	5,900,000
固定資産受贈益	235,200	0	235,200
3 受取助成金等			
受取民間助成金	2,260,000	1,740,000	4,000,000
受取国庫補助金	0	500,000	500,000
4 事業収益			
○省△事業受託料	0	1,000,000	1,000,000
主催講座参加料	414,500	535,500	950,000
5 その他収益	110	120	230
経常収益計	7,963,822	8,906,608	16,870,430
次期繰越正味財産額	27,328,267	28,380,612	

③ 寄附者名簿を作成 **83ページ参照**

申請する基準を決めたら、パブリックサポートテストの確認のため、まずは、寄附者名簿を整理しなければなりません。名寄せ作業を行い、役員等、少額寄附、匿名寄附等を区分して作成します。(85ページ参照)

④ 申請書類を作成 **75ページ参照**

認定(特例認定)を受けるための申請書と添付書類を作成します。申請書類についても、どのパターンで申請するかによって違います。必要な書類については、75ページを参照ください。

⑤ 所轄庁へ認定申請

申請書類ができたなら、所轄庁へ認定(特例認定)の申請をします。申請に当たっては、直接持参するか、郵送しましょう。直接持参する場合は、事前に電話での予約が必要です。

所轄庁については、認証と同じく、兵庫県または神戸市(裏表紙参照)となります。

詳しくは、『1 設立・運営編』の32ページをご覧ください。

⑥ 所轄庁による認定審査

認定(特例認定)申請を所轄庁が受理すると、審査が始まります。提出した書類をもとにした認定基準の確認とともに、認定の基準を満たしているかどうか、申請法人の事務所を訪問して現地調査が行われます。

なお、認定審査の標準的な期間は、所轄庁に申請し、受理された日から6か月(申請者が補正に要する期間や追加資料の提出に要する期間は含みません)です。

⑦ 認定(特例認定)・不認定の通知

所轄庁から認定(特例認定)、または不認定の通知がされます。

⑧ 認定(特例認定)NPO法人として活動開始

認定(特例認定)されると、その認定された日から5年間(特例認定の場合は、3年間)は、認定(特例認定)NPO法人として活動することができます。

⑨ 認定の更新手続き

認定(特例認定)には、有効期間がありますので、更新申請期間内に更新手続きが必要です。特例認定制度は、更新することはできません。詳しくは129ページを参照ください。

〇年度寄附者名簿 (絶対値用)				絶対値基準で申請する場合の例
受領年月日	寄附者名・名称	住所・事務所所在地	額	
<カウントする者>				
名寄せする必要のある者				
〇年〇月〇日	株山三郎	兵庫県丹波市〇〇町9-1	5,350	
〇年〇月15日	株山三郎	兵庫県丹波市〇〇町9-1	3,000	賛助会費
	小計 株山三郎		8,350	
〇年7月1日	摩耶五郎	兵庫県神戸市灘区△町1-1	2,500	
〇年7月1日	摩耶峰子	兵庫県神戸市灘区△町1-1	900	摩耶五郎の配偶者
	小計 摩耶五郎・峰子		3,400	
	小計①		11,750	
名寄せする必要のない者				
〇年5月30日	株式会社〇△	大阪府〇〇市〇〇区1-1	2,000,000	
〇年6月20日	徳島通子	兵庫県姫路市〇〇町6-1	200,000	
〇年6月23日	〇〇財団	兵庫県神戸市〇〇町1-1	600,000	
〇年6月7日	公益財団法人〇〇	兵庫県神戸市東灘区〇町1-1	600,000	助成金
	小計②		10,738,000	
<カウントしない者>				
役員および役員と生計を一にする者				
〇年5月5日	加東 次郎	兵庫県加東市△町5-5	150,000	理事
〇年5月16日	加古川太郎	兵庫県加古川市◎町4-1	400,000	理事
〇年5月30日	加東 孝一	兵庫県加東市△町5-5	100,000	理事加東次郎の父
〇年6月7日	加古川次郎	兵庫県加古川市◎町4-1	300,000	理事加古川太郎の配偶者
〇年7月6日	宝塚一郎	兵庫県宝塚市〇〇町1-1	200,000	監事
〇年7月10日	西宮二郎	兵庫県西宮市〇〇町1-1	100,000	理事
	小計③		1,250,000	
3,000円未満の少額寄附				
〇年6月12日	豊田信夫	兵庫県豊明市〇町8-1	2,000	
〇年9月10日	有馬和彦	兵庫県神戸市北区〇町5-1	300	
	小計④		8,000	
匿名寄附				
〇年5月30日	基金箱		22,450	
〇年6月9日	尾崎美樹	不明	5,000	住所不明
	小計⑤		27,450	
	合計①+②+③+④+⑤		12,035,200	

2. 認定・特例認定を受けるための提出書類

(1) 認定・特例認定を受けるための申請書および添付書類

認定等の申請をするためには、申請書とそれに付ける添付書類があります。添付書類は、大きく3種類必要です。1つ目に「寄附者名簿」、2つ目に「認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類」、3つ目に「寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類」です。このうち、「認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類」には、9つの認定基準に合わせて、「認定基準等チェック表」が第1～8表までと欠格事由チェック表があります。付表が必要な場合もありますので、下記の一覧を参考にしながら、作成してください。

認定・特例認定を受けるための申請書および添付書類一覧

申請書・添付書類		認定申請			特例認定申請	参照ページ	提出部数		
		相対値基準	絶対値基準	条例個別指定					
認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書		○	○	○	—	P.81	1部		
特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書		—	—	—	○	P.82	1部		
1. 寄附者名簿		○	○	—	—	P.83	1部		
2. 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類									
1号基準	認定基準等チェック表	第1表 相対値基準・原則用	どちらか	—	—	—	P.90	2部	
		第1表 相対値基準・小規模法人用	○	—	—	—	P.91	2部	
		第1表 絶対値基準用	—	○	—	—	P.92	2部	
		第1表 条例個別指定法人用	—	—	○	—	P.93	2部	
	受け入れた寄附金の明細表	第1表付表1 相対値基準・原則用	どちらか	—	—	—	P.95	2部	
		第1表付表1 相対値基準・小規模法人用	○	—	—	—	P.96	2部	
社員から受け入れた会費の明細表		第1表付表2	○	—	—	—	P.97	2部	
2号	認定基準等チェック表	第2表	○	○	—	○	P.98	2部	
		第2表 条例個別指定法人用	—	—	○	—	P.98	2部	
3号	認定基準等チェック表		第3表	○	○	○	○	P.99	2部
	役員等の状況		第3表付表1	○	○	○	○	P.101	2部
	帳簿組織の状況		第3表付表2	○	○	○	○	P.102	2部
4号	認定基準等チェック表		第4表	○	○	○	○	P.103	2部
	役員等に対する報酬等の状況		第4表付表1	○	○	○	○	P.105	2部
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等		第4表付表2	○	○	○	○	P.106	2部
5号	認定基準等チェック表		第5表	○	○	○	○	P.108	2部
6～8号	認定基準等チェック表		第6・7・8表	○	○	○	○	P.109	2部
	欠格事由チェック表（滞納処分に係る納税証明書添付）			○	○	○	○	P.110	2部
3. 寄附金を充当する予定の事業内容等			○	○	○	○	P.111	2部	

(2) その他、現地調査等で確認される書類の例

認定NPO法人制度は、申請するNPO法人の活動実績や運営組織の実態によって認められる制度です。そのため、活動実績の確認を目的として、さまざまな書類を見ることによる現地調査が行われます。所轄庁がNPO法人の事務所を訪問し、認定要件である第1～8号までの基準を満たしているか、欠格事由に当たらないかなどについて、各種書類を閲覧することで確認します。

現地調査の時間短縮のために、所轄庁からあらかじめ以下のような書類の提示を求められる場合があります。下表は、あくまでも例示であり、各法人の活動内容や組織によるバリエーションもありえます。なお、これらは現地調査時だけではなく、認定等の審査の過程において必要な書類です。事前相談や現地調査後も確認が必要とされる場合があるため、早めに準備するとともに、いつでも提示できるよう保管しておくことが望ましいでしょう。

確認される書類の例

	項目	書類の例	確認理由	認定基準		
1	申請書類等の根拠となる書類	・日付順に並べた名寄せ前の寄附者名簿	名寄せした寄附者名簿と合っているかを確認するため	1号基準		
		・会員の募集要領、会員規約、入会案内等	賛助会費に対価性がないこと、任意性があることを確認するため			
		・補助金、助成金を受けている場合、募集要項や交付決定通知	相対値基準での申請の場合、計算方法が正しいかを確認するため			
		1	申請書類等の根拠となる書類	・国等から委託を受けている場合、委託契約書	補助金、助成金、国等からの委託等に関する会計処理が正しいかを確認するため	3号基準
				・実績判定期間中の理事および監事の経歴が分かる書類（100ページ参照）	役員等が偏ったメンバーによって運営されていないかを確認するため	
				・寄附金の使途がわかる書類（事業別損益の状況が分かる書類等）	寄附金の特定非営利活動に係る充当比率（70%以上）を確認するため	4号基準
				・登記事項全部証明書（コピー可）	登記手続が正しく行われているかを確認するため	7号基準
2	活動状況に関する書類	・活動状況が分かる書類（パンフレット、チラシ、会報誌等の広報物）	寄附金に対価性がないこと、任意性があることを確認するため	1号基準		
			共益的な活動の状況を確認するため	2号基準		
			宗教活動、政治活動等をしていないかを確認するため	4号基準		
			法令違反や不正な行為の有無を確認するため	7号基準		

3	会議に関する書類	・ 社員総会および理事会の議事録、議案書等	法や定款どおりに会議を開催しているかを確認するため	7号基準
4	会計に関する書類	・ 監査証明書（公認会計士または監査法人の監査を受けている場合）	公認会計士や監査法人の監査を受けていることを確認するため	3号基準
		・ 総勘定元帳 ・ 現金出納帳および預金出納帳 ・ 請求書、領収書等の証憑類および取引記録 ・ 備品台帳および資産台帳等の資産管理がわかる書類	会計処理が正しいかを確認するため	
5	税務に関する書類	・ 税務署などへの申告書類 ・ 各種税金の納付書の控えなどその他税務に関する書類	税務申告を正しく行っているかを確認するため	7号基準
6	労務に関する書類	・ 労働者名簿 ・ 賃金台帳 ・ 給与台帳 ・ 労働保険、社会保険の加入手続に関する書類 ・ 就業規則	役員等に特別の利益を与えていないことを確認するため	4号基準
			労務に関する法令違反や不正な行為の有無を確認するため	7号基準

コラム 現地調査であったこんな事例 Part I

所轄庁が現地調査に伺うと、意外なところで、寄附の任意性が確保できていなかったり、寄附金を確認するための書類が整理されていなかったりすることも少なくないようです。以下は認定申請の際にあった実際の事例です。参考に見てみてください。

1. 寄附の根拠資料が確認できないケース

現地調査に伺い、寄附者名簿と証憑書類(領収書控えや入金伝票)との突合作業を行ったところ、領収書控えも入金伝票も保存しておらず、預金通帳しか記録が残っていませんでした。

ここが問題! 所轄庁としては、寄附者名簿の内容が間違いはないかどうかを確認するためにも、証憑書類との突合は必ず行う必要があります。預金通帳では、寄附者氏名と入金の事実は確認できても、それが本当に寄附であるのかということや、寄附者の住所の突合ができませんので、それらが確実に把握できるように、領収書控えや入金伝票(いずれも件名に寄附と明記)、寄附者の住所が確認できる書類を保存しておいてください。

2. 寄附金の任意性が確認できないケース

(1)本来、本人が受け取るべき謝金について、受領印を押してもらった上でその謝金を申請法人へ寄附してもらっているという事例です。それだけで問題になるわけではありませんが、この事例の申請法人では、謝金が実際に本人に手渡ることなく直接申請法人へ寄附されていました。

ここが問題! このようなケースでは、本人が法人へ寄附しているという認識をもっていない疑いがあります。これでは、強制ととらえている寄附者もいる恐れがあるため、任意性が十分にあるとはいえません。

(2)また、他の事例では、申請法人の実施する事業の参加者募集案内に、「参加費 8,000 円、一口 3,000 円以上の寄附を頂いた方は 5,000 円」という記載や「参加にあたっては、1口 3,000 円～の寄附をお願いします。」という記載のあるケースがありました。

ここが問題! この場合も、事業の参加にあたっては寄附しなければならない、つまり、寄附することが強制的と取られかねないことから、この寄附金に任意性があるとはいえません。

こういったケースの場合、任意性の確認が取れたもののみをパブリックサポートテストの計算に含めるということになります。寄附金については、任意性をどう確認するのかについても意識しておいてください。

3. 証憑書類(領収書や請求書)との突合が十分でないケース

(1)帳簿に記載のある支払について、領収証と金額が一致していても、その支払いの用途は何で、どの事業のためのものであるのかが一切記載されていませんでした。

(2)スタッフ個人が立替払いしていたものを精算した場合に、その支払いの目的や用途を証明する書類が残っておらず、支払先等を後から検証ができませんでした。

ここが問題! 支払いの用途について、詳しいことは担当者の記憶のみが頼りというような状況では、とても信頼性のある会計処理とはいえません。本来、交通費など領収証の発行がない支払や、スタッフが立替払いをした場合の精算方法については、法人としてルールを定めて明確にしておかなければ、外部に対しての説明が付きません。

法人の実務においては、現金預金および証憑書類について日々適切な管理を行い、それに基づいて帳簿等を作成し、それを元に計算書類を作成しておられるでしょう。

現地調査は、実務の手順とは全く逆の方向から検証することで、矛盾点がないか、を総合的に判断する必要があります。計算書類等(活動計算書、貸借対照表、注記、財産目録)及び帳簿等の信頼性を確認することが目的ですから、総勘定元帳、各種補助簿、伝票や領収証、請求書、仮払精算書、支払証明書などのさまざまな関連書類により、入金や支払についての「目的や用途、支払先、事業」などが総合的に判断でき、かつ、証明ができるような態勢をとっていることが求められます。

認定等申請書類の作成

1. 各種様式等のダウンロード

認定申請書類等の様式フォーマットは、兵庫県または神戸市のホームページからダウンロードすることができます。

■神戸市「認定NPO法人制度」のページ

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a52374/kurashi/activate/support/npo/nintei/index.html>

■兵庫県「NPO 法人情報」のページ

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/index2.html>



様式フォーマットをダウンロード

各種手続きの方法や提出書類の様式フォーマットは「各種手続・様式等」をクリックすると確認することができます。

様式フォーマットはダウンロードして、そのまま活用いただけます。

(神戸市の様式フォーマットは、上記 URL もしくは、リンク先の神戸市ホームページからダウンロードすることができます。)

2. 認定等申請書類の作成例について

では、ここからは、実際の申請書類の作成方法について記載します。作成例の記載順は、75ページにある「認定・特例認定を受けるための申請書および添付書類一覧」に沿っています。第2章(32ページ～71ページ)の認定要件やその考え方を参考にしながら、書類を作成してください。

P.75

申請書および添付書類一覧

で作成する書類を確認

ホームページから様式をダウンロード



P.80～

作成例



を見ながら作成

3. 「認定を受けるための申請書」および「特例認定を受けるための申請書」作成例

(1) 「認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書」とは

認定NPO法人の申請をする旨を記した用紙です。申請する所轄庁(所轄庁については、『1 設立・運営編』32ページを参照ください。)が指定する様式を使用してください。

この申請書に、パブリックサポートテストのどのパターンで申請するのかわかるように示されています。「この申請において適用する広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準」の欄に記載してある4つのパターンのうち、選択したパブリックサポートテストに○を付けます。

なお、相対値基準で申請する際、小規模法人の特例を適用していない場合は、「原則」となります。小規模法人の特例を適用する際は、「相対値基準・小規模法人」に○を入れましょう。

この申請において適用する 広く市民からの支援を受けている かどうかを判断するための基準 (パブリックサポートテスト基準)	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; display: inline-block; padding: 2px 5px;">相対値基準・原則</div> 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定法人
---	--

(2) 「特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書」とは

特例認定NPO法人の申請をする旨を記した用紙です。申請する所轄庁(認証と同じく、兵庫県または神戸市(裏表紙参照)となります。詳しくは、『1 設立・運営編』32ページを参照ください。)が指定する様式を使用してください。

(3) 過去に認定または特例認定の取消しを受けた法人の場合

過去に認定または特例認定の取消しを受けた法人の場合は、その取消の日から5年が経過しなければ、認定申請することができません。つまり、認定取消しを受けた法人が認定申請をする場合は、認定または特例認定を取り消された日から5年後の同日以後であれば申請することができます。

過去に認定取消しを複数回受けている場合は、直近の認定取消日を記載します。

申請に当たっての注意事項

申請書を提出する際は、所轄庁まで直接持参するか、郵送することになります。直接持参する場合、その場で申請書を確認したり、今後の審査について説明したり、時間がかかりますので、申請に当たっては、他の申請者とバッティングして長時間待たなくてもいいように必ず事前に電話で予約しましょう。

(4) 「認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書」作成例

様式第15号 (兵庫県:第17条関係、神戸市:第18条関係)

提出：1部

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

申請する日

○年○月○日

兵庫県知事 様

※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式にてご提出ください。

申請者 主たる事務所の所在地

兵庫県○○市○○町○○番地の○

名称及び代表者の氏名

NPO法人○○○子育て支援ネットワーク

理事長 ○ ○ 太 郎

電話 (□□□) ○×△-○○○○

電子メール ○○○@××××.△△△

特定非営利活動促進法第44条第2項の規定により、次のとおり認定特定非営利活動法人としての認定を申請します。

設 立 年 月 日	○年○月○日
事 業 年 度	○月○日 ~ ○月○日
過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 年 月 日 ~ 年 月 日
過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 (年 月 日)
認定取消しの有無 (取 消 日)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 (年 月 日)
特例認定取消しの有無 (取 消 日)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 (年 月 日)
この申請において適用する 広く市民からの支援を受けている かどうかを判断するための基準 (パブリックサポートテスト基準)	<input checked="" type="radio"/> 相対値基準・原則 <input type="radio"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="radio"/> 絶対値基準 <input type="radio"/> 条例個別指定法人
現に行っている事業の概要	子育てに関する講座開催事業 子育てに関する相談事業 多世代交流事業
その他の事務所の所在地 及び当該事務所の責任者の 氏 名	兵庫県○○市大字×××○○番地△△ マンション○○号○○室 責任者 ○△次郎 電話 (□□□) △×△-△△○○ 電子メール ○○○@××××.△△△

「有」の場合は、
直近の有効期間を
記載します。

パブリックサポートテ
ストについて、どの基準を
選択したのか、該当する
ものを○で囲みます。

(5) 「特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書」作成例

提出：1部

兵庫県：様式第21号(第23条関係)、神戸市：様式第21号(第23条関係)

特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

申請する日

○年○月○日

兵庫県知事 様

※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式にてご提出ください。

申請者 主たる事務所の所在地

兵庫県○○市○○町○○番地の○

名称及び代表者の氏名

NPO法人○○○子育て支援ネットワーク

理事長 ○ ○ 太 郎

電話 (□□□) ○×△-○○○○

電子メール ○○○@××××.△△△

特定非営利活動促進法第58条第2項において準用する同法第44条第2項の規定により、次のとおり特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を申請します。

設 立 年 月 日	○年○月○日
事 業 年 度	○月○日 ~ ○月○日
過 去 の 認 定 の 有 無	有 ・ (無)
過 去 の 特 例 認 定 の 有 無	有 ・ (無)
現に行っている事業の概要	子育てに関する講座開催事業 子育てに関する相談事業 多世代交流事業
その他の事務所の所在地及び当該事務所の責任者の氏名	兵庫県○○市大字×××○○番地△△ マンション○○号○○室 責任者 ○△次郎 電話 (□□□) △×△-△△○○ 電子メール ○○○@××××.△△△

4. 「寄附者名簿」の作成方法

(1) 「寄附者名簿」とは

実績判定期間における寄附者を一覧にした書類です。パブリックサポートテストを相対値基準、または絶対値基準で申請する場合に、必ず必要となります。条例個別指定基準によって認定申請をする法人や特例認定申請をする法人は、提出する必要はありません。

寄附者名簿には、実績判定期間中の事業年度ごとに「寄附者の氏名または名称」「住所または事務所の所在地」「寄附金の額」「受領年月日」が記載されていなければなりません。寄附者名簿の様式は特に定められていませんので、自由に作成することは可能ですが、上記の4項目が記載されている必要があります。

また、相対値基準で申請する場合と絶対値基準で申請する場合では、後述する名寄せの方法や寄附者に含まない者など、その数え方が違います。注意しながら作成しましょう。

なお、寄附者名簿を提出する際、計算方法がすぐにわかるように、整理した形で提出する方が望ましいです。また、積算資料として名寄せ等の整理をする前のものもあわせて提出しましょう。提出には、可能であれば、印刷したものとあわせて、電子データをつけるようにしてください。

(2) 「寄附者名簿」の備え置き

認定・特例認定取得後は、「寄附者名簿」を毎事業年度初めの3か月以内に作成しなければなりません。作成した名簿は、その作成の日から起算して5年間、その事務所の所在地に備え置く必要があります(NPO法第54条第2項)。申請時に寄附者名簿を提出する必要のない条例個別指定基準によって認定申請をする法人や特例認定申請をする法人も、認定・特例認定取得後の寄附者名簿の作成と備え置きは必要ですので、注意しましょう。

(3) 「名寄せ」・「親族合算」等の整理について

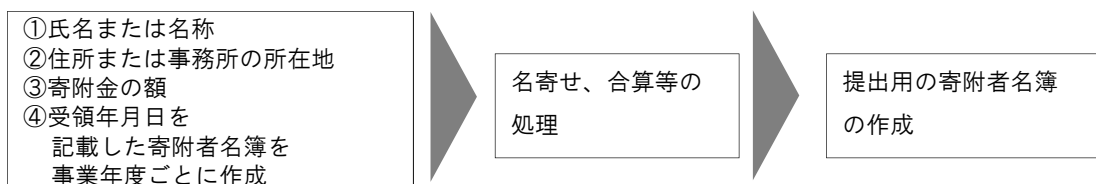
同じ人物が何度も寄附をしたというような場合は、その寄附者を抜き出して合算し、1人としてカウントします。このことを「名寄せ」といいます。また、寄附者については、数えられる者と数えられない者があるため、整理をしなければなりません。整理する上で注意することは、主に以下のようなケースです。相対値基準の場合と絶対値基準の場合でそれぞれ扱い方が異なるケースがありますので、注意してください。

相対値・絶対値共通事項	相対値	絶対値
<input type="checkbox"/> 賛助会費→算入可 (ただし、対価性が無いもののみ可)	<input type="checkbox"/> 匿名寄附・1,000円未満の少額寄附→算入不可 (ただし、小規模法人の特例適用の場合は算入可)	<input type="checkbox"/> 匿名寄附・3,000円未満の少額寄附→算入不可
<input type="checkbox"/> 助成金等→算入可 (ただし、対価性が無いもののみ可。国の補助金等は除く。)	<input type="checkbox"/> 役員および役員の親族等からの寄附→1人からの寄附として基準限度超過額(42ページ参照)を計算(小規模法人の特例適用の場合を除く)	<input type="checkbox"/> 寄附者本人と生計を一にする者→1人としてカウント <input type="checkbox"/> 役員および役員と生計を一にする者→算入不可
	<input type="checkbox"/> 基準限度額を超えた寄附→超過額は算入不可	<input type="checkbox"/> 休眠預金関係助成金のみ提供する者→算入不可

(4) 「寄附者名簿」の作成方法

寄附者名簿を作成するには、パブリックサポートテストの算定上、寄附者を含めてよいものと含めてはならないものを整理した上で作成しなければなりません。

相対値基準の場合と絶対値基準の場合では、カウント方法が一部異なりますが、いずれの場合も対価性のある寄附は含むことはできませんので、あらかじめ分離しておきましょう。次ページ以降でそれぞれの場合の寄附者名簿の作成方法を述べますので、参考にしてください。



① まずは、実績判定期間における受領年月日順の一覧を作ります

助成金や賛助会費などをパブリックサポートテストの計算に含める場合、それも記載します。ただし、国の補助金等については、別に計算するので、含めません。また、対価性のある寄附については、パブリックサポートテストの計算に含めることができませんので、あらかじめ分離しておきましょう。

こうして作成した一覧を基に、相対値基準用、絶対値基準用に整理し、名簿を作成します。

実績判定期間中に受けた寄附をもとに作成します。

○年度～○年度 寄附者名簿（受領年月日順）

NPO法人○○○子育て支援ネットワーク

受領年月日	寄附者名・名称	住所・事務所の所在地	寄附金額	備考
○年5月5日	加東次郎	兵庫県加東市△○町5-5	150,000	理事
○年5月16日	加古川太郎	兵庫県加古川市◎町4-1	400,000	理事
○年5月30日	株式会社○△	大阪府○□市○区1-1	2,000,000	
○年5月30日	募金箱		22,450	
○年5月30日	加東茶	兵庫県加東市△○町5-5	100,000	理事加東次郎の父
○年6月1日	篠山三郎	兵庫県丹波市○○町9-1	5,350	
○年6月7日	加古川美咲	兵庫県加古川市◎町4-1	300,000	理事加古川
○年6月9日	尼崎美樹	不明	5,000	住所不明
○年6月12日	豊岡信夫	兵庫県豊岡市○町8-1	2,000	
○年6月15日	篠山三郎	兵庫県丹波市○○町9-1	3,000	賛助会費
○年6月20日	姫路満子	兵庫県姫路市○○町6-1	200,000	
○年6月23日	(一財)ひょうご◇◇協会	兵庫県神戸市○○区1-1	500,000	
○年7月1日	摩耶五郎	兵庫県神戸市灘区△町1-1	2,500	
○年7月1日	摩耶峰子	兵庫県神戸市灘区△町1-1	900	摩耶五郎の配偶者
○年7月6日	宝塚一郎	兵庫県宝塚市○○町1-1	200,000	監事
○年7月10日	西宮二郎	兵庫県西宮市○○町1-1	100,000	理事
○年8月7日	公益財団法人○○	兵庫県神戸市中央区○町1-1	600,000	助成金
○年9月10日	有馬和泉	兵庫県神戸市北区○町5-1	300	
合計額は、「第1表付表1」のA欄（受入寄附金総額）および「第4表二」（受入寄附金総額）と一致します。			.	
			12,035,200	

会計上寄附金として扱って
いなくても、PST上、受
入寄附金として計上してい
る場合は、すべて記載しま
しょう。

寄附者名簿に賛助会費や助成
金を記載する場合は、その旨
を備考欄に記載しましょう。
ただし、対価性のないものに
限ります。

法人とその法人の代表者、住所が一緒の場合って合算しなくていいの？

例えば、○△株式会社とその代表である兵庫太郎の両方から寄附があり、かつ、住所と事務所の所在地が同一であるといったようなケースは比較的良好に見受けられます。こういった場合は、住所と事務所の所在地が同一であっても、法人と個人からの寄附金は、人格が別であるため、合算する必要はありません。それぞれ別の寄附金として取扱うことができます。

助成金は寄附者としてどう扱うの？

対価性のない助成金は、寄附として扱うことができます。したがって、1人としてカウントに含めても構いません。その場合は、○△財団を一つの団体として寄附者1人とカウントします。

相対値基準の場合、役員からの寄附金は計算に含んでもいいの？

絶対値基準の場合は、役員を寄附者として数えることができません。一方で、相対値基準の場合、役員からの寄附金も計算に含めることができます。ただし、役員からの寄附については、役員の配偶者や3親等以内の親族などを合算する、いわゆる親族合算(42ページ参照)をして含める必要があり、基準限度超過額の算出に当たっても合算した金額を1人からの寄附として計算します。ただし、小規模法人の特例を適用する場合には、親族合算する必要はありません。

なお、親族合算をした合計の寄附金額が20万円以上になる場合は、「第1表付表1」に記載しなければなりません。

② 役員、役員の子親族等や少額寄附者、匿名寄附者等を整理します

寄附者名簿を整理します。相対値基準で申請する場合と、絶対値基準で申請する場合は、整理の方法が異なります。以下を参考に整理してください。

相対値基準の場合

※休眠預金等交付金関係助成金は受けていないものとします。

相対値基準の場合のパブリックサポートテストは、実績判定期間2事業年度分(更新は5事業年度分)の寄附を合算して判定します。そのため、寄附者名簿も実績判定期間中の全ての寄附について、寄附者区分ごとに整理し、それぞれ名寄せを行います。役員の子親族等は役員と名寄せ・合算します。ただし、小規模法人の特例を適用する場合には、親族合算をする必要はありません。

寄附者については、①役員および役員親族等(20万円以上)、②役員および役員親族等(20万円未満)、③特定非営利活動法人または特定公益増進法人、④1,000円未満の少額寄附、⑤匿名寄附、⑥それ以外に区分すると、申請書の添付資料のうち、第1表付表1が記載しやすくなります。

役員からの寄附を含めても構いません。その場合、名寄せして記載します。この金額が20万円を超える場合は、「第1表付表1」の「3」に記載が必要です。

役員からの寄附は、それぞれその親族等の寄附を合算します(親族合算)。小規模法人の特例を適用する場合は親族合算の必要はありません。

○年度～○年度 寄附者名簿 (相対値用)

NPO法人○○○子育て支援ネットワーク

受領年月日	寄附者名・名称	住所・事務所の所在地	寄附金額 (ア)	(ア)と基準限度額※のいずれか少ない額 (イ)	基準限度超過額 (ア)-(イ)	備考
① 役員および役員の子親族等(20万円以上のもの)						
○年5月16日	加古川太郎	兵庫県加古川市○町4-1	400,000			理事
○年6月7日	加古川美咲	兵庫県加古川市○町4-1	300,000			理事加古川太郎の配偶者
	加古川太郎 親族合算計 a		700,000	700,000	0	
○年5月5日	加東 次郎	兵庫県加東市△町5-5	150,000			理事
○年5月30日	加東 茶	兵庫県加東市△町5-5	100,000			理事加東次郎の父
	加東次郎 親族合算計 b		250,000	250,000	0	
○年7月6日	宝塚 一郎	兵庫県宝塚市○町1-1	200,000			監事
	宝塚一郎 親族合算計 c		200,000	200,000	0	
	小計①(a+b+c)⇒第1表付表1(E)		1,150,000	1,150,000	0	
② 役員および役員の子親族等(20万円未満のもの)						
○年7月10日	西宮 二郎	兵庫県西宮市○町1-1	100,000	100,000		理事
	小計②		100,000	100,000	0	
③ 認定NPO法人または特定公益増進法人						
○年8月7日	公益財団法人○○	兵庫県神戸市中央区○町1-1	600,000	600,000	0	助成金
	小計③⇒第1表付表1(G)		600,000	600,000	0	
④ ①②③以外で⑤少額寄附者および⑥匿名寄附者を除いたもの						
○年6月1日	篠山 三郎	兵庫県丹波市○町9-1	5,350			
○年6月15日	篠山 三郎	兵庫県丹波市○町9-1	3,000			賛助会費
	篠山三郎 合算計		8,350	8,350	0	
○年5月30日	株式会社○△	大阪府○区1-1	2,000,000	1,203,520	796,480	
○年6月12日	豊岡信夫	兵庫県豊岡市○町8-1	2,000	2,000	0	
○年6月20日	姫路満子	兵庫県姫路市○町6-1	200,000	200,000	0	
○年6月23日	(一財)ひょうご◇◇協会	兵庫県神戸市○区1-1	500,000	500,000	0	
○年7月1日	摩耶五郎	兵庫県神戸市灘区△町1-1	2,500	2,500	0	
...
	小計④		10,145,200	9,348,720	796,480	
	②+④⇒第1表付表1(H)		10,245,200	9,448,720	796,480	
⑤ 1,000円未満の少額寄附						
○年7月1日	摩耶峰子	兵庫県神戸市灘区△町1-1	900			摩耶五郎の配偶者
○年9月10日	有馬和泉	兵庫県神戸市北区○町5-1	300			
...
	小計⑤⇒第1表付表1(I)		12,550			
	①+②+③+④+⑤⇒第1表付表1(K)		12,007,750			
⑥ 匿名寄附						
○年5月30日	募金箱		22,450			
○年6月9日	尼崎美樹	不明	5,000			住所不明
	小計⑥⇒第1表付表1(L)		27,450			
	①+②+③+④+⑤+⑥⇒受入寄附金総額⇒第1表付表1(A)		12,035,200			
	①②④の基準限度額(A×10%)⇒第1表付表1(C)		1,203,520		①②④(イ)欄の計算に使用	
	③の基準限度額(A×50%)⇒第1表付表1(D)		6,017,600		③(イ)欄の計算に使用	

1,000円未満を少額寄附として扱います。

少額寄附金や匿名寄附金はPSTの計算上、控除します。したがって、寄附者名簿の中でも分けて記載しておきましょう。

住所がわからなければ匿名寄附扱いになります

絶対値基準の場合

※休眠預金等交付金関係助成金は受けていないものとします。

絶対値基準の場合のパブリックサポートテストは、実績判定期間の事業年度ごとに寄附者人数を数えて判定します。そのため、寄附者名簿は事業年度ごとに分けて作成します。

絶対値基準の場合は、役員および役員と生計を一にする者、3,000円未満の少額寄附者、匿名寄附者についてはカウントできませんので、区分して集計します。その他の寄附者について、同一人物、寄附者本人と生計を一にする者を名寄せし、一人からの寄附として数えます。

寄附者名簿は、計算方法がすぐわかるように、整理した形で提出する方が望ましいです。また、積算資料として名寄せ等の整理をする前のものもあわせて提出しましょう。提出には、可能であれば、印刷したものとあわせて、電子データをつけるようにしてください。

〇年度寄附者名簿（絶対値用）				
NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク				
受領年月日	寄附者名・名称	住所・事務所の所在地	寄附金額	備考
<カウントする者>				
名寄せする必要がある者				
〇年6月1日	篠山 三郎	兵庫県丹波市〇〇町9-1	5,350	
〇年6月15日	篠山 三郎	兵庫県丹波市〇〇町9-1	3,000	賞助会費
小計 篠山 三郎			8,350	
〇年7月1日	摩耶 五郎	兵庫県神戸市灘区△町1-1	2,500	
〇年7月1日	摩耶 峰子	兵庫県神戸市灘区△町1-1	900	摩耶五郎の配偶者
小計 摩耶五郎・峰子			3,400	
小計①			11,750	
名寄せする必要のない者				
〇年5月30日	株式会社〇△	大阪府〇〇市〇〇区1-1	2,000,000	
〇年6月20日	姫路満子	兵庫県姫路市〇〇町6-1	200,000	
〇年6月23日	(一財)ひょうご◇◇協会	兵庫県神戸市〇〇区1-1	500,000	
〇年8月7日	公益財団法人〇〇	兵庫県神戸市中央区△町1-1	600,000	助成金
...	
小計②			10,738,000	
<カウントしない者>				
役員および役員と生計を一にする者				
〇年5月5日	加東 次郎	兵庫県加東市△△町5-5	150,000	理事
〇年5月16日	加古川 太郎	兵庫県加古川市◎町4-1	400,000	理事
〇年5月30日	加東 茶	兵庫県加東市△△町5-5	100,000	理事加東次郎の父
〇年6月7日	加古川 美咲	兵庫県加古川市◎町4-1	300,000	理事加古川太郎の配偶者
〇年7月6日	宝塚 一郎	兵庫県宝塚市〇〇町1-1	200,000	監事
〇年7月10日	西宮 二郎	兵庫県西宮市〇〇町1-1	100,000	理事
小計③			1,250,000	
3,000円未満の少額寄附				
〇年6月12日	豊岡 信夫	兵庫県豊岡市〇町8-1	2,000	
〇年9月10日	有馬 和泉	兵庫県神戸市北区〇町5-1	300	
...	
小計④			8,000	
匿名寄附				
〇年5月30日	募金箱		22,450	
〇年6月9日	尼崎 美樹	不明	5,000	住所不明
小計⑤			27,450	
合計(①+②+③+④+⑤)			12,035,200	

同一人物、寄附者本人と生計を一にする者などを名寄せします。

寄附者と生計を一にする者からの寄附や同一人物からの寄附は名寄せして記載します。

役員および役員と生計を一にする者を数に入れることはできません。

絶対値基準の場合、3,000円未満を少額寄附として扱います。

役員および役員と生計を一にする者からの寄附や少額寄附金、匿名寄附金はPSTの計算上、控除します。したがって、寄附者名簿の中でも分けて記載しておきましょう。

合計額は、「第4表二」（受入寄附金総額）と一致します。

コラム 現地調査であったこんな事例 Part II

4. 監事が経理事務を行っていたケース

法人の監事が期中の経理事務を行っていることが、現地調査中に発覚しました。

ここが問題！ 監事は、法人から独立した立場で、理事の業務執行状況の監査とともに、法人の財産の執行状況を監査する(決算や経理事務が適正に処理されているかをチェックする)役割ですので、その監事自らが経理事務を行っている場合には、有償であるか無償であるかに関係なく、その法人の計算書類の信頼性が担保できないといえるでしょう。

5. 賃金規程について

賃金規程を制定していますが、その内容が、「賃金は、従業員の能力に基づき決定する」という非常に漠然としたものになっていました。

ここが問題！ 認定NPO法人は、「役員報酬又は職員給与に関する規程」をその事務所に備え置き、公開することとされています。その趣旨を考えると、「能力に基づき決定する」だけでは情報公開の目的を果たしているとはいえないと考えます。このような場合、より具体的なことがわかる内容に規程を改定するか、賃金を個別に決定した際の資料も合わせて公開する必要があります。

規程の作成自体は認定審査における要件ではありませんが、認定法人になると事業年度終了後3か月以内には作成する必要がありますので、確実に作成しておくことが望ましいでしょう。

6. 正会員の募集

社員の大多数がある法人のOBで構成されているNPO法人。会報誌の正会員募集の申込書に退職時の職場を書く欄がありました。

ここが問題！ OB以外の申込みを断っているわけでないようなので、法令に抵触しているとまではいえませんが、入会に条件をつけていると誤解される恐れが大きいので、こういった欄を設けるべきではないでしょう。

7. 収益事業について

法人税法上の収益事業を行っていないとして税務申告を行っていないNPO法人で、自分たちの事業が収益事業に該当しない理由を明確に説明できない事例がありました。

ここが問題！ 税制優遇をうける認定NPO法人としては、その行う事業が税法上の課税対象事業であるかどうかについて、明確にしておくことが求められます。「設立時に確認している」や「大丈夫だと聞いている」と言われることも多いですが、口頭ではなく、契約書類など関連書類等を持参して判断を得るようにしましょう。法人税法上の課税の判断によっては、法人県民税及び法人市町村民税にも影響することとなりますので、注意が必要です。

法人税法上の収益事業を行っているにも関わらず、税務署に税務申告をしていないケースが多く見られます。そのため、申請相談を受けた際、収益事業に該当する可能性のある事業を行っている場合は、必ず税務署に再確認をお願いしています。再確認する際には、①収益事業に該当するのかもしれないのか(該当する場合には法人税法上の何業か)、②また「その理由」、③担当税務署員名を法人に控えていただくようにしています。

8. 特定の者、法人との関係

ある企業の社員が勤務時間中に、何ら出向契約等がないままNPO法人の業務に従事しているというケースがありました。また、企業の事務所の中に法人事務所を間借りしているが、賃貸借契約がない、独立したスペースがない、法人の看板が掲げられていない等のケースがありました。

ここが問題！ これらの事実だけをもって特定の者、法人の影響下にあると断定はできませんが、情報公開が十分にできているのか、法人として自立した運営ができているのかについて疑いがあるといわざるを得ません。

5. 1号基準「認定基準等チェック表 第1表」作成例

(1) 「認定基準等チェック表 第1表」とは

「認定基準等チェック表 第1表」は、認定要件の1号基準であるパブリックサポートテストを満たしているかどうかを確認するための書類です。パブリックサポートテストをクリアする方法として、相対値基準、絶対値基準、条例個別指定の3種類があります。どのパターンで申請するかによって、提出する書類が異なりますので、注意しましょう。

また、相対値基準で申請する場合、小規模法人の特例を適用するかしないかによっても申請書類が異なります。以下の作成例を参考に、書類を作成してください。なお、第1表作成までに第1表付表1、第2表、第1表付表2の順で、先に記載すると作成しやすいでしょう。

パブリックサポートテストの種類		第1表作成例 記載ページ
1	相対値基準	原則用 P.90
		小規模法人用 P.91
2	絶対値基準	P.92
3	条例個別指定	P.93

(2) 「相対値基準用」作成にあたって

実績判定期間内に経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の占める割合が20%以上であるかどうかを確認するための様式です。作成例については、90ページをご覧ください。

相対値基準の第1表の上半分は、パブリックサポートテストの経常収入金額(分母)の計算で、下半分は、寄附金等収入金額(分子)の計算です。「寄附金等収入金額」(分子)÷「経常収入金額」(分母)が20%を超えていれば、パブリックサポートテストをクリアしたことになりますので、右上のチェック欄に「○」を記載します。

第1表の記載に当たっては、実績判定期間における各事業年度の数字の合計額を記載します。つまり、実績判定期間が2年間の場合は、2年間の合計額を記載しますので、活動計算書の数字を2年間分足すとこの様式に記載した額と一致するはずです。合計の方法については73ページを参照ください。

なお、特定非営利活動に係る事業以外のその他の事業を実施している場合は、その他の事業の分も合算します。記載項目の説明については、次ページを参照ください。

(3) 「絶対値基準用」作成にあたって

実績判定期間内に3,000円以上の寄附者が平均して100人以上いるかどうかを確認するための様式です。作成例については、92ページをご覧ください。

実績判定期間中の各事業年度で3,000円以上の寄附者がそれぞれ100人以上いる場合は、「はい」に「○」を記入するだけで構いません。そうではなく、平均して100人となる場合、つまり、3,000円以上の寄附者が100人未満の年がある場合は、様式の後半部分にそれぞれの事業年度の寄附者数を記入します。実績判定期間の月数で割って、100名を超えていれば、チェック欄に「○」を記入します。

(4) 「条例個別指定基準用」作成にあたって

「条例指定年月日」欄は、申請書を提出する日の前日において条例で定められていることを明らかにするために記載します。あわせて、同日において条例の効力が生じている必要があることにも注意が必要です。

また、「事務所所在地」欄は、条例を制定した都道府県または市区町村の区域内に事務所があることを明らかにするために記載します。

「相対値基準用」記載項目の説明

分母

経常収入金額についての計算

様式記載項目		説明
総収入金額	㉞	実績判定期間中における活動計算書の「経常収益計」と「経常外収益計」の合計額を記載します。
国の補助金等の金額（㉞欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	㉟	国の補助金等（44ページ参照）を算入するかしないかは法人の任意です（算入する場合、分母から控除しないので空白にします。右の記載例は算入しない場合ですので数値を記載しています）。
委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊱	国等の定義は、44ページの国の補助金等で説明している「国等」と同様です。
法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊲	介護保険事業、障害福祉サービス事業等に従事している場合、国、地方公共団体の負担額をここに記載します。
資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊳	活動計算書の固定資産、有価証券の売却益を記載します。
遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・原則用）㉞欄の「（ ）」）	㊴	遺贈で受け入れた寄附等がある場合で、それが基準限度超過額を超えている場合は、この欄に記載します。
寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のもの額（付表1（相対値基準・原則用）㉞欄）	㊵	90ページを参照ください。㊵に記載する金額は、㊶に記載した金額と一致します。
寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）㉞欄）	㊶	90ページを参照ください。㊶に記載する金額は、㊵に記載した金額と一致します。
休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）㉞欄）	㊷	90ページを参照ください。㊷に記載する金額は、㊶に記載した金額と一致します。

分子

寄附金等収入金額についての計算

様式記載項目		説明	
受入寄附金総額（付表1（相対値基準・原則用）㉞欄）	㊸	受取寄附金、受取助成金・受取補助金（国の補助金等を除く）、賛助会員受取会費（対価性のないものに限り、）など（37ページ参照。第1表付表1の㉞欄（95ページ参照）および第4表二の「受入寄附金総額」欄（104ページ参照）と一致します。）	
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・原則用）㉞欄）	㊹	90ページを参照ください。
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のもの額（付表1（相対値基準・原則用）㉞欄）	㊺	90ページを参照ください。㊺に記載する金額は、㊸に記載した金額と一致します。
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）㉞欄）	㊻	90ページを参照ください。㊻に記載する金額は、㊶に記載した金額と一致します。
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）㉞欄）	㊼	90ページを参照ください。㊼に記載する金額は、㊶に記載した金額と一致します。
会費収入（㉞欄と付表2（相対値基準用）㉞欄のうちいずれか少ない金額）	㊽	41ページの条件を満たしている場合のみ算入可能です。第1表付表2㉞欄で算出した数値を㉞欄の数値（㊸から㊹～㊼を差し引いたもの）を限度に算入できます。	
国の補助金等の金額（㉞欄の金額を限度とする。）	㊾	国の補助金等を算入するかしないかは法人の任意です。（算入する場合、ここにその金額を記入します。分母には全額算入しますが、分子に算入できるのは㉞欄の数値（㊸から㊹～㊼を差し引いたもの）が上限です。右の記載例は算入しない場合です。）	

(5) 「認定基準等チェック表 第1表」作成例

相対値基準・原則用

国の補助金等を算入しない場合

各欄が活動計算書等の金額と一致しているかを確認してください。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク	実績判定期間	〇〇〇1年4月1日～〇〇〇3年3月31日
-----	---------------------	--------	----------------------

1 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（注意事項参照）において5分の1以上であること。 チェック欄
○

基準をクリアしていればチェック欄に「○」を入れます。

経常収入金額 (㊸の金額)		実績判定期間中の「経常収益計」と「経常外収益計」の合計額を記載します。	①	15,330,430円
総収入金額			㊸	16,870,430円
控除金額	国の補助金等の金額 (㊹欄に金額の記載がある場合は、記入不可)		㊸	500,000円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額		㊸	1,000,000円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	国の補助金等を算入しない(控除する)場合は、ここにその数字を入れます。	㊸	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額		㊸	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・原則用)㊻欄の「()」)		㊸	円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)㊼欄)		㊸	12,550円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㊽欄)		㊸	27,450円
休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用)㊾欄)		㊸	円	
差引金額 (㊸-㊸-㊸-㊸-㊸-㊸-㊸-㊸)		㊸	15,330,430円	

寄附金等収入金額 (㊿の金額)	②	12,371,970円
-----------------	---	-------------

受入寄附金総額(付表1(相対値基準・原則用)㊿欄)		実績判定期間中の寄附金の総額を記載します。「受取寄附金」や「受取助成金」などが該当します。	㊸	12,035,200円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・原則用)㊿欄)		㊸	796,480円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額(付表1(相対値基準・原則用)㊼欄)		㊸	12,550円
	寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額(付表1(相対値基準・原則用)㊽欄)		㊸	27,450円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・原則用)㊾欄)		㊸	円
差引金額 (㊸-㊸-㊸-㊸-㊸)		㊸	11,198,720円	
会費収入(㊿欄と付表2(相対値基準用)㊿欄のうちいずれか少ない金額)		㊸	1,173,250円	
国の補助金等の金額(㊿欄の金額を限度とする。)		㊸	円	
合計金額 (㊸+㊸+㊸)	㊸欄に記入する場合は、㊸欄は空白になります。	㊸	12,371,970円	

基準となる割合 (②÷①)	小数点第2位以下切り捨て。20%以上で要件を満たします。要件を満たした場合、上のチェック欄に「○」を記載します。	③	80.7%
---------------	--	---	-------

同額になります

相対値基準・小規模法人用

国の補助金等を算入する場合

各欄が活動計算書等の金額と一致しているかを確認してください。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人△○川流域保全グループ	実績判定期間	〇〇〇1年4月1日～〇〇〇3年3月31日
-----	----------------------	--------	----------------------

実績判定期間(注意事項参照)における下欄3の㉞欄の金額に占める㉞欄の金額の割合(㉞欄)が、5分の1以上であること	チェック欄 ○
--	------------

小規模法人の判定

800万円未満であるか。

1 実績判定期間の総収入金額 1,555,505円 × 12 = ㉞ 777,752円
 実績判定期間の月数 24月

㉞が800万円未満である	はい	2 へ
	いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可

2 実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く。)の数が50人以上である

はい	小規模法人の特例計算・・・適用可3 へ
いいえ	小規模法人の特例計算・・・適用不可

3 小規模法人の特例計算を適用する場合 ㉞欄に記入する場合、㉞欄は空白にします。

総収入金額	㉞	1,555,505円
控除金額	国の補助金等の金額(㉞欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉟ 円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊱ 200,000円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊲ 円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊳ 円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉞欄の「()」)	㊴ 41,450円
休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉞欄)	㊵ 円	
差引金額 (㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵)	㊶	1,314,055円

一定の要件を満たす場合(付表2参照)は、付表2㉞欄と、㉞欄のうちいずれか少ない金額を記入します。

受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉞欄)	㊷	585,500円
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉞欄)	㊸ 41,450円
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉞欄)	㊹ 円
差引金額 (㊷-㊸-㊹)	㊺	544,050円
会費収入(㉞欄 付表2(相対値基準用)㉞欄のうちいずれか少ない金額)	㊻	108,000円
国の補助金等の金額(㉞欄の金額を限度とする)	㊼	500,000円
合計金額 (㊺+㊻+㊼)	㊽	1,152,050円

国の補助金等を算入する場合は、ここにその数字を入れます。

基準となる割合 (㊽ ÷ ㊶) ㊿ 87.6%

20%以上で要件を満たします。

絶対値基準用

認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名	特定非営利活動法人〇〇なかよし福祉会	実績判定期間	〇〇〇1年4月1日～〇〇〇3年3月31日
-----	--------------------	--------	----------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均100人以上であること

チェック欄
○

【留意事項】

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度	自	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
		〇〇〇1年4月1日	〇〇〇2年4月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数(※)が100人以上である	至	〇〇〇2年3月31日	〇〇〇3年3月31日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		はい (いいえ)	(はい) いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と上の表で「a」、「b」ともに、しらの方を寄附者数から除いていますか。「はい」の場合は、記入不要です。

チェックの記載漏れに注意しましょう。

内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数(※)	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	25人	175人	人	人	人	A	200人
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	24月

100人以上であれば要件を満たします。

$$\frac{\text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数(※)}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A}{B} = \frac{200人}{24月} \times 12 = 100人 \geq 100人$$

(※) 休眠預金等交付金関係助成金は除外するため、寄附者が当該助成金を提供している場合は3,000円に当該助成金の額を加算した金額以上とします。

条例個別指定基準

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人名	特定非営利活動法人△○保存会	チェック欄
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること		○
<p>【留意事項】</p> <p>1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限りです。</p> <p>2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。</p>		
<p>条例を制定した都道府県又は市区町村</p> <p>△○市</p>		<p>条例制定した地方自治体名を記入します。指定を受けた条例の写し（公報の写し）を添付しましょう。</p>
<p>条 例 指 定 年 月 日</p> <p>○年 ○月 ○日</p>		<p>条例の施行日</p>
<p>条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある</p> <p>はい・いいえ</p>	<p>事務所所在地</p> <p>△○市○△町○丁目○番○号</p>	
<p>※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）を添付してください。</p>		
		<p>条例を制定した都道府県または市区町村にある事務所の所在地を記載します。</p>

6. 1号基準「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1」作成例(相対値基準のみ)

(1) 受け入れた寄附金の明細表

相対値基準で申請する場合は、「認定基準等チェック表 第1表付表1 受け入れた寄附金の明細表」を添付してください。なお、この第1表付表1には、原則用と小規模法人用の2種類がありますので、該当する方を使いましょう。

(2) 作成手順

85ページで作成した寄附者名簿(相対値用)を基に作成します。

- ① 「受入寄附金総額」を㉑欄に記入し、基準限度額(受入寄附金総額の10%の場合と50%の場合)を計算しそれぞれ㉒欄と㉓欄に記入します。(休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は㉔欄に記入。ここでは受け取っていないものとします。)

85ページの寄附者名簿(相対値用)の事例では、

㉑受入寄附金総額 = 12,035,200円 ですので、

基準限度額(受入寄附金総額の10%相当額((㉑-㉒)×10%) = 1,203,520円…付表1の㉒欄に記入

基準限度額(受入寄附金総額の50%相当額((㉑-㉒)×50%) = 6,017,600円…付表1の㉓欄に記入

- ② 「受入寄附金総額」を、「2. 寄附者の氏名及びその住所が明らかでない寄附金」と「3. 寄附者の氏名及びその住所が明らかな寄附金」に分けます。

85ページの寄附者名簿(相対値用)の事例では、

「2. 寄附者の氏名及びその住所が明らかでない寄附金」 = 27,450円…付表1の㉔欄に記入

「3. 寄附者の氏名及びその住所が明らかな寄附金」 = 12,007,750円

- ③ 「3. 寄附者の氏名およびその住所が明らかな寄附金」について、以下のものに区分します。

「3. 寄附者の氏名及びその住所が明らかな寄附金」については、以下の4つに区分します。

- 役員等からの寄附金で、その金額が20万円以上のもの … 付表1の㉕
- 同一の者からの寄附金の額が1,000円未満のもの(少額寄附) … 付表1の㉖
- 特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人からの寄附金 … 付表1の㉗
- その他 … 付表1の㉘

(役員等からの寄附金で、その金額が20万円未満のものを含む)

上記のうち、「役員等からの寄附金で、その金額が20万円以上のもの」については、付表1にその氏名・金額等の明細を記入します。

- ④ 名寄せした寄附者ごとに基準限度超過額を計算します。

85ページの寄附者名簿(相対値用)を参考に、名寄せ・合算した寄附者ごとに、その寄附金額と㉑で計算した基準限度額のいずれか少ない額を記載し、その差額(=基準限度超過額)を計算します。

次に③の寄附者区分ごとに、基準限度超過額等を集計し、付表1に転記します。

- ⑤ 付表1の㉖欄と㉗欄の合計額を㉙欄に記載します。

最後に㉕欄から㉖欄までの合計額を計算し、㉑で算出した数値(事例では12,007,750円)と一致しているか確認し、㉚欄に記入します。㉕欄と㉚欄の合計は㉑欄と一致します。

相対値基準・原則用

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

法人名	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク	実績判定期間	〇〇〇1年4月1日～〇〇〇3年3月31日
-----	---------------------	--------	----------------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	Ⓐ	12,035,200円
休 眠 預 金 等 交 付 金 関 係 助 成 金	Ⓑ	0円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額 ((Ⓐ-Ⓑ) × 10%))	Ⓒ	1,203,520円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額 ((Ⓐ-Ⓑ) × 50%))	Ⓓ	6,017,600円

2 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金

Ⓐのうち寄附者の氏名 (法人にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金の額	Ⓔ	27,450円
--	---	---------

名寄せ名簿を参考にして転記します。

3 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と㉑ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については㉒) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
加古川 太郎	理事	() 700,000円	() 700,000円	() 0円
加東 次郎	理事	() 250,000円	() 250,000円	() 0円
宝塚 一郎	監事	() 200,000円	() 200,000円	() 0円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	㉑	() 1,150,000円	() 1,150,000円	() 0円
㉑欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	() 600,000円	() 600,000円	() 0円
	㉑欄以外の者	() 10,245,200円	() 9,448,720円	() 796,480円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	㉒	() 12,550円	()	()
休眠預金等交付金関係助成金	㉓	() 0円	()	()
合 計 (㉑+㉒+㉓+㉔+㉕)	㉖	() 12,007,750円	()	㉗ 796,480円

名寄せした名簿を見ながら、転記します。相対値基準・原則用の場合、役員はすべて親族合算を行う必要があります。

寄附金の基準限度超過額計算資料から転記します。

名寄せした名簿を見ながら転記します。

㉑欄と㉖欄の合計は、必ず㉑欄と一致します。

相対値基準・小規模法人用

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・小規模法人用）

法人名	特定非営利活動法人△○川流域保全グループ	実績判定期間	〇〇〇1年4月1日～〇〇〇3年3月31日
-----	----------------------	--------	----------------------

1 基準限度額の計算

受入寄附金総額	Ⓐ	585,500円
休眠預金等交付金関係助成金	Ⓑ	0円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の10%相当額（(Ⓐ-Ⓑ）×10%）	Ⓒ	58,550円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の50%相当額（(Ⓐ-Ⓑ）×50%）	Ⓓ	292,750円

2 受入寄附金総額の内訳

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄とⒸ（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人にあつてはⒹ）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①-②）
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		Ⓔ 0円	0円	0円
Ⓔ欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	Ⓕ 200,000円	200,000円	0円
	Ⓔ欄以外の者	Ⓖ ()	()	()
休眠預金等交付金関係助成金		Ⓖ 0円		
合 計 (Ⓔ+Ⓕ+Ⓖ)		Ⓙ 585,500円		Ⓚ 41,450円

名寄せした名簿から転記します。相対値基準・小規模法人では、役員の親族合算を行う必要はありません。

寄附金の基準限度超過額計算資料から転記します。

7. 1号基準「社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2」作成例(相対値基準)

(1) 「社員から受け入れた会費の明細表」とは

パブリックサポートテストを相対値基準で申請をする場合、条件を満たせば、社員(正会員)の会費を寄附金等収入金額に含めることができます。「社員から受け入れた会費の明細表」は、その条件を満たしているかどうかを判断するための書類です。詳しくは、41ページを参照ください。

(2) 「社員から受け入れた会費の明細表」作成例

社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2 (相対値基準用)

法人名	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク	実績判定期間	2017年4月1日 ~ 2019年3月31日
-----	---------------------	--------	------------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判定
イ 社員の会費の額が合理的な基準により定められている	定款附則6に社員の会費の額を規定 正会員(個人) 5,000円/年 正会員(団体) 10,000円/年	はい・いいえ
ロ 社員(役員等を除く。)の数が20人以上である	社員名簿に 126名記載	はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

活動計算書の収益の部に計上されている社員(正会員)の会費の額を記載します。未収会費額は算入しません。

第2表③欄を記載します。

社員の会費の額の合計額	①	1,235,000円
-------------	---	------------

共益的活動の割合(第2表③欄)	②	5.0%
-----------------	---	------

①から控除する金額(①×②)	③	61,750円
----------------	---	---------

差引金額(①-③)	④	1,173,250円
-----------	---	------------

第1表の㊦欄(原則用)、または㊧欄(小規模法人用)に転記します。ただし、上限は第1表の㊨欄が限度です。

↓
第1表(相対値基準・原則用)㊦欄又は、第1表(相対値基準・小規模法人用)㊧欄へ

8. 2号基準「認定基準等チェック表 第2表」作成例

(1) 「認定基準等チェック表 第2表」とは

2号基準の「公益性に関する要件」を満たしているかどうかを確認するための書類です。その他の事業がある場合は、その他の事業の事業費も含めて計算してください。合理的に説明できる指標であれば、事業費でなく、従事者の作業時間数などを使っても構いません。2号基準の詳細については、56ページを参照ください。

(2) 「認定基準等チェック表 第2表」作成例

条例個別指定基準を選択して申請する場合は、この「特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者」に対する活動は除きます。

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク	チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		○
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		

すべての事業活動に係る金額等	実績判定期間
①	(指標 事業費) 14,000,000円

①のうちイ～ニの活動に係る金額等	② 700,000円
------------------	------------

(例)会員に限定したセミナー・講習会等に係る事業費の金額

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	350,000円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	350,000円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	
合 計 (①+②+③+④+⑤)			700,000円

基準となる割合 (②÷①)	③ 5.0%
---------------	--------

どのような場合に「会員等」に該当するかは、56ページの「会員等」を参照ください。

50%未満かどうか。50%未満であればチェック欄に「○」を記載します。

9. 3号基準「認定基準等チェック表 第3表」作成例

(1) 「認定基準等チェック表 第3表」とは

3号基準の「運営組織及び経理に関する基準」を満たしているかを確認するための書類です。3号基準の詳細については、59ページを参照ください。

第3表には、役員状況を表す「付表1」と、帳簿の整備状況を表す「付表2」をあわせて提出するようになっています。「第3表」の「イ」欄については、「付表1」から転記してください。「ロ」「ハ」「ニ」欄については、事業年度ごとにその状況に「○」を付けましょう。

(2) 「認定基準等チェック表 第3表」作成例

認定基準等チェック表 (第3表)						(初葉)
法人名	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク					チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員総数のうち次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						○
イ						
区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	〇〇〇1年4月1日～ 〇〇〇2年3月31日	9人	2人	22.3%	2人	22.3%
②	〇〇〇2年4月1日～ 〇〇〇3年3月31日	9人	2人	22.3%	2人	22.3%
③	年 月 日 ～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日 ～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日 ～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		8人	0人	0%	2人	25.0%
各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 実績判定期間の事業年度ごとにそれぞれ①～⑤欄に記載します。						
ロ						
各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款第29条第1項に「各正会員の表決権は平等なるものとする。」と記載。	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無 ○	有・無 ○	有・無	有・無	有・無	有・無 ○

「実績判定期間中の理事および監事の経歴がわかる資料」とは

認定NPO法人等に申請する場合、申請書および添付書類（「第1表」等）の他に確認される書類がさまざまあります。（詳しくは76ページを参照ください。） その一つに、「実績判定期間中の理事および監事の経歴がわかる資料」があります。

この「理事および監事の経歴がわかる資料」は、「第3表」や「第3表付表1」の裏付けとなる書類で、役員（理事および監事）が第3号基準を満たしているかどうかを、職歴や経歴を確認することで判断します。

下記のような表を作成し、役員に記入してもらうといいでしょう。職歴や経歴は正しく記載する必要があるので、役員に記入を依頼するようにしましょう。役員自身が記入した履歴書や手書きの書面を提出するという方法でも構いません。

認定NPO法人等になると、役員の職歴や経歴等を常に把握しておく必要があります。役員には職業や他団体の役員就任等について、常に連絡をもらえるようにしておいた方がいいでしょう。

役職	役員氏名	職業・経歴
理事	加古川太郎	1998年5月～現在 ○○株式会社 代表取締役就任 2013年3月～現在 NPO法人○○○子育て支援ネットワーク理事就任 2017年4月～現在 NPO法人まちづくり○○○市民塾監事就任

10. 3号基準「役員の状況 第3表付表1」作成例

(1) 「役員の状況 第3表付表1」とは

3号基準の「運営組織及び経理に関する基準」に関する付属的な書類で、役員の状況を示すためのものです。実績判定期間および申請時に役員である者すべてについて、記載が必要です。つまり、申請時には退任していても、実績判定期間内に役員であった場合はその者についても記載しなければなりません。

(2) 「役員の状況 第3表付表1」作成例

年度中で最も少ない人数を記載します（下記「役員の内訳」の人数と一致しない場合があります）。

第3表付表1

役員 の 状 況

法人名	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員数		9人	9人	人	人	人	8人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	2人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	2人	人	人	人	2人

役員 の 内 訳

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					申請時	就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕		
兵庫 太郎	宝塚市〇〇町・・・	理事長		○	○				○	○年○月○日就任
加古川 太郎	加古川市〇〇町・・・	理事	A株式会社 役員	○	○				○	○年○月○日就任
加東 次郎	加東市〇〇町・・・	理事		○	○				○	○年○月○日就任
西宮 二郎	西宮市〇〇町・・・	理事		○	○				○	○年○月○日就任
伊丹 三郎	伊丹市〇〇町・・・	理事		○	○				○	○年○月○日就任
明石 四郎	明石市〇〇町・・・	理事	A株式会社 社員	○	○				○	○年○月○日就任
西脇 五郎	西脇市〇〇町・・・	理事		○	○				○	○年○月○日就任
宝塚 一郎	相生市〇〇町・・・	監事		○	○				○	○年○月○日就任
兵庫 花子	宝塚市〇〇町・・・	監事	理事長の妻	○	○					○年○月○日就任 ○年○月○日退任

最初に就任した日を記載します。例えば、設立当初からの役員については、その設立日を就任日として記載します。

年度中に1日でも就任した場合は記載します。

11. 3号基準「帳簿組織の状況 第3表付表2」作成例

(1) 「帳簿組織の状況 第3表付表2」とは

3号基準の「運営組織及び経理に関する基準」に関する付属的な書類で、経理についてその帳簿の整備状況を示すためのものです。法人内で日常整備している帳簿の名称をすべて列挙しましょう。それぞれ法人によって、帳簿の整理方法や形態は違って当然です。現状をそのまま記載するようにしましょう。

(2) 「帳簿組織の状況 第3表付表2」作成例

帳簿組織の状況			第3表付表2
法人名	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	帳簿	随時	7年
現金出納帳	ルーズリーフ	毎日	7年
入金・出金・振替伝票（仕訳帳）	複写伝票 （ルーズリーフ）	毎日	7年
請求書・領収書等証憑類	バインダー	随時	7年
領収書発行控え	複写伝票	随時	7年
寄附者名簿	ルーズリーフ	随時	7年
給与台帳	ルーズリーフ	毎月	7年
現地調査時に、帳簿書類等の記載・保存状況等を確認します。	法人設立からの期間が保存期間より短い場合は、「6年（〇〇〇〇年法人設立、7年保存予定）」などと記載します。		

12. 4号基準「認定基準等チェック表 第4表」作成例

(1) 「認定基準等チェック表 第4表」とは

4号基準の「事業活動に関する基準」を満たしているかを確認するための書類です。4号基準の詳細については、63ページを参照ください。第4表には、役員等の報酬や資産等の状況を表す「付表1」「付表2」をあわせて提出するようになっています。

(2) 「認定基準等チェック表 第4表」作成例

認定基準等チェック表 (第4表)						(初葉)
法人名	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員等の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						○
イ						
項 目	a	b	c	d	e	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	a	b	c	d	e	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員等の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(第4表 次葉)

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	14,000,000円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	14,000,000円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

③ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	12,035,200円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	11,300,000円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	93.8%

※ ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載してください

勘定科目	金額
	0円

13. 4号基準「役員等に対する報酬等の状況 第4表付表1」作成例

(1) 「役員等に対する報酬等の状況 第4表付表1」とは

4号基準の「事業活動に関する基準」に関する付属的な書類で、役員報酬や役員の親族等の職員に対する給与の状況等を示すためのものです。実績判定期間内に役員等である者すべてについて、記載が必要です。

(2) 「役員等に対する報酬等の状況 第4表付表1」作成例

役員等に対する報酬等の状況				第4表付表1	
法 人 名	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク				
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。</p> <p>(注1) 「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族 ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者 					
イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（口を除く）					
氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
兵庫 太郎	理事長	役員	報酬	〇〇〇1.4.1～〇〇〇3.3.31	600,000円
西宮 二郎	理事	役員	給与	〇〇〇1.4.1～〇〇〇3.3.31	2,400,000円
伊丹 三郎	理事	役員	報酬	〇〇〇1.4.1～〇〇〇3.3.31	150,000円
伊丹 三郎	理事	役員	給与	〇〇〇1.4.1～〇〇〇3.3.31	600,000円
兵庫 一男	職員	理事長の子	給与	〇〇〇1.4.1～〇〇〇3.3.31	2,400,000円
3名	職員	社員	給与	〇〇〇1.4.1～〇〇〇3.3.31	1,200,000円
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">社員又は寄附者が職員を兼務している場合に限り、氏名欄に給与を得た社員又は寄附者の総数、支給金額欄にその支給総額を記載することができます。</div>					
(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">役員、従業員等に対する報酬・給与の支給について、役員報酬規程・給与規程等に基づく適正な支払いがなされているかを確認します。</div>					
□ 給与を得た職員の総数及び総額					
集 計 期 間	〇〇〇1年4月1日～〇〇〇3年3月31日				
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額				
4人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">給与台帳等にもとづいて記載します。</div>				7,800,000円

14. 4号基準「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 第4表付表2」作成例

(1) 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 第4表付表2」とは

4号基準の「事業活動に関する基準」に関する付属的な書類で、役員等に対する資産譲渡等の状況を示すための書類です。実績判定期間および申請時に役員等である者すべてについて、記載が必要です。

(2) 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 第4表付表2」作成例

役員等に対する資産の譲渡等の状況等 第4表付表2（初葉）

法人名	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク
-----	---------------------

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
西宮 二郎	理事	自動車	〇〇1.6.1	1,000,000円	
				円	
				円	
				円	
				円	

役員等または役員等が支配する法人に対する取引のみを記載します。

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
〇〇株式会社	理事長が代表取締役	短期貸付金	〇〇2.1.1	100,000円	年利〇% 〇〇03.12.31返済予定
				円	
				円	
				円	
				円	

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
加古川 太郎	理事	○事業講師謝金	0001.4.3	50,000円	(源泉所得税を含む)
六甲 次郎	正会員	△事業講師謝金	0002.8.8	50,000円	(源泉所得税を含む)
以下、余白				円	
				円	
		役員、社員（正会員）、職員、寄附者等に講師依頼をした場合等も、ここに記載します。		円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支 出 年 月 日	寄 附 の 目 的 等
N P O 法人〇〇	〇〇県〇〇市・・・	250,000円	0001.7.31	東日本大震災被災地支援

寄附金という名目で支出しているかどうかにかかわらず、金銭その他の資産、経済的な利益の供与（贈与）を行った場合は、記載します。ただし、支出した助成金については、記載不要です。

15. 5号基準「認定基準等チェック表 第5表」作成例

(1) 「認定基準等チェック表 第5表」とは

5号基準の「情報公開に関する基準」を満たしているかを確認するための書類です。5号基準の詳細については、66ページを参照ください。

(2) 「認定基準等チェック表 第5表」の作成例

認定基準等チェック表 (第5表)						
法人名	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>へ 助成の実績を記載した書類</p>		○				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">同 意</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(する)</td> <td style="text-align: center;">しない</td> </tr> </table>	同 意		(する)	しない
同 意						
(する)	しない					
イ	<p>① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）</p> <p>※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの</p>					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	<p>次の事項を記載した書類</p> <p>① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項</p> <p>② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</p> <p>③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 <p>④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日</p> <p>⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 <p>⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日</p> <p>⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日</p>					
へ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し					

16. 6～8号基準「認定基準等チェック表 第6・7・8表」作成例

(1) 「認定基準等チェック表 第6・7・8表」とは

6号基準の「事業報告書等の提出に関する基準」、7号基準の「不正行為等に関する基準」、8号基準の「設立後の経過期間に関する基準」を満たしているかを確認するための書類です。6～8号基準の詳細については、67・68ページを参照ください。実績判定期間内の事業年度および申請時の状況について、それぞれ該当するものに「○」をつけましょう。

(2) 「認定基準等チェック表 第6・7・8表」の作成例

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク
-----	---------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄 ○			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
(有) ・ 無	(有) ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ○				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有 ・ (無)	有 ・ (無)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ (無)
(注) 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄 ○		
登記事項証明書の設立年月日と一致しません。認証年月日ではありません。			
事業年度	4月1日～3月31日	設立年月日	2013年3月1日

17. 「欠格事由チェック表」作成例

(1) 「欠格事由チェック表」とは

認定NPO法人等の欠格事由に該当していないかどうかを確認するための書類です。欠格事由については、69ページを参照ください。

(2) 「欠格事由チェック表」作成例

法人名		チェック欄
NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク		
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		○
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 （認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	<input checked="" type="radio"/> はい・いいえ
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

18. 「寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類」作成例

(1) 「寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類」とは

認定NPO法人等に寄附した寄附者が税控除を受けるためには、その寄附金が特定非営利活動に使われなければなりません。そのため、認定NPO法人等においても、集めた寄附金をどのような活動に使うのかを明らかにしておかなければなりません。

「寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類」は、寄附金をどのような事業に充当するのかを示すための書類です。毎年作成する事業計画書や活動予算書と照らし合わせて記載しましょう。

(2) 「寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類」作成例

寄附金を充当する予定の事業内容等						
法 人 名	NPO法人〇〇〇子育て支援ネットワーク					
事 業 名	具 体 的 な 事 業 内 容	実 施 予 定 年 月	実 施 予 定 場 所	従 事 者 の 予 定 人 数	受 益 対 象 者 の 範 囲 及 び 予 定 人 数	寄 附 金 充 当 予 定 額
子育てに関する講座開催事業	①育メン応援講座 ②科学体験講座 ③パパと料理をしよう講座	①年12回 ②年6回 ③年6回	〇〇市 区民セ ンター 等	〇名	〇〇市民他 〇名/回	〇円
子育てに関する相談事業	①親子電話相談（被災地 専用ダイヤル） ②子育て電話相談	随時	法人事 務所	〇名	〇〇市民他 約〇名/年	〇円
多世代交流事業	笑笑運動会！ （子育て世代と地域住民 の方々との交流を目的 とした運動会）	〇年〇月	〇〇市 区民セ ンター	〇名	〇〇市民 〇名	〇円

4 運営

1 認定等取得後の手続き

- 1. 認定NPO法人等の報告義務 113
- 2. 事業年度終了後3か月以内の報告 113
- 3. 助成金の支給を行った場合の報告 119
- 4. 代表者を変更した場合の報告 120
- 5. その他の報告 121
- 6. 書類の備置き及び閲覧 122

2 寄附者への対応

- 1. 寄附金受領証明書（領収書）の発行方法 124
- 2. 寄附をした個人が寄附金控除を受ける手続き（確定申告の方法） 125

3 認定の更新

- 1. 認定の更新 129
- 2. 認定の更新手続き 131
- 3. 「認定の有効期間の更新申請書」作成例 132
- 4. 認定・特例認定の失効 133

4 認定の取消し

- 1. 認定・特例認定の取り消し 134

認定等取得後の手続き

1. 認定NPO法人等の報告義務

(1) 認定NPO法人等に義務付けられている報告

認定NPO法人等になると、より多くの支援者に対して説明責任があることから、一般のNPO法人に対して義務付けられている事業報告書等の提出以外にも、報告義務が課せられています。認定NPO法人等になった後には、以下の手続きをしなければなりません。なお、一般のNPO法人に課せられている情報公開の義務については、『1 設立・運営編』の24ページをご覧ください。

- ① 事業年度終了後3か月以内の報告 113ページ参照
- ② 助成金の支給を行った場合の報告 119ページ参照
- ③ 代表者を変更した場合の報告 120ページ参照
- ④ その他の報告 121ページ参照

2. 事業年度終了後3か月以内の報告

(1) 事業年度終了後3か月以内の報告に必要な書類

一般のNPO法人に義務付けられている事業報告書等の提出以外に、認定NPO法人等は、毎事業年度終了後3か月以内に、役員報酬規程や収益の明細その他の資金に関する事項を記載した書類などを所轄庁に提出しなければなりません。

事業年度終了後3か月以内に提出する書類一覧

	書類	内容	参照ページ	提出部数
1	認定（特例認定）法人の役員報酬規程等提出書	報告書類を提出するための書類 様式が定められています	P.114	1部
2	役員報酬または職員給与の支給に関する規程（内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）	役員報酬や職員給与に関する規程（法人内で定めている任意の様式で構いません。なお、どちらも支給している場合は、両方の規程の提出が必要です。）	—	2部
3	収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類	収益明細や借入金、寄附金に関する事項等NPO法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類	P.115	2部
4	認定基準に適合している旨及び欠格事由に該当していない旨を説明する書類	認定申請時に提出する書類のうち、①第3表（ロ以外。付表を含む）②第4表初葉（イ、ロのみ）③第5表④第7表⑤欠格事由チェック表に、それぞれの要件を満たしていること、欠格事由に該当していない旨を記載して提出	—	2部

(2) 「認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」とは

事業年度終了後3か月以内の報告書類を提出する旨を記載した用紙です。この書類に、「役員報酬に関する規程」や「給与規程」、NPO法第54条第2項第3号に定める事項である収益明細等を記載した書類を添付して所轄庁に提出しましょう。

(3) 「認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」 作成例

兵庫県：様式第19号（第21条関係）、神戸市：様式第18号（第21条関係）

認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

届出する日

〇年〇月〇日

兵庫県知事 様

※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式にてご提出ください。

提出者 主たる事務所の所在地

兵庫県〇〇市〇〇町〇〇番地の〇

名称及び代表者の氏名

特定非営利活動法人△〇川流域保全グループ

理事長 〇 〇 太郎

電話 (□□□) 〇×△-〇〇〇〇

電子メール 〇〇〇@×××.△△△

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次の書類を提出します。

認定（特例認定）の有効期間	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	
事業年度	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日	
提出する書類		チェック欄
(1) 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第54条第2項第2号の前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		✓
ア 前事業年度の役員報酬の支給に関する規程 □変更なしのため省略 提出した事業年度(年 月 日 ~ 年 月 日)	役員報酬規程または職員給与規程を改定した場合や、初めて提出する場合は規程を添付し、チェックをしてください。	✓
イ 前事業年度の職員給与の支給に関する規程 <input checked="" type="checkbox"/> 変更なしのため省略 提出した事業年度(年 月 日 ~ 年 月 日)		✓
(2) 法第54条第2項第3号に掲げる書類のうち、資産の譲渡等に係る事業の料金、各件への請求の内容に関する事項以外の事項を記載した書類		✓
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する書類	役員報酬規程・職員給与規程は、既に提出したものと変更がなければ添付不要です。その場合は「変更なしのため省略」にもチェックし、最新の規程を提出した年度を記入してください。	✓
イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1 (イ) 役員等との取引		✓
ウ 寄附者（当該認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員、役員配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定（特例認定）特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		✓
エ 役員等に対する報酬又は給与の状況 (ア) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（(イ)に係る部分を除く。） (イ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		✓
オ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		✓
カ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		✓
(3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類		✓

(4) 収益の明細その他の資金に関する事項 作成例

前事業年度の収益の明細など

(NPO法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)

法人名	特定非営利活動法人△○川流域保全グループ	事業年度	○年○月○日～○年○月○日
-----	----------------------	------	---------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	650,000円
賛助会員受取会費	1,789,000円
受取寄附金	3,125,078円
受取民間助成金	3,000,000円
受取国庫補助金	250,000円
○県△事業委託料	200,000円
△○川流域にまつわる民話・文化を継承する事業収益	415,000円
△○川保全のための清掃ボランティア事業収益	15,000円
水辺の生き物とのふれあい体験事業収益	30,158円
その他雑収益	780円
	円
	円
合 計	9,475,016円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
理事○○太郎（短期借入金）	100,000円
○○○信用金庫（長期借入金）	1,000,000円
	円
	円
合 計	1,100,000円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [②次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
〇〇市	〇〇市〇〇町〇〇	250,000 円	〇〇〇補助金
〇〇県	〇〇市〇〇町〇〇	200,000 円	〇〇事業委託料
(公財) 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	100,000 円	〇〇〇助成金
〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	100,000 円	寄附金
株式会社〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	50,000 円	〇〇セミナー講師料

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	70,000 円	事務所賃借料
〇〇電機	〇〇市〇〇町〇〇	50,000 円	エアコン購入費用
〇〇印刷	〇〇市〇〇町〇〇	40,000 円	イベントチラシ印刷費用
〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	30,000 円	フォーラム講師謝金
〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	役員報酬および職員給与の記載は不要です。	

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
〇〇〇〇	社員	中古エアコン (残存価額 9,500 円)	〇年〇月 〇日	10,000 円	
					役員報酬および職員給与の記載は不要です。
					円

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
〇〇〇〇	社員	金銭	〇年〇月 〇日	100,000 円	年利〇% 〇年〇月返済予定
					円
					円

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
〇〇〇〇	社員	講師謝金	〇年〇月 〇日	50,000 円	
					円
					円

3 寄附者に関する事項 [③寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
加古川太郎	300,000 円	〇〇〇2.5.15
宝塚一郎	500,000 円	〇〇〇2.7.10
加古川美咲	200,000 円	〇〇〇2.8.7
	円	.
	円	.

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）、ロ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
兵庫 太郎	理事長	役員	報酬	〇〇〇2.4.1～〇〇〇3.3.31	300,000円
西宮 二郎	理事	役員	給与	〇〇〇2.4.1～〇〇〇3.3.31	1,200,000円
伊丹 三郎	理事	役員	報酬	〇〇〇2.4.1～〇〇〇3.3.31	75,000円
伊丹 三郎	理事	役員	給与	〇〇〇2.4.1～〇〇〇3.3.31	300,000円
兵庫 一男	職員	理事長の子	給与	〇〇〇2.4.1～〇〇〇3.3.31	1,200,000円
3名	職員	社員	給与	〇〇〇2.4.1～〇〇〇3.3.31	600,000円

社員又は寄附者が職員を兼務している場合に限り、氏名欄に給与を得た社員又は寄附者の総数、支給金額欄にその支給総額を記載することができます。

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	〇〇〇2年4月1日～〇〇〇3年3月31日
---------	----------------------

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
2人	100,000円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
NPO法人〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	100,000 円	〇.〇.〇	東日本大震災被災地支援
		寄附金という名目で支出しているかどうかにかかわらず、金銭その他の資産、経済的な利益の供与（贈与）を行った場合は、記載します。ただし、支出した助成金については、別途報告しているため、記載不要です。		
合 計		100,000 円		

6 海外への送金等に関する事項 [⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
〇.〇.〇	〇〇国の環境保全グループと共同研究を行う際の活動資金	200,000 円
.		円
.		円

※以下の書類は所轄庁へ提出する必要はありませんが、法人において、作成、備置、閲覧を行う必要があります。

法人名	特定非営利活動法人△〇川流域保全グループ	事業年度	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
-----	----------------------	------	---------------

資産の譲渡等の内容に関する事項 [資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
〇〇ガイド（書籍）	500 円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
講演会参加費	1,000 円	資料代
	円	
	円	

3. 助成金の支給を行った場合の報告

(1) 助成金の支給を行った場合の報告に必要な書類

認定NPO法人等が助成金の支給をした場合は、以下の書類を所轄庁に提出しなければなりません。助成金支給後、遅滞なく提出する必要があります。また、この書類は、作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで事務所に備え置かなければなりません。

助成金の支給を行った場合に提出する書類一覧

	書 類	内 容	参照 ページ	提出 部数
1	認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書	助成金を支給した際に提出する書類 様式が定められています	P.119	2部

(2) 「認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書」とは

認定NPO法人等が助成金を支給した際に提出する書類です。この書類に助成実績を記載して所轄庁に提出してください。

(3) 「認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書」作成例

兵庫県：様式第20号（第22条関係）、神戸市：様式第19号（第22条関係）

届出する日
〇年〇月〇日

認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書

兵庫県知事 様

※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式でご提出ください。

提出者 主たる事務所の所在地
兵庫県〇〇市〇〇町〇〇番地の〇
名称及び代表者の氏名
特定非営利活動法人△〇川流域保全グループ
理事長 〇 〇 太 郎
電話 (□□□) 〇×△-〇〇〇〇
電子メール 〇〇〇@××××.△△△

特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、助成の実績の書類を提出します。

認定（特例認定） 年 月 日	〇年〇月〇日		
認定（特例認定）の 有効期間	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日		
支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助成対象の事業等
〇年〇月〇日	特定非営利活動法人 まちづくり〇〇〇市民塾	100,000円	地域安全パトロールポ ランティア育成事業

具体的に記載し
てください。

4. 代表者を変更した場合の報告

(1) 代表者を変更した場合の報告

認定NPO法人等の代表者に変更があった場合は、速やかに所轄庁に届け出なければなりません。役員でなかった者が新たに役員に就き、代表者となる場合や監事が代表者になった場合などは、一般のNPO法人に義務付けられている役員変更届も別途提出が必要ですので注意してください。

代表者変更時に提出する書類一覧

	書 類	内 容	参照 ページ	提出 部数
1	認定（特例認定）法人の代表者の氏名の変更届出書	代表者の氏名の変更を届け出するための書類様式が定められています	P.120	1部

(2) 「認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更届出書」とは

認定NPO法人等の代表者に変更があった際に提出する書類です。

(3) 「認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更届出書」作成例

兵庫県：様式第18号（第20条関係）、神戸市：様式第17号（第20条関係）

認定（特例認定）特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更届出書

届出する日

○年○月○日

兵庫県知事 様

※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式でご提出ください。

届出者 主たる事務所の所在地

兵庫県○○市○○町○○番地の○

名称及び代表者の氏名

特定非営利活動法人△○川流域保全グループ

理事長 ○ ○ 太 郎

電話 (□□□) ○×△-○○○○

電子メール ○○○@××××.△△△

次のとおり代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

認定（特例認定） の有効期間	○年○月○日 ～ ○年○月○日
変 更 年 月 日	○年○月○日
変更前の代表者の 氏名及び住所	氏名：○○太郎 住所：兵庫県○○市○○町○○番地の○
変更後の代表者の 氏名及び住所	氏名：○△次郎 住所：大阪府○○市○○区○○番地・・・

5. その他の報告

(1) 2つ以上の都道府県に事務所を設置する認定NPO法人等の場合

認定NPO法人等が2つ以上の都道府県に事務所を設置する場合であって、以下の「提出するとき」に該当するときは、事務所が所在する都道府県のうち、主たる事務所が存在する都道府県以外の都道府県知事(所轄庁以外の関係知事といいます。)に対しても、書類を提出する必要があります。

	提出するとき	提出書類	提出先
1	認定、特例認定、認定の有効期間の更新または合併の通知を受けた場合 ※更新時は右欄①②③を除く	①直近の事業報告書等、②役員名簿、③定款等、 ④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し、⑤認定書の写し、 ⑥特定非営利活動促進法施行規則で定められた提出書	所轄庁以外の関係知事
2	毎事業年度3か月以内	それぞれの手続きにおいて、所轄庁に提出する必要がある書類 2… 『1 設立・運営編』74ページ参照 『2 認定NPO法人編』113ページ参照 3… 『2 認定NPO法人編』119ページ参照 4… 『1 設立・運営編』87ページ参照 5… 『1 設立・運営編』85ページ参照 6… 『1 設立・運営編』86ページ参照	所轄庁および所轄庁以外の関係知事
3	助成金支給時		
4	役員の変更等をした場合		
5	定款を変更した場合(認証が必要な場合を除く)		
6	定款の変更に係る登記をした場合		
7	定款の変更の認証を受けた場合	①認定(特例認定)特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書(※) ②定款の変更を議決した社員総会の議事録謄本 ③変更後の定款	所轄庁以外の関係知事

※所轄庁以外の関係知事が定める様式にて提出する必要があります。兵庫県および神戸市の様式については79ページを参照ください。

(2) 認定NPO法人等が所轄庁の変更を伴う定款変更の認証申請をする場合

認定NPO法人等が所轄庁の変更を伴う定款変更の認証申請をする場合は、変更後の所轄庁に法人の基本的な情報をあわせて伝える必要がありますので、以下の書類を提出する必要があります。

提出書類	提出先
一般のNPO法人が所轄庁変更を伴う定款変更の認証申請をする際に提出すべき書類(『1 設立・運営編』83ページ参照)に加えて、以下の書類を提出が必要です。 ①認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し ②認定書の写し ③所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等(添付書類を含みます。)の写し ④所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	変更前の所轄庁(変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁へ提出されます。)

(3) 認定NPO法人等がその事務所が所在する場所以外の都道府県に新たに事務所を設置する場合

認定NPO法人等がその事務所が所在する場所以外の都道府県に新たに事務所を設置する場合、以下の書類を提出する必要があります。

提出書類	提出先
①直近の事業報告書等、②役員名簿、③定款等、④認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し、⑤認定書の写し、⑥特定非営利活動促進法施行規則で定められた提出書	新たに設置する事務所が所在する都道府県の知事

6. 書類の備置き及び閲覧

(1) 書類の備置き

認定NPO法人は、次に掲げる書類を事務所に備え置かなければなりません。

備置き書類一覧

	書 類	備え置き期間	
		認定 NPO 法人	特例認定 NPO 法人
1	事業報告書、計算書類等（活動計算書、貸借対照表、注記、財産目録）、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	5年間	
2	役員名簿、定款、 認証書の写し、 登記事項証明書の写し、 設立時の財産目録	常時	
3	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、 欠格事由に該当しない旨を説明する書類	認定日から 5年間	特例認定日 から3年間
4	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
5	前事業年度の寄附者名簿	5年間	3年間
6	前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程 （役員報酬に関する規程は、役員報酬を支給していない法人でも作成が必要です。職員給与に関する規程は、雇用している職員が0名の場合、作成の必要はありません。）	5年後の事 業年度の末 日までの間	翌々事業年 度の末日ま での間
7	次の事項を記載した書類 ①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、 取引金額の多い上位5位までの取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬または給与の状況 イ 役員等に対する報酬または給与の支給の状況（口に係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日 ⑦ 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および使途ならびにその実施日		
8	認定、特例認定を受けるための要件のうち、下記基準に適合している旨 3号基準 運営組織及び経理に関する基準（60ページの③を除く） 4号基準 事業活動に関する基準（63ページ（1）AとBのみ） 5号基準 情報公開に関する基準 7号基準 不正行為等に関する基準 また、欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類		
9	助成金の支給を行った場合には、所轄庁に提出した書類の写し		特例認定の有効期間の満了日まで

(2) 書類の閲覧

認定NPO法人は、次に掲げる書類について、閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、法人の事務所において閲覧させなければなりません。ただし、個人の住所又は居所に係る部分は除くことができます。

閲覧書類一覧

	閲覧対象の書類	
1	① 事業報告書等 事業報告書、計算書類等（活動計算書、貸借対照表、注記、財産目録）、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面 ② 役員名簿 ③ 定款 ④ 認証書の写し ⑤ 登記事項証明書の写し	
2	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
4	前事業年度の役員報酬または職員給与の支給に関する規程 （役員報酬に関する規程は、役員報酬を支給していない法人でも作成が必要です。職員給与に関する規程は、雇用している職員が0名の場合、作成の必要はありません。）	
5	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引および費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5位までの取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族または役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名ならびにその寄附金の額および受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬または給与の状況 イ 役員等に対する報酬または給与の支給の状況（口に係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数および当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額ならびにその相手先および支出年月日 ⑦ 海外への送金または金銭の持出しを行った場合におけるその金額および使途ならびにその実施日	
6	認定、特例認定を受けるための要件のうち、 3号基準 運営組織及び経理に関する基準（60ページの③を除く） 4号基準 事業活動に関する基準（63ページ（1）AとBのみ） 5号基準 情報公開に関する基準 7号基準 不正行為等に関する基準 また、欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	} に適合している旨
7	助成金の支給を行った場合には、所轄庁に提出した書類の写し	

寄附者への対応

1. 寄附金受領証明書(領収書)の発行方法

(1) 寄附金受領証明書(領収書)の発行にあたって

寄附者が寄附金控除を受けるにあたっては、寄附したことを証明する書類(領収書)の添付が求められます。受領年月日や受領金額だけではなく、寄附した法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に該当するものである旨など、領収書に記載していなければならない事項がさまざまあります。販売されているような複写式等の領収書では不足する事項がありますので、注意が必要です。以下の事例を参考にして、的確な領収書を発行しましょう。

また、領収書を発行する際に同時にお礼状を添えるなど工夫してみましょう。寄附者が寄附してよかったと思えることが、継続した寄附につながります。そのような一歩ずつの積み重ねが大切です。

(2) 寄附金受領証明書(領収書)の発行見本

認定NPO法人△○川流域保全グループに○川○夫氏が100,000円寄附した場合

名称は「領収書」でも構いません。

寄附金受領証明書

税額控除を受ける場合には、寄附者の住所が必要です。寄附者の住所も記載するようにしましょう。

住所 ○○県○△市・・・・・・・・・・

氏名 ○ 川 ○ 夫 様

¥ 100,000 ー

寄附金として、上記金額を受領いたしました。

上記金額は、△○川保全のための清掃ボランティア事業のための特定非営利活動へのご寄附であることを証明いたします。

この寄附金は、所得税・法人税・相続税の控除対象です。
 この寄附金は、兵庫県の条例指定対象寄附金ですので、兵庫県にお住まいの方については、県民税(住民税)の控除対象です。
 市民税(住民税)については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

【寄附金控除等の手続きについて】
 所得税の寄附金控除および住民税の寄附金税額控除の適用を受ける場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。
 所得税の確定申告を提出しない方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除申告書」に必要事項を記載し、本証明書を添付の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。

控除の対象となる寄附は、認定日以降に受領したものです。

受領日 ○年○月○日

寄附金控除を受けるには、寄附金受領証明書(領収書)の添付が必要です。その旨を寄附者に伝えるようにしましょう。

①受領日
 ②認定NPO法人等の名称
 ③その法人の所在地
 ④認定番号
 ⑤認定日 が必要です。

認定NPO法人△○川流域保全グループ (印)

〒123-4567 △○市○△町○丁目○番○号

認定番号：123-4567、認定日：○年○月○日

2. 寄附をした個人が寄附金控除を受ける手続き(確定申告の方法)

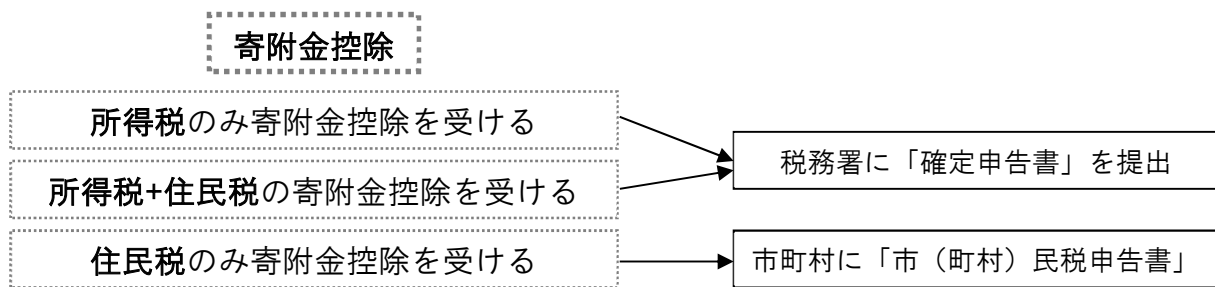
(1) 寄附金控除の手続き方法

寄附金控除を受けるにあたっては、税務署へ確定申告書を提出する場合と市町村に市(町村)民税申告書(都道府県民税申告書を兼ねている場合が多い)を提出する場合があります。

確定申告書の中に「住民税に関する事項」という欄がありますので、所得税の寄附金控除も住民税の寄附金控除も、確定申告書を提出することによって受けることができます。

ただし、基本的に確定申告というのは、所得税額が増えたり、減ったりする場合に提出するものです。つまり、所得税額に変更がない場合、確定申告書を提出することはできませんので、市(町村)民税申告書を提出します。

また、先述の4号指定のNPO法人に対する寄附金についての控除を受ける場合は、市(町村)民税寄附金税額控除申告書を提出することになります。



確定申告書を提出する場合

確定申告書の寄附金控除欄に記入し、寄附した法人から発行された寄附金受領証明書(領収書)を添付書類台紙に貼付して提出します。所得税も住民税も合わせて、この1回の手続きで済ませることができます。

提出された確定申告書のデータが税務署から都道府県や市町村へ送付され、受け取った自治体はそのデータにより、その寄附者の住民税額を算定し、個人へ通知されます。

つまり、納税者である寄附者からすると、税務署に対してしか寄附金控除に関する書類を提出していないこととなりますが、住民税の控除も受けることができます。都道府県や市町村へ個別に申告する必要はありません。

インターネットによる確定申告(e-Taxの利用)

e-Taxを利用すれば、24時間いつでも、簡単に、確定申告をすることができます。詳しくは、国税庁のホームページ等をご覧ください。

市町村に市(町村)民税申告書を提出する場合

稀なケースですが、前述したように、納めるべき所得税額が0円など住民税のみ寄附金控除を受ける場合は税務署に確定申告書を提出せずに、市町村に、市(町村)民税申告書を提出します。提出された申告書のデータが市町村から都道府県へ送付されるケースが一般的です。

(2) 還付の方法

書類提出後、還付される方法は、所得税と住民税で異なります。所得税の場合、還付される額がそのまま指定した口座へ振り込まれます。住民税の場合、翌年の納めるべき住民税額に反映されます。

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書(税額控除方式選択時)

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(年分) 氏 名 □川○夫

税額控除方式を選択する場合は、この明細書を添付する必要があります。

所得控除方式を選択する場合は、ここに寄附先と寄附金額を記入します。

○寄附金控除に関する事項(24)

寄附先の名称等	認定NPO法人 △川流域保全グループ	寄附金	100,000 円
---------	-----------------------	-----	-----------

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	① 認定NPO法人等寄附金の額	100,000 円
	② ①以外の寄附金の額	0
	③ ① + ②	100,000
所得金額の合計額	④	6,630,000
	⑤ ④ × 40%	2,652,000

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥ (赤字のときは0) 2,652,000 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦ 100,000
2千円 - ②	⑧ (赤字のときは0) 2,000
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨ (100円未満の端数切捨て) 39,200
年分の所得税の額	⑩ 574,100
⑩ × 25%	⑪ (100円未満の端数切捨て) 143,500
⑪ - 公益社団法人等寄附金特別控除額	⑫ (赤字のときは0) 143,500
認定NPO法人等寄附金特別控除額 (⑫と⑨のいずれか少ない方の金額)	⑬ 39,200

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」

認定NPO法人等寄附金の額の合計額を書いてください。(認定NPO法人等寄附金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金額
認定NPO法人△川流域保全グループ	○・10・25	100,000 円

第二表

令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所 ○○県○△市
フリガナ □川○夫

○所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の名称・所在地等	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料	○株式会社	8,580,000 円	586,100 円
⑬ 源泉徴収税額の合計額			586,100 円	

○一時所得に関する事項(7)

収入金額	支出金額	差引金額
円	円	円

○本人に関する事項(13~16)

死別 生死不明 離婚 未帰還
 障害者 障害者控除 年譜以外かつ専修学校等

○寄附金控除に関する事項(24)

寄附先の名称等	寄附金
	円

○配偶者や親族に関する事項(18~19)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
配偶者		明大昭平					
		明大昭平					
		明大昭平					
		明大昭平					
		明大昭平					
		明大昭平					

税額控除方式を選択する場合は、特例適用の条文番号「措法41の18の2」を記入してください。

保険料控除等に関する事項(9~12)

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
源泉徴収票のとおり	1,142,000 円	
合計	1,142,000 円	
⑨ 新生命保険料		
⑩ 旧生命保険料		
⑪ 新個人年金保険料		
⑫ 旧個人年金保険料		
⑬ 介護医療保険料		
⑭ 地震保険料		
⑮ 旧長期損害保険料		

○雑損控除に関する事項(22)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
損害金額	円	円
	円	円

○特例適用条文等

措法41の18の2

○住民税に関する事項

住民税	非居住者	配偶者控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法(特別徴収)	共同基金、その他の徴収	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
			百分額納付		100,000	

住民税の控除を受けられる場合は、ここに控除対象の寄附金額を記載します。この事例の場合、県の指定はあるが、市の指定はないので、「都道府県条例指定寄附」にのみ100,000円と記入します。

これはあくまでも一例です。詳しくは最寄りの税務署へご相談ください。

(4) 市(町村) 民税寄附金税額控除申告書の書き方

確定申告をしない場合にのみ提出

4号指定(詳しくは22ページ)を受けているNPO法人に寄附した場合や納めるべき所得税が0円の場合など、住民税の控除のみを受けるときは、税務署に確定申告書を提出せずに、市町村に市(町村)民税申告書を提出します。

市(町村)民税寄附金税額控除申告書

認定NPO法人△○川流域保全グループに100,000円寄附した場合で、かつ県の指定はあるが市の指定はない場合

申告に必要な書類

- ①市(町村)民税申告書
- ②市(町村)民税寄附金税額控除申告書

市(町村)民税寄附金税額控除申告書

令和 年度分 市町村民税 道府県民税		寄附金税額控除申告書(二)	
(特定非営利活動法人に対する寄附金用)			
令和 年 月	○△ 市町村民 殿	整理番号	
住所	○○県○△市・・・	フリガナ 氏名	□川○夫
個人番号		生年月日	明・大・ 55・12・17 平・令
令和 年 1月1日 現在の住所	同上	電話番号	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが前年中に住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)を除く。)に対する寄附金を支出したときは、下の欄に記載してください。

この申告書は、認定特定非営利活動法人等以外の特定非営利活動法人に対する寄附金の申告書です。その他の寄附金(認定特定非営利活動法人等に対する寄附金等)は、別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(一)」又は「市町村民税・道府県民税申告書」を市町村民長に提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
認定NPO法人 △○川流域保全グループ	都道府県 市区町村	100,000 円
	都道府県 市区町村	
	都道府県 市区町村	
計	都道府県分	100,000
	市区町村分	

(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(二) 受付書		受付日付印
(特定非営利活動法人に対する寄附金用)		
住 所	○○県○△市・・・	
氏 名	□川○夫 殿	

第五号の五の三様式(第二条関係)

寄附先ごとに都道府県の指定を受けているのか、市区町村の指定を受けているのかを確認して記入します。

これはあくまでも一例です。詳しくは最寄りの市役所へご相談ください。

認定の更新

1. 認定の更新

(1) 認定等の有効期間

認定等には、有効期間が定められています。認定NPO法人の場合は5年間、特例認定NPO法人の場合は3年間です。認定NPO法人等になった後は、有効期間が途切れないように注意する必要があります。有効期間が途切れてしまうと、当然その間は税制優遇を受けられません。その場合、税制優遇が受けられるつもりで寄附して下さった寄附者に対して迷惑をかけることになります。認定を取得した後は、常に認定期間を意識して運営するようにしましょう。

なお、特例認定については、特例認定を更新することはできません。一度特例認定を取得した後は、3年後に特例認定の有効期間が切れるまでに認定を目指すようにしましょう。

(2) 認定の更新申請期間

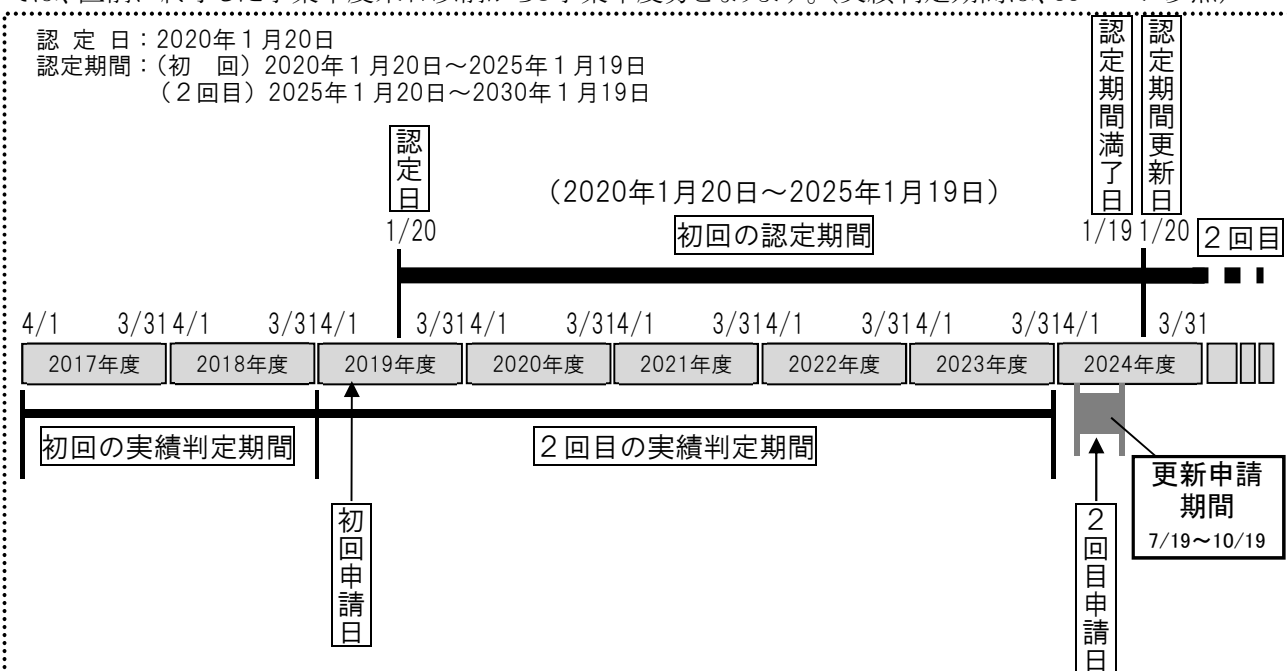
認定の有効期間を更新する申請は、有効期間満了日の6か月前から3か月前までの間にしなければなりません。この6か月前から3か月前までの期間を「更新申請期間」といいます。有効期間満了日の直前に慌てて更新申請したいと思っても、更新申請期間が過ぎてしまっていることもあり得ますので、注意が必要です。

(3) 更新申請中の認定期間

認定更新の申請中に有効期間が終了した場合、認定または不認定の結果が出るまでの間は、認定期間は有効になります。つまり、129ページの事例でいうと、更新申請期間である2024年7月19日～10月19日までに更新申請を行い、その結果が認定期間満了日である2025年1月19日が過ぎてもまだ出ていない場合、その結果が出る日（例えば、2025年2月25日に結果が出ればその日）までは認定期間は有効になります。しかし、この場合であっても、2回目の有効期間が2月25日から起算されるわけではなく、有効期間満了日の翌日（2025年1月20日）から起算して5年間となります。

(4) 事業年度が4月1日～3月31日のNPO法人の事例

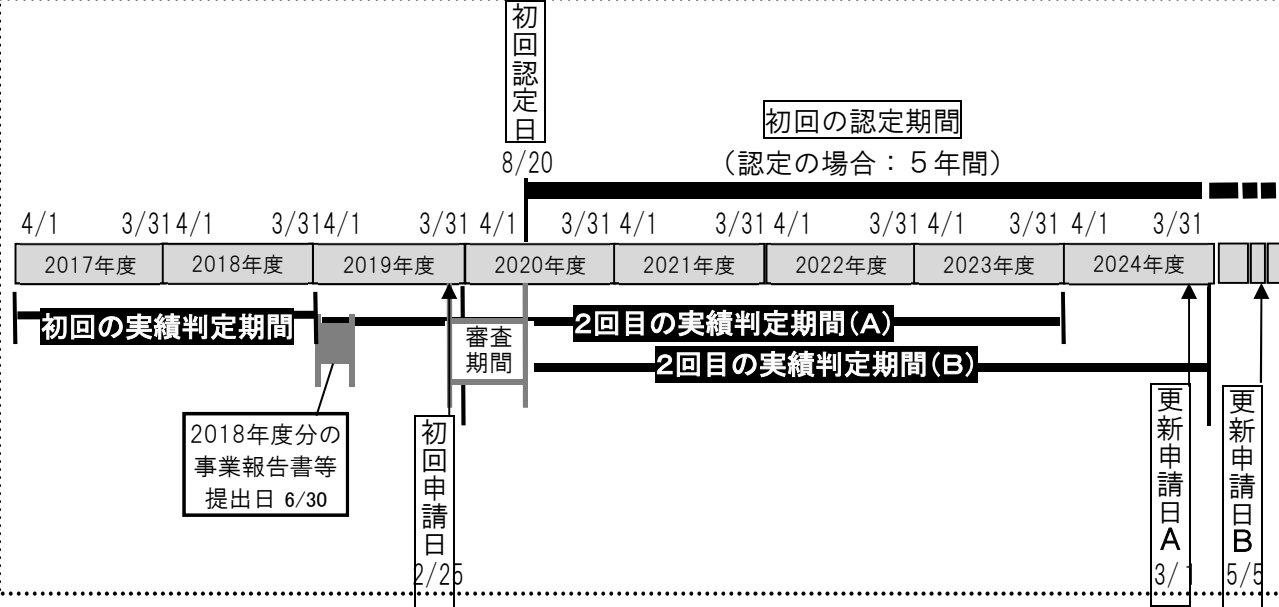
認定期間と更新申請期間の関係を図で示すと下のようになります。認定更新の場合の実績判定期間については、直前に終了した事業年度末日以前から5事業年度分となります。（実績判定期間は、35ページ参照）



初回申請時において年度後半に申請し、年度をまたいで認定された場合

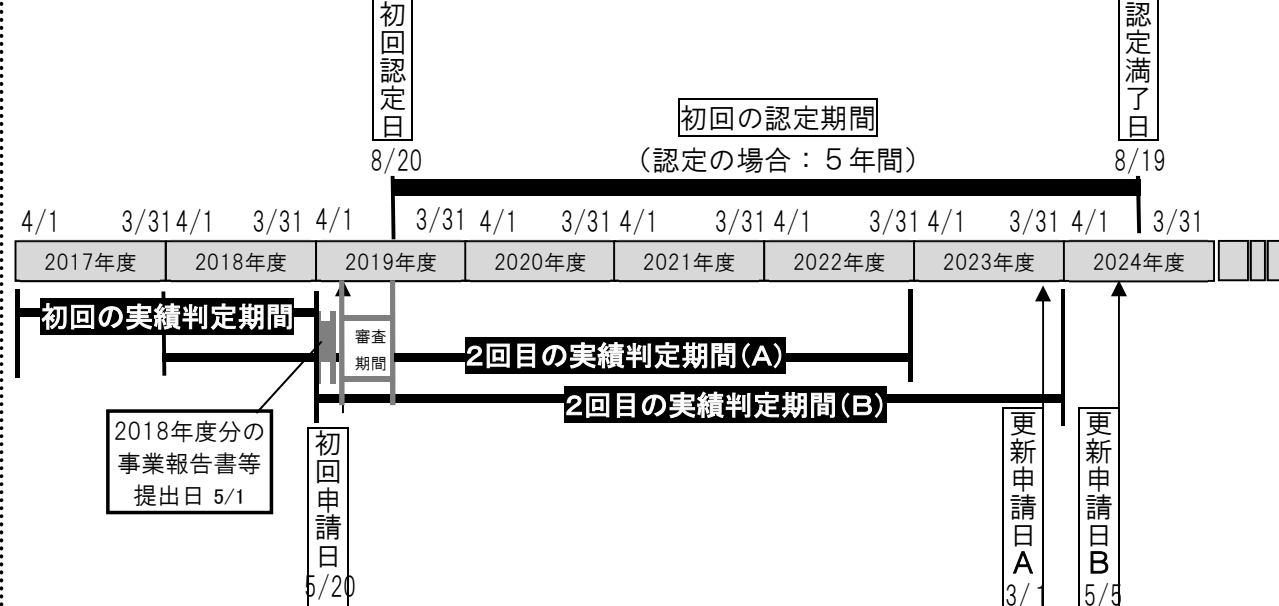
2019年度の2月25日に申請をする場合、初回の実績判定期間は、2017年度と2018年度の2年間となります。2019年度に申請する場合、2018年度の事業報告が提出できた後になりますので、注意が必要です。

その後、2回目以降の実績判定期間は5年間となるため、2回目の実績判定期間は(A)の2019～2023年度、または(B)の2020～2024年度のどちらかになります。(A)の場合、(B)の場合のどちらに当たるかは、認定の更新申請期間との関係によって変わります。例えば、2020年8月20日に初回の認定を受けた場合、認定の有効期間は、2020年8月20日～2025年8月19日となります。その場合、更新申請期間はその満了の日の6か月前から3か月前となりますので、2025年2月19日～2025年5月19日となり、2つの事業年度をまたぐこととなります。更新申請日Aの例のように、2024年度中に更新申請する場合は、実績判定期間は(A)となります。更新申請日Bの例のように、2025年度に入ってから更新申請する場合は、実績判定期間はBとなります。



初回申請時において年度当初に申請し、同一年度内の7～9月に認定された場合

年度当初に申請し、同一年度内の7～9月に認定された場合、下記のような事例では、更新申請期間はその満了の日の6か月前から3か月前となりますので、2024年2月19日～2024年5月19日となり、2つの事業年度をまたぐこととなります。更新申請日Aの例のように、2023年度中に更新申請する場合は、実績判定期間は(A)となり、初回の実績判定期間と1事業年度分実績判定期間が重複することとなります。更新申請日Bの例のように、2024年度に入ってから更新申請する場合は、実績判定期間はBとなります。



2. 認定の更新手続き

更新申請の際に提出する書類は、基本的には認定申請時と同じです。ただし、以下のような点が異なります。

- 寄附者名簿は、申請時には添付する必要がありません。(※)
ただし、寄附者名簿は毎年度作成して5年間保存しておかなければならない義務があります。所轄庁へ提出する必要がないだけで、作成しなくてよいというわけではありませんし、現地調査時に提示を求めますので、注意が必要です。
- 「役員報酬規程等」に記載している内容を改めて記載する必要はありません。
認定NPO法人等は、毎事業年度終了後、役員報酬規程や収益の明細などを記載した書類によって、法人の状況を報告しなければなりません。そこに記載している内容と同様のものは記載する必要がありません。

認定更新の際に必要な申請書および添付書類一覧

申請書・添付書類		認定申請			参照ページ	提出部数	
		相対値基準	絶対値基準	条例個別指定			
認定の有効期間の更新申請書		○	○	○	P.132	1部	
1. 寄附者名簿		○(※)			P.83	—	
1号基準	認定基準等チェック表	第1表 相対値基準・原則用	どちらか	—	—	P.90	2部
		第1表 相対値基準・小規模法人用	○	—	—	P.91	2部
		第1表 絶対値基準用	—	○	—	P.92	2部
		第1表 条例個別指定法人用	—	—	○	P.93	2部
	受け入れた寄附金の明細表	第1表付表1 相対値基準・原則用	どちらか	—	—	P.95	2部
		第1表付表1 相対値基準・小規模法人用	○	—	—	P.96	2部
社員から受け入れた会費の明細表		第1表付表2	○	—	—	P.97	2部
2号	認定基準等チェック表	第2表	○	○	—	P.98	2部
		第2表 条例個別指定法人用	—	—	○	P.98	2部
3号	認定基準等チェック表		第3表	「申請時」欄以外は省略可能		P.99	2部
	役員等の状況		第3表付表1	「申請時」欄以外は省略可能		P.101	2部
	帳簿組織の状況		第3表付表2	省略可能		P.102	2部
4号	認定基準等チェック表		第4表	イ・ロの「申請時」欄、ハ・ニ以外は省略可能		P.103	2部
	役員等に対する報酬等の状況		第4表付表1	申請日までの記載が必要		P.105	2部
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等		第4表付表2	2は該当があれば、1・3は申請日までの記載が必要		P.106	2部
5号	認定基準等チェック表		第5表	省略可能		P.108	2部
7号	認定基準等チェック表		第7表	「申請時」欄以外は省略可能		P.109	2部
欠格事由チェック表			○	○	○	P.110	2部
3. 寄附金を充当する予定の事業内容等			○	○	○	P.111	2部

3. 「認定の有効期間の更新申請書」作成例

(1) 「認定の有効期間の更新申請書」とは

認定の有効期間の更新を申請する旨を記した用紙です。これを一番上にして、添付書類を付けて提出します。その他の書類については、第Ⅲ章の申請書類に関するページを参照して作成ください。

(2) 「認定の有効期間の更新申請書」作成例

兵庫県：様式第16号（第18条関係）、神戸市：様式第16号（第19条関係）		提出：1部
認定の有効期間の更新申請書		申請する日 ○年○月○日
兵庫県知事 様		
※所轄庁が神戸市の場合は、神戸市の様式でご提出ください。		
申請者 主たる事務所の所在地		
兵庫県○○市○○町○○番地の○		
名称及び代表者の氏名		
特定非営利活動法人△○川流域保全グループ		
理事長 ○ ○ 太 郎		
電話 (□□□) ○×△-○○○○		
電子メール ○○○@××××.△△△		
特定非営利活動促進法第51条第5項において準用する同法第44条第2項の規定により、次のとおり認定の有効期間の更新を申請します。		
事業年度	○月○日 ～ ○月○日	
認定の有効期間	○年○月○日 ～ ○年○月○日	
認定の有効期間の満了日の6月前の日	○年○月○日	
認定の有効期間の満了日の3月前の日	○年○月○日	
この申請において適用する 広く市民からの支援を受けている かどうかを判断するための基準 (パブリックサポートテスト基準)	<ul style="list-style-type: none"> 相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 <li style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">絶対値基準 条例個別指定法人 	
現に行っている事業の概要	△○川流域にまつわる民話・文化を継承する事業 △○川保全のための清掃ボランティア事業 水辺の生き物とのふれあい体験事業	
その他の事務所の所在地 及び当該事務所の責任者の 氏名	兵庫県○○市大字×××○○番地△△ マンション○○号○○室 責任者 ○△次郎 電話 (□□□) △×△-△△○○ 電子メール ○□○@××××.△△△	

4. 認定・特例認定の失効

認定NPO法人・特例認定NPO法人(以下、認定NPO法人等)は以下の事由が生じたときは認定・特例認定の効力を失います。これを認定・特例認定の失効といいます。また、その場合、所轄庁はインターネットやその他の適切な方法によって、その旨を公示することとなっています。(NPO法第57条、第61条)

① 認定・特例認定の有効期間が終了したとき

認定期間および特例認定期間が終了した場合、その効力を失います。また、認定の更新手続きの申請をし、その申請が拒否処分されたときも同様の扱いとなります。

② 認定NPO法人等が認定NPO法人等でないNPO法人と合併し、かつその合併が所轄庁の認定を受けずにその効力を生じたとき

認定NPO法人等が認定NPO法人等でない一般のNPO法人と合併した場合は、改めて認定の申請をし、認定されなければなりません。

③ 認定NPO法人等が解散したとき

認定NPO法人等が解散した場合は、認定・特例認定の効力を失います。

④ 特例認定NPO法人が認定NPO法人になったとき

特例認定NPO法人が認定申請をし、正式に認定NPO法人としての認定を受けたときは特例認定の効力を失います。

認定の取消し

1. 認定・特例認定の取消し

(1) 取り消さなければならない場合

認定NPO法人・特例認定NPO法人が以下のいずれかの事由に該当するとき、所轄庁は認定・特例認定を取り消さなければならないとされています。(NPO法第67条第1項)

- ① 欠格事由のいずれかに該当するとき（欠格事由については69ページを参照ください）
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新、または合併の認定を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、所轄庁または所轄庁以外の関係知事による命令に従わないとき
- ④ 認定NPO法人等から認定または特例認定の取消しの申請があったとき

(2) 取り消すことができる場合

以下の場合には、所轄庁は認定・特例認定を取り消すことができます。(NPO法第67条第2項)

- ① 認定基準の3号、4号①②③、7号に適合しなくなったとき
認定基準の3号については59ページ、4号については63ページ、7号については68ページを参照ください
- ② 事業報告書等を期限内に提出していない、また、法で定められた閲覧の規定を守っていないとき
- ③ その他、法令または法令に基づいてする行政の処分に違反したとき

認定・特例認定を取り消した場合、所轄庁はインターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています。法人にとって大きなイメージダウンになりますし、取消し後は当然税制優遇も受けられませんから、そうと知らずに寄附をした寄附者に迷惑がかかる可能性があります。

さらに、みなし寄附金制度(24ページ参照)を適用していた認定NPO法人がその認定を取り消されたときは、その取消しの原因となった事実が生じた日を含む事業年度までさかのぼって課税されてしまうというペナルティがありますので、そのようなことにならないよう、認定取得後も適正な組織運営を継続していけるよう、十分注意しましょう。

5 監督罰則

1 認定NPO法人等に対する所轄庁の監督	
1. 認定NPO法人等に対する監督等	137
2 罰則規定	
1. 罰則規定（認定・特例認定に関するもの）	140

認定NPO法人等に対する所轄庁の監督

1. 認定NPO法人等に対する監督等

認定NPO法人等は、税制優遇を得る一方で、社会的責任をしっかりと果たすことによって、より多くの市民に支えられることが求められています。そのため、NPO法の目的規定にある「運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度」の実効性を確保するため、認定NPO法人等には毎事業年度終了後に役員報酬規程等の書類の提出が義務付けられています。

また、所轄庁は、認定NPO法人等の監督者として、NPO法に基づく報告、検査、勧告、命令等および認定(特例認定)の取消しの権限を有しています。

(1) 認定NPO法人等に対する報告および検査

- ① 所轄庁は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分もしくは定款に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、その業務もしくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(NPO法第 64 条第1項)。

- ② 所轄庁以外の関係知事(認定NPO法人等が主たる事務所と異なる都道府県内にその他の事務所を有する場合、当該その他の事務所が存在する都道府県の知事)は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分もしくは定款に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務もしくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、その職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務もしくは財産の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(NPO法第 64 条第2項)。

- ③ 上記①または②の検査については、次のように定められています。

ア 所轄庁または所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記①または②の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定NPO法人等の役員等に提示させるものとされています(NPO法第 64 条第3項)。

イ 所轄庁または所轄庁以外の関係知事が、上記①または②の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記③アの書面の提示を要しないものとされています(NPO法第 64 条第4項)。

ウ 上記③イの場合、所轄庁または所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定NPO法人等の役員等に対し上記③アの書面を提示させるものとされています(NPO法第 64 条第5項)。

エ 上記①または②の検査をする職員が、当該検査により上記③アまたはウで理由として提示した事項以外の事項について、①または②の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、③アまたはウの規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(NPO法第 64 条第6項)。

オ ①または②の検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければなりません。また、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(NPO法第 64 条第7項、第 41 条第3項、第4項)。

(2) 認定NPO法人等に対する勧告、命令等

- ① 所轄庁は、認定NPO法人等について、(4)②アからウの認定または特例認定(以下「認定等」といいます。)の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(NPO法第65条第1項)。
- ② 所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等について、(4)②ア(「第二章 認定基準の概要 1 認定NPO法人の9つの基準」の3号基準は除きます。)からウの認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(NPO法第65条第2項)。
- ③ 所轄庁または所轄庁以外の関係知事は、上記①または②の勧告を受けた認定NPO法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定NPO法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(NPO法第65条第4項)。
- ④ 上記①および②の勧告ならびに③の命令は、書面により行うよう努めなければならないとされています(NPO法第65条第5項)。
- ⑤ 所轄庁または所轄庁以外の関係知事は、上記①もしくは②の勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表することとされています。また、③の命令をしたときは、同様の方法により命令をした旨を公示することとされています。(NPO法第65条第3項・第6項)。
- ⑥ 所轄庁または所轄庁以外の関係知事は、①もしくは②の勧告または③の命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(NPO法第65条第7項)。
 - ア 「欠格事由とは」(69 ページ参照)の(1)①(暴力団又はその構成員等に限る)および⑥の事由
警視総監または道府県警察本部長
 - イ 「欠格事由とは」(69 ページ参照)の(1)④および(1)⑤の事由
国税庁長官、関係都道府県知事または関係市町村長

(3) 認定NPO法人に対するその他の事業の停止

- ① 所轄庁は、その他の事業を行う認定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益が、当該認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(NPO法第66条第1項)。
- ② 所轄庁は、上記①の命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(NPO法第66条第2項、第65条第5項、第6項)。

(4) 認定NPO法人等に対する認定等の取消し

- ① 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定または特例認定(以下「認定等」といいます。)を取り消さなければなりません(NPO法第67条第1項、第3項)(134 ページ参照)。
 - ア 欠格事由(認定等を取り消され、その取消の日から5年を経過しないものを除きます。欠格事由については69 ページを参照)のいずれかに該当するとき
 - イ 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
 - ウ 正当な理由がなく、上記(2)③の命令または(3)①のその他の事業の停止命令に従わないとき
 - エ 認定NPO法人等から認定または特例認定の取消しの申請があったとき
- ② 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(NPO法第67条第2項、第3項)。

- ア 第Ⅱ章「認定基準の概要 1 認定NPO法人の9つの基準」3号基準、4号基準①、②もしくは③、7号基準(33 ページ参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき
- イ 事業報告書等を期限内に所轄庁に提出しないとき、認定NPO法人等が果たすべき情報公開義務(NPO法第 52 条第4項、第 54 条第4項)に違反して書類を閲覧させないとき
- ウ 上記②アおよびイのほか、法令または法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき
- ③ 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。
- ア 上記(4)①または②の認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定NPO法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(NPO法第 67 条第4項、第 43 条第3項)。
- イ 所轄庁は、上記③アの請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定NPO法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(NPO法第 67 条第4項、第 43 条第4項)。
- ウ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていたNPO法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(NPO法第 67 条第 4 項、第 49 条第1項、第2項)。
- エ 所轄庁または所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(NPO法第 67 条第 4 項、第 65 条第7項)。
- (ア)「欠格事由とは」(69 ページ参照)の(1)①(暴力団又はその構成員等に限る)および⑥の事由
警視総監または道府県警察本部長
- (イ)「欠格事由とは」(69 ページ参照)の(1)④および(1)⑤の事由
国税庁長官、関係都道府県知事または関係市町村長

認定取消しの影響

認定・特例認定を取り消した場合、上述のとおり所轄庁はインターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています。法人にとって大きなイメージダウンになりますし、取消し後は当然税制優遇も受けられませんから、そうと知らずに寄附をした寄附者に迷惑がかかる可能性があります。

さらに、みなし寄附金制度(24 ページ参照)を適用していた認定NPO法人がその認定を取り消されたときは、その取消しの原因となった事実が生じた日を含む事業年度までさかのぼって課税されてしまうというペナルティがありますので、そのようなことにならないよう、認定取得後も適正な組織運営を継続していけるよう、十分注意しましょう。

罰則規定

1. 罰則規定(認定・特例認定に関するもの)

NPO法では、所轄庁の勧告、命令や法の規定に違反した場合には、以下の罰則が設けられています。

(1) 6か月以下の懲役または50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定または認定NPO法人等と認定NPO法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます(NPO法第77条)。

(2) 50万円以下の罰金

以下の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます(NPO法第78条、第79条)。

- ① 認定NPO法人または特例認定NPO法人でない者であって、その名称または商号中に、認定NPO法人または特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者(NPO法第50条第1項、第62条、第78条第2号、第4号)
- ② 不正の目的をもって、他の認定NPO法人または特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称または商号を使用した者(NPO法第50条第2項、第62条、第78条第3号、第5号)
- ③ 正当な理由がないのに、「認定NPO法人等に対する勧告、命令等」(138 ページ参照) (2)③の規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者(NPO法第65条第4項、第78条第6号)
- ④ 正当な理由がないのに、「認定NPO法人に対するその他の事業の停止」(138 ページ参照) (3)①の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者(NPO法第66条第1項、第78条第7号)

(3) 20万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事または清算人は、20万円以下の過料に処せられます(NPO法第80条)。

- ① 認定NPO法人等が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等(NPO法第52条第1項、第53条第1項)、の規定に違反して、届出をせず、または虚偽の届出をしたとき(NPO法第80条第3号)
- ② 認定NPO法人等が、認定申請の添付書類および役員報酬規程等の備え置きの規定(NPO法第54条第1項、第2項、第3項、第4項)に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類を備え置かず、またはこれに記載すべき事項を記載せず、もしくは不実の記載をしたとき(NPO法第80条第4号)
- ③ 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が認定の通知を受けたとき、もしくは認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等、役員名簿および定款等の提出の規定(NPO法第49条第4項、第53条第4項)または事務所が2以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定(NPO法第52条第2項)、認定NPO法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定(NPO法第55条第1項、第2項)に違反して、毎事業年度1回提出しなければならない書類(「事業年度終了後3か月以内の報告」(113 ページを参照))の提出を怠ったとき(NPO法第80条第5号)
- ④ 「認定NPO法人等に対する報告および検査」(137 ページを参照) (1)①もしくは②による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき(NPO法第80条第10号)

ひょうご中間支援団体ネットワーク 参加団体一覧

2022年3月1日現在

	団体名	所在地		団体名	所在地
1	一般財団法人 明石コミュニティ創造協会	明石市	15	NPO法人 市民事務局かわにし	川西市
2	NPO法人 あしやNPOセンター	芦屋市	16	NPO法人 シミズシーズ	加古川市
3	一般社団法人 ウィズささやま	丹波 篠山市	17	NPO法人 しゃらく	神戸市 須磨区
4	NPO会計支援センター	宝塚市	18	NPO法人 シンフォニー	尼崎市
5	NPO法人 北播磨市民活動支援センター	小野市	19	認定NPO法人 ソーシャルデザインセンター淡路	南あわじ市
6	NPO法人 gift	丹波市	20	認定NPO法人 宝塚NPOセンター	宝塚市
7	NPO法人 神戸まちづくり研究所	神戸市 中央区	21	NPO法人 丹波ひとまち支援機構	丹波市
8	NPO法人 コミュニティアートセンタープラッツ	豊岡市	22	NPO法人 場とつながりの研究センター	三田市
9	認定NPO法人 コミュニティ・サポートセンター神戸	神戸市 東灘区	23	NPO法人 阪神・智頭NPOセンター	伊丹市
10	NPO法人 コミュニティ事業支援ネット	西宮市	24	NPO法人 ひとまちあーと	たつの市
11	認定NPO法人 コムサロン 21	姫路市	25	姫路市市民活動・ボランティア サポートセンター	姫路市
12	三田市市民活動推進プラザ	三田市	26	NPO法人 兵庫SPO支援センター	明石市
13	NPO法人 市民活動センター神戸	神戸市 中央区	27	公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団	神戸市 中央区
14	認定NPO法人 しみん基金・KOBÉ	神戸市 中央区	28	ひょうごボランタリープラザ	神戸市 中央区

(50音順)

NPO法人の手引 2 認定NPO法人編

ひょうご中間支援団体ネットワーク・兵庫県・神戸市 2022年3月改訂

発行 兵庫県・神戸市

兵庫県 兵庫県県民生活部県民躍動課

住所 〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館11階

電話 078-362-9102

FAX 078-362-3908

神戸市 地域協働局地域活性課

住所 〒650-8570

神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館23階

電話 078-322-6837

FAX 078-322-6133

